

令和 4 年 9 月 8 日招集

令和 4 年第 6 回 琴 浦 町 議 会 定 例 会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 68 号	琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	68
議案第 69 号	令和 4 年度琴浦町一般会計補正予算(第 3 号)……………	別冊
議案第 70 号	令和 4 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)……………	別冊
議案第 71 号	令和 4 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 72 号	令和 4 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 2 号)……………	別冊
議案第 73 号	令和 4 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)……………	別冊
議案第 74 号	令和 4 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 75 号	令和 4 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 76 号	令和 4 年度琴浦町上郷財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 77 号	令和 4 年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 78 号	令和 4 年度琴浦町成美財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 79 号	令和 4 年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 80 号	令和 4 年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第 2 号)……………	別冊
議案第 81 号	令和 3 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	81
議案第 82 号	令和 3 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	82
議案第 83 号	令和 3 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	83

議案第 84 号	令和 3 年度琴浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について…………	84
議案第 85 号	令和 3 年度琴浦町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	85
議案第 86 号	令和 3 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	86
議案第 87 号	令和 3 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について…………	87
議案第 88 号	令和 3 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について……	88
議案第 89 号	令和 3 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	89
議案第 90 号	令和 3 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	90
議案第 91 号	令和 3 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	91
議案第 92 号	令和 3 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	92
議案第 93 号	令和 3 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について…………	93
議案第 94 号	令和 3 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	94
議案第 95 号	令和 3 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
議案第 96 号	令和 3 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	96
議案第 97 号	令和 3 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	97
議案第 98 号	令和 3 年度琴浦町水道事業会計決算認定について……………	98
議案第 99 号	令和 3 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について……………	99
議案第 100 号	負担付贈与の受け入れについて……………	100
議案第 101 号	損害賠償額の決定について……………	101

議案第 102 号	町道路線の認定について……………	102
議案第 103 号	町道路線の変更について……………	103
議案第 104 号	琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について……………	104
議案第 105 号	第 3 次琴浦町総合計画の策定について……………	105
議案第 106 号	琴浦町八橋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……………	106

議案第 68 号

琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町職員の育児休業等に関する条例(平成16年琴浦町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、</u>第2条の4に該当する場合にあっては、<u>当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) 次のいずれかに該当する<u>非常勤職員</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4に該当する場合にあっては、2歳に到達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしている非常勤職員

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
(当該子についてこの号に掲げる場合
に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子が1歳6箇月に達する日

員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) 略

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる時は、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育

児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては、同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月の到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(2) 略

(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(再度の育児休業をすることができる特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されるこ

(1) 略

(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。))。

(6) 略

(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるこ

とに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 略

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第3号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除

とに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除

く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。))。 <u>(7)</u> 略	く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。))。 <u>(6)</u> 略
--	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 69 号

令和 4 年度琴浦町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度琴浦町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 649,878 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,870,519 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費

は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 0. 地方特例交付金		8,900	116	9,016
	1. 地方特例交付金	8,900	116	9,016
1 1. 地方交付税		4,312,639	103,126	4,415,765
	1. 地方交付税	4,312,639	103,126	4,415,765
1 3. 分担金及び負担金		61,594	275	61,869
	2. 分担金	5,400	275	5,675
1 5. 国庫支出金		1,326,474	64,937	1,391,411
	1. 国庫負担金	754,954	36,837	791,791
	2. 国庫補助金	568,099	28,100	596,199
1 6. 県支出金		1,100,508	52,994	1,153,502
	1. 県負担金	360,430	72	360,502
	2. 県補助金	682,985	52,922	735,907
1 9. 繰入金		559,022	△11,410	547,612
	1. 特別会計繰入金	25,967	4,056	30,023
	2. 基金繰入金	533,055	△15,466	517,589
2 0. 繰越金		50,000	401,812	451,812
	1. 繰越金	50,000	401,812	451,812
2 1. 諸収入		205,366	380	205,746
	5. 雑入	176,018	380	176,398
2 2. 町債		789,400	37,648	827,048
	1. 町債	789,400	37,648	827,048
歳 入	合 計	11,220,641	649,878	11,870,519

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		102,202	14	102,216
	1. 議会費	102,202	14	102,216
2. 総務費		2,365,266	380,661	2,745,927
	1. 総務管理費	2,166,245	379,165	2,545,410
	2. 徴税費	116,225	195	116,420
	3. 戸籍住民登録費	58,446	1,301	59,747
3. 民生費		3,316,740	2,194	3,318,934
	1. 社会福祉費	1,708,430	497	1,708,927
	2. 児童福祉費	1,438,167	1,697	1,439,864
4. 衛生費		501,671	165	501,836
	1. 保健衛生費	242,910	165	243,075
5. 農林水産業費		1,095,101	△485	1,094,616
	1. 農業費	1,042,674	△1,942	1,040,732
	2. 林業費	40,852	1,457	42,309
6. 商工費		293,906	△2,792	291,114
	1. 商工費	293,906	△2,792	291,114
7. 土木費		927,687	14,323	942,010
	2. 道路橋梁費	399,312	6,759	406,071
	4. 都市計画費	399,203	1,939	401,142
	5. 住宅費	82,229	5,625	87,854
		871,247	32,702	903,949
9. 教育費	1. 教育総務費	172,479	2,950	175,429
	2. 小学校費	113,885	1,047	114,932
	3. 中学校費	78,401	5,846	84,247

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 社会教育費	274,796	22,505	297,301
	5. 保健体育費	231,686	354	232,040
10. 災害復旧費		571	55,000	55,571
11. 公債費	1. 農林水産業災害復旧費	560	55,000	55,560
		1,439,554	132,204	1,571,758
12. 諸支出金	1. 公債費	1,439,554	132,204	1,571,758
		277	35,261	35,538
13. 予備費	1. 諸費	277	35,261	35,538
		16,304	631	16,935
歳	1. 予備費	16,304	631	16,935
	合 計	11,220,641	649,878	11,870,519

第 2 表 地 方 債 補 正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
				限度額	償還の方法
・ソーシャルメディア活用事業（過疎対策事業債） ・ため地防災減災対策推進事業 ・町道橋梁点検事業（過疎対策事業債） ・福祉のまちづくり推進事業（過疎対策事業債） ・町道舗装等修繕計画更新事業（過疎対策事業債） ・空き家等除却事業（過疎対策事業債） ・空き家等実態調査事業（過疎対策事業債） ・特別史跡斎尾廃寺跡出土遺跡調査事業（過疎対策事業債） ・不妊・不育治療費助成事業（過疎対策事業債） ・私立こども園大規模修繕事業（過疎対策事業債） ・高齢者インフルエンザ予防接種事業（過疎対策事業債） ・家庭用発電設備等設置事業（過疎対策事業債） ・過年度農地災害復旧事業 ・過年度農業用施設災害復旧事業	1,000 14,800 1,700 400 4,000 1,500 2,000 1,000 1,000 7,500 3,000 400 400 500	証書借入又は証券発行	年3.5%以内（但し、利率見直し方式で借り入れられる資金については、当該見直し後の利率）		政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	償還の方法
・臨時財政対策債 ・部落自治振興事業（過疎対策事業債） ・土地改良区運営補助事業（過疎対策事業債） ・林業振興対策事業（過疎対策事業債） ・町道立子大熊線道路改良事業（辺地債） ・道路更新防災対策事業（過疎対策事業債） ・A L T 配置事業（過疎対策事業債） ・浦安地区公民館改修事業 ・商工業振興事業（過疎対策事業債） ・社会福祉協議会運営補助事業（過疎対策事業債）	98,000 6,300 7,400 1,000 7,500 48,700 2,200 38,600 2,200 5,000	証書借入又は証券発行	年3.5%以内（但し、利率見直し方式で借り入れられる資金については、当該見直し後の利率）		69,148 13,600 15,000 2,000 8,100 47,000 4,000 56,500 6,500 10,000	補正前に同じ

3. 廃止				(単位：千円)
起債の目的	限度額	備 考		
・農村地域防災・減災事業	16,500	要件を満たすことができないことが判明し、廃止するもの。		

第 3 表 繰 越 明 許 費				(単位：千円)
款	項	事 業 名	金 額	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	除雪車購入事業	30,000	
9. 教育費	4. 社会教育費	浦安地区公民館移転事業	59,045	
10. 災害復旧費	1. 農林水産業災害復旧費	過年度発生農地災害復旧事業	10,000	
10. 災害復旧費	1. 農林水産業災害復旧費	過年度発生農業用施設災害復旧事業	45,000	

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正				(単位：千円)
1. 追加	事 項	期 間	限度額	
放課後児童クラブ運営業務		令和5年度から令和7年度まで	135,000	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(歳 入)		一 般 (単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	8,900	116	9,016
11. 地方交付税	4,312,639	103,126	4,415,765
13. 分担金及び負担金	61,594	275	61,869
15. 国庫支出金	1,326,474	64,937	1,391,411
16. 県支出金	1,100,508	52,994	1,153,502
19. 繰入金	559,022	△11,410	547,612
20. 繰越金	50,000	401,812	451,812
21. 諸収入	205,366	380	205,746
22. 町債	789,400	37,648	827,048
歳 入 合 計	11,220,641	649,878	11,870,519

(歳 出)

一 般 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
				特 定 財 源	そ の 他			
					国 県 支 出 金	地 方 債		
1. 議会費	102, 202	14	102, 216					14
2. 総務費	2, 365, 266	380, 661	2, 745, 927	60, 850	8, 300		△10, 280	321, 791
3. 民生費	3, 316, 740	2, 194	3, 318, 934	2, 307	17, 500		△9	△17, 604
4. 衛生費	501, 671	165	501, 836		4, 400		△3, 491	△744
5. 農林水産業費	1, 095, 101	△485	1, 094, 616	△4, 125	6, 900		△29	△3, 231
6. 商工費	293, 906	△2, 792	291, 114			4, 300	△2, 900	△4, 192
7. 土木費	927, 687	14, 323	942, 010	△361	8, 500		477	5, 707
9. 教育費	871, 247	32, 702	903, 949	3, 316	20, 700			8, 686
10. 災害復旧費	571	55, 000	55, 571	53, 825	900		275	
11. 公債費	1, 439, 554	132, 204	1, 571, 758				△477	132, 681
12. 諸支出金	277	35, 261	35, 538				80	35, 181
13. 予備費	16, 304	631	16, 935					631
歳 出 合 計	11, 220, 641	649, 878	11, 870, 519	115, 812	71, 500		△16, 354	478, 920

2. 歳入

(款) 10. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
1. 地方特例交付金	8,900	116	9,016	1. 地方特例交付金	116	地方特例交付金
計	8,900	116	9,016			

(款) 11. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	4,312,639	103,126	4,415,765	1. 地方交付税	103,126	普通交付税
計	4,312,639	103,126	4,415,765			

(款) 13. 分担金及び負担金 (項) 2. 分担金

2. 農林水産業費分担金	0	275	275	1. 農業費分担金	275	過年発生農地災害復旧費分担金 過年発生農業用施設災害復旧費分担金
計	5,400	275	5,675			

(款) 15. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

1. 民生費負担金	754,783	1,264	756,047	1. 社会福祉費負担金	145	低所得者介護保険料軽減事業費負担金	145
				2. 児童福祉費負担金	1	過年度分児童扶養手当負担金	1
				4. 生活保護費負担金	1,118	生活保護費負担金 (過年度分)	1,118
3. 総務費負担金	0	35,573	35,573	1. 新型コロナウイルスワクチン接種費用国庫負担金	35,573	新型コロナウイルスワクチン接種費用 国庫負担金	35,573
計	754,954	36,837	791,791				

(款) 15. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

一般 (単位: 千円)

1. 総務費補助金	299, 236	26, 277	325, 513	1. 総務費補助金	26, 277	個人番号カード交付事業費補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金	2, 092 19, 694 4, 491
5. 都市計画費	1, 494	923	2, 417	1. 住宅・建築物耐震改修 等事業費補助金	923	社会資本整備総合交付金	923
6. 教育費補助金	2, 902	900	3, 802	3. 社会教育費補助金	900	国宝重要文化財等保存整備費補助金	900
計	568, 099	28, 100	596, 199				

(款) 16. 県支出金 (項) 1. 県負担金

1. 民生費負担金	356, 506	72	356, 578	1. 社会福祉費負担金	72	低所得者介護保険料軽減事業費負担金	72
計	360, 430	72	360, 502				

(款) 16. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費補助金	151, 512	2, 090	153, 602	2. 児童福祉費補助金	2, 090	安心子ども基金特別対策事業補助金 (保育所緊急整備事業)	1, 916
4. 農林水産業費補助金	448, 720	△4, 125	444, 595	1. 農業費補助金	△4, 125	安心子ども基金特別対策事業補助金 (子ども園整備事業)	174
6. 土木費補助金	9, 689	△1, 284	8, 405	2. 都市計画費補助金	336	鳥取梨生産振興事業費補助金 経営体育成支援事業費補助金	615 △4, 740
				3. 住宅費補助金	△1, 620	福祉のまちづくり推進事業費補助金 空き家対策総合支援交付金	336 △1, 620
7. 教育費補助金	12, 189	2, 416	14, 605	1. 学校教育費補助金	1, 966	帰国・外国人児童生徒に対する支援事 業費補助金	1, 966

(款) 16. 県支出金 (項) 2. 県補助金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
				2. 社会教育費補助金	450	埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金 450
9. 災害復旧費補助金	0	53, 825	53, 825	1. 農業災害復旧費補助金	53, 825	農地災害復旧費過年度補助金 9, 500 農業用施設災害復旧費過年度補助金 44, 325
計	682, 985	52, 922	735, 907			

(款) 19. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

1. 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	2, 770	△277	2, 493	1. 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	△277	住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金 △277
2. 船上山発電所管理特別会計繰入金	4, 908	△1, 353	3, 555	1. 船上山発電所管理特別会計繰入金	△1, 353	船上山発電所管理特別会計繰入金 △1, 353
3. 介護保険特別会計繰入金	1	5, 686	5, 687	1. 介護保険特別会計繰入金	5, 686	介護保険特別会計繰入金 5, 686
計	25, 967	4, 056	30, 023			

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

2. ふるさと未来夢基金繰入金	360, 900	△16, 900	344, 000	1. ふるさと未来夢基金繰入金	△16, 900	ふるさと未来夢基金繰入金 △16, 900
6. 森林環境譲与税基金繰入金	3, 190	1, 324	4, 514	1. 森林環境譲与税基金繰入金	1, 324	森林環境譲与税基金繰入金 1, 324
9. 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	1, 580	110	1, 690	1. 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	110	企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 110
計	533, 055	△15, 466	517, 589			

(款) 20. 繰越金 (項) 1. 繰越金 一般 (単位: 千円)

1. 繰越金	50,000	401,812	451,812	1. 前年度繰越金	401,812	前年度繰越金	401,812
計	50,000	401,812	451,812				

(款) 21. 諸収入 (項) 5. 雑入

2. 雑入	175,475	380	175,855	1. 現年度分	380	補償金	220
計	176,018	380	176,398			その他雑入 (その他特定財源)	160

(款) 22. 町債 (項) 1. 町債

1. 臨時財政対策債	98,000	△28,852	69,148	1. 臨時財政対策債	△28,852	臨時財政対策債	△28,852
2. 総務債	217,200	8,300	225,500	1. 過疎対策事業債	8,300	部落自治振興事業 ソーシヤルメディア活用事業	7,300 1,000
3. 農林水産業債	63,900	6,900	70,800	1. 農業債	△1,700	農村地域防災・減災事業 ため池防災減災対策推進事業	△16,500 14,800
4. 土木債	153,700	8,500	162,200	2. 過疎対策事業債	8,600	土地改良区運営補助事業 林業振興対策事業	7,600 1,000
				2. 辺地債	600	町道立子大熊線道路改良事業	600
				4. 過疎対策事業債	7,900	町道橋梁点検事業 道路更新防災対策事業 福祉のまちづくり推進事業 町道舗装等修繕計画更新事業 空き家等除却事業 空き家等実態調査事業	1,700 △1,700 400 4,000 1,500 2,000
5. 教育債	45,900	20,700	66,600	1. 過疎対策事業債	2,800	AL T配置事業 特別史跡斎尾廃寺跡出土遺跡調査事業	1,800 1,000

(款) 22. 町債 (項) 1. 町債 一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2. 公共施設等適正管理推進事業債	17,900	浦安地区公民館改修事業
6. 商工債	152,900	4,300	157,200	1. 過疎対策事業債	4,300	商工業振興事業
7. 民生債	49,700	16,500	66,200	1. 過疎対策事業債	16,500	社会福祉協議会運営補助事業 不妊・不育治療費助成事業 私立こども園大規模修繕事業 高齢者インフルエンザ予防接種事業
8. 衛生債	8,100	400	8,500	1. 過疎対策事業債	400	家庭用発電設備等設置事業
9. 災害復旧事業債	0	900	900	1. 農業災害復旧事業債	900	過年度農地災害復旧事業 過年度農業用施設災害復旧事業
計	789,400	37,648	827,048			

3. 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

— 一 般 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 議会費	102, 202	14	102, 216				14	3. 職員手当等	14	勤労手当	
計	102, 202	14	102, 216				14				

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	586, 052	3, 339	589, 391	791			2, 548	1. 報酬	793	会計年度任用短時間勤務職員	793
								3. 職員手当等	542	退職手当組合負担金	542
								4. 共済費	661	共済組合負担金	203
										社会保険料	458
								8. 旅費	26	費用弁償	26
								10. 需用費	1, 080	修繕料	1, 080
								12. 委託料	237	ペレットストーブ灰処理委託料	237
2. 文書広報費	8, 142	0	8, 142		1, 000		△1, 000			財源組替	
3. 財政管理費	543, 051	298, 479	841, 530				298, 479	12. 委託料	479	地方単独事業（ソフト）の見える化対応システム改修委託料	479
								24. 積立金	298, 000	財政調整基金積立金	188, 000
										減債基金積立金	110, 000
7. 企画費	234, 104	493	234, 597				493	2. 給料	67	一般職	20
										一般職	47
								7. 報償費	24	報償金	24
								10. 需用費	20	消耗品費	20
								11. 役務費	48	通信運搬費	48
								14. 工事請負費	129	分庁舎前バス待合所撤去工事	129

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額		
					国県支出金	地方債	その他				
								17. 備品購入費	205	庁用備品	205
8. 交通安全対策費	6,082	220	6,302			220		14. 工事請負費	220	交通安全看板・旗立ポール移設工事	220
11. 新型コロナウイルス感染症対策費	273,247	3,491	276,738	3,491				17. 備品購入費	686	庁用備品	686
								18. 負担金、補助及び交付金	2,805	DMOインバウンド誘致対策促進負担金 プレミアム付き「地元商店応援券」発行事業補助金	525 2,280
12. 諸費	45,554	73,143	118,697	55,267	7,300	△10,500	21,076	1. 報酬	2,494	会計年度任用短時間勤務職員	2,494
								3. 職員手当等	933	時間外勤務手当 期末手当	607 326
								4. 共済費	345	共済組合負担金 社会保険料	132 213
								7. 報償費	4,860	報償金	4,860
								8. 旅費	44	費用弁償	44
								10. 需用費	632	消耗品費 印刷製本費 医薬材料費	450 132 50
								11. 役務費	5,343	通信運搬費 広告料 手数料	1,920 200 3,163

[illegible]

(款)	2.	總務費	(項)	2.	徵稅費
-----	----	-----	-----	----	-----

1. 税務総務費	68,777	195	68,972					195	3. 職員手当等	195	扶養手当 児童手当	90 105
計	116,225	195	116,420					195				

2. 總務費 (項) 3. 戶籍住民登録費

1. 戸籍住民登録費	58,446	1,301	59,747	1,301				1. 報酬	907	会計年度任用短時間勤務職員	907
								3. 職員手当等	364	時間外勤務手当	270
								8. 旅費	30	期末手当 費用弁償	94 30
計	58,446	1,301	59,747	1,301							

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額		
					国県支出金	地方債	その他				
2. 社会福祉事業費	80,965	140	81,105		10,000		△9,860	7. 報償費	140	記念品	140
10. 介護保険事業費	337,269	357	337,626	217			140	27. 繰出金	357	介護保険（介護給付費等繰出）	357
11. 後期高齢者医療費	342,797	0	342,797				9			財源組替	
計	1,708,430	497	1,708,927	217	10,000	△9	△9,711				

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	882,978	△2,431	880,547				△2,431	2. 給料	△2,380	一般職	△2,380
								3. 職員手当等	△51	扶養手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 住居手当	117 120 △200 △200 112
2. 保育所運営費	487,811	4,048	491,859	2,090	7,500		△5,542	12. 委託料	1,000	こども園 (しらとり) 除雪作業委託料 こども園 (やばせ) 除雪作業委託料 こども園 (こがね) 除雪作業委託料 こども園 (ことうら) 除雪作業委託料 こども園 (ふなのえ) 除雪作業委託料	200 200 200 200 200

									18. 負担金、補助及び交付金	3,048	私立こども園緊急整備事業補助金	3,048
3. 児童館運営費	10,775	80	10,855					80	10. 需用費		80 消耗品費	80
計	1,438,167	1,697	1,439,864	2,090	7,500			△7,893				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	88,958	165	89,123			9	156	2. 給料	64	一般職	64
2. 予防費	81,102	0	81,102		4,000	△3,000	△1,000	3. 職員手当等	101	勤勉手当	101
4. 環境衛生費	24,066	0	24,066		400	△500	100			財源組替	
計	242,910	165	243,075		4,400	△3,491	△744			財源組替	

(款) 5. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	38,895	16	38,911				16	3. 職員手当等	16	勤勉手当	16
3. 農業振興費	297,952	△3,993	293,959	△4,125			132	3. 職員手当等	100	児童手当	100
								18. 負担金、補助及び交付金	△4,093	鳥取梨生産振興事業補助金 経営体育成支援事業補助金	647 △4,740
5. 農地費	424,094	2,035	426,129		5,900	△1,353	△2,512	3. 職員手当等	675	時間外勤務手当	675
								12. 委託料	1,200	防災重点ため池用地測量委託料	1,200
								14. 工事請負費	827	田越南沈砂地ため池底樋修繕工事	827

(款) 5. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
								16. 公有財産購入費	686	土地	686
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,353	東伯地区土地改良区連合運営補助金	△1,353
計	1,042,674	△1,942	1,040,732	△4,125	5,900	△1,353	△2,364				

(款) 5. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

1. 林業総務費	3,627	133	3,760				133	3. 職員手当等	133 扶養手当 期末手当 勤勉手当	120 5 8
2. 林業振興費	37,225	1,324	38,549		1,000	1,324	△1,000	12. 委託料	1,324 経営管理権集積計画作成等委託料	1,324
計	40,852	1,457	42,309		1,000	1,324	△867			

(款) 6. 商工費 (項) 1. 商工費

2. 商工振興費	38,296	0	38,296		4,300		△4,300		財源組替	
3. 観光費	209,505	△3,380	206,125			△2,900	△480	7. 報償費	180 報償金	180
								14. 工事請負費	440 一向平キャンプ場駐車場区画線設置工事	440
								18. 負担金、補助及び交付金	△4,000 白鳳祭運営補助金	△4,000

4. 地域振興費	4,036	588	4,624					588	14. 工事請負費	588	日韓友好交流公園浄化槽解体埋土工事	588
計	293,906	△2,792	291,114			4,300	△2,900	△4,192				

(款) 7. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路維持費	57,604	6,059	63,663			4,000	2,059	12. 委託料	5,000	町道舗装等修繕計画更新業務委託料	5,000
								21. 補償、補填及び賠償金	1,059	賠償金	1,059
2. 道路新設改良費	291,336	700	292,036			600	100	12. 委託料	500	橋梁修繕工事等業務委託料	500
								14. 工事請負費	△500	社会資本整備総合交付金道路改良工事	△500
								18. 負担金、補助及び交付金	700	山村代行県執行負担金	700
計	399,312	6,759	406,071			4,600	2,159				

(款) 7. 土木費 (項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	3,321	1,596	4,917	1,259		400	△63	18. 負担金、補助及び交付金	1,596	アスベスト撤去支援事業補助金 福祉のまちづくり推進事業補助金	250 1,346
2. 公共下水道事業費	395,882	343	396,225				343	27. 繰出金	343	下水道事業会計繰出金	343
計	399,203	1,939	401,142	1,259		400	280				

(款) 7. 土木費 (項) 5. 住宅費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 住宅管理費	82, 229	5, 625	87, 854	△1, 620	3, 500	477	3, 268	1. 報酬	56	56
								10. 需用費	3, 924	524
									修繕料	3, 400
								18. 負担金、補助及び交付金	1, 645	145
										空家除却費用補助金 1, 500
計	82, 229	5, 625	87, 854	△1, 620	3, 500	477	3, 268			

(款) 9. 教育費 (項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	170,654	2,950	173,604	1,966	1,800		△816	1. 報酬	2,597	2,597
								3. 職員手当等	281	281
								8. 旅費	72	72
計	172,479	2,950	175,429	1,966	1,800		△816			

(款) 9. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	86,315	1,047	87,362				1,047	10. 需用費	1,047	1,047
計	113,885	1,047	114,932				1,047			

(款) 9. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	50,740	5,846	56,586				5,846	10. 需用費	5,846	5,846
計	78,401	5,846	84,247				5,846			

(款) 9. 教育費 (項) 4. 社会教育費

— 般 (単位: 千円)

1. 社会教育総務費	57, 104	29	57, 133				29	2. 給料	29	一般職	29
2. 公民館費	91, 461	19, 944	111, 405		17, 900		2, 044	12. 委託料	4, 062	浦安地区公民館ネットワーク移設業務委託料 浦安地区公民館移転改修工事監理業務委託料	2, 582 1, 480
3. 文化財保護費	7, 271	0	7, 271		1, 000		△1, 000	14. 工事請負費	15, 882	浦安地区公民館移転改修工事財源組替	15, 882
4. 埋蔵文化財発掘調査費	2, 432	1, 802	4, 234	1, 350			452	10. 需用費	163	消耗品費 燃料費 印刷製本費	102 36 25
								11. 役務費	4	手数料	4
								12. 委託料	1, 402	町内遺跡発掘調査作業員派遣業務委託料	1, 402
								13. 使用料及び賃借料	233	借上料	233
5. 生涯学習センター運営費	36, 235	730	36, 965				730	10. 需用費	730	修繕料	730
計	274, 796	22, 505	297, 301	1, 350	18, 900		2, 255				

(款) 9. 教育費 (項) 5. 保健体育費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源		一般財源		区分	金額			
				国県支出金	地方債	その他						
1. 保健体育総務費	14,759	32	14,791					32	1. 報酬	32	会計年度任用短時間勤務職員	32
3. 体育施設費	34,041	322	34,363					322	10. 需用費	322	修繕料	322
計	231,686	354	232,040					354				

(款) 10. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産業災害復旧費

5. 過年発生農地災害復旧費	0	10,000	10,000	9,500	400	100		14. 工事請負費	10,000	過年発生農地災害復旧工事	10,000
6. 過年発生農業用施設災害復旧費	0	45,000	45,000	44,325	500	175		14. 工事請負費	45,000	過年発生農業用施設災害復旧工事	45,000
計	560	55,000	55,560	53,825	900	275					

(款) 11. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 元金	1,372,901	132,204	1,505,105			△477	132,681	22. 償還金、利子及び割引料	132,204	償還金	132,204
計	1,439,554	132,204	1,571,758			△477	132,681				

(款) 12. 諸支出金 (項) 1. 諸費 一 般 (単位: 千円)

1. 国県支出金 返納金	277	35,261	35,538			80	35,181	22. 償還金、利 子及び割引 料	35,261	返納金	35,261
計	277	35,261	35,538			80	35,181				

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	16,304	631	16,935				631		631		
計	16,304	631	16,935				631				

議案第70号

令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,748千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ2,013,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表

歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

国 保 (単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰越金		70	11,748	11,818
	1. 繰越金	70	11,748	11,818
歳 入	合 計	2,002,243	11,748	2,013,991

歳 出

国 保 (単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 基金積立金		2	11,818	11,820
	1. 基金積立金	2	11,818	11,820
10. 予備費		2,081	△70	2,011
	1. 予備費	2,081	△70	2,011
歳 出	合 計	2,002,243	11,748	2,013,991

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款		補正前の額	補正額	計	国保 (単位:千円)
8. 繰越金		70	11,748		11,818
歳入	合計	2,002,243	11,748		2,013,991

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源	一 般 財 源		
					国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他
7. 基金積立金	2	11,818	11,820				11,818
10. 予備費	2,081	△70	2,011				△70
歳出	合計	2,002,243	2,013,991				11,748

2. 歳 入

(款) 8. 繰越金 (項) 1. 繰越金 国 保 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	70	11,748	11,818	1. 前年度繰越金	11,748	前年度繰越金 11,748
計	70	11,748	11,818			

3. 歳 出

(款) 7. 基金積立金 (項) 1. 基金積立金 国 保 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特	定財源		一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債				その他	
1. 財政調整基金積立金	2	11,818	11,820					11,818	24. 積立金	11,818	財政調整基金積立金
計	2	11,818	11,820					11,818			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	2,081	△70	2,011			△70				予備費 △70
計	2,081	△70	2,011			△70				

議案第71号

令和4年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日 提出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

歳 入		住 新 (単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額
3. 繰越金		5,539	△ 555
	1. 繰越金	5,539	△ 555
歳	入 合 計	8,434	△ 555
			7,879

歳 出

歳 出		住 新 (単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額
1. 資金貸付事業費		805	216
	1. 資金貸付事業費	805	216
3. 諸支出金		2,770	△ 277
	1. 繰出金	2,770	△ 277
4. 予備費		4,859	△ 494
	1. 予備費	4,859	△ 494
歳	出 合 計	8,434	△ 555
			7,879

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

住 新 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金	5,539	△555	4,984
歳 入 合 計	8,434	△555	7,879

(歳出)

住 新 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特	定		財		源
					国県支出金	地方債			
1. 資金貸付事業費	805	216	1,021				0		
3. 諸支出金	2,770	△277	2,493				0		
4. 予備費	4,859	△494	4,365				0		
歳 出 合 計	8,434	△555	7,879				0		

2. 歳入

(款) 3. 繰越金 (項) 1. 繰越金 住 新 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	5,539	△555	4,984	1. 前年度繰越金	△555	前年度繰越金 △555
計	5,539	△555	4,984			

3. 歳出

(款) 1. 資金貸付事業費 (項) 1. 資金貸付事業費 住 新 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 資金貸付事業費	805	216	1,021			216		10 需用費	216	消耗品費 燃料費
計	805	216	1,021			216				

(款) 3. 諸支出金 (項) 1. 繰出金 住 新 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額			
									国県支出金	地 方 債	
1. 繰出金	2,770	△277	2,493			△277			28. 繰出金	△277	一般会計繰出金
計	2,770	△277	2,493			△277					

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	4,859	△494	4,365		△494	△494	
計	4,859	△494	4,365		△494		

議案第 72 号

令和 4 年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 4 年度琴浦町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度琴浦町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第 1 款 下水道事業収益	9 3 0,	8 7 7 千円			9 3 1, 2 2 0 千円
第 1 項 営 業 収 益	2 5 3,	4 7 9 千円			2 5 3, 4 7 9 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	6 5 4,	8 4 9 千円			6 5 5, 1 9 2 千円
第 1 款 下水道事業費用	9 2 7,	3 6 5 千円			9 2 7, 7 0 8 千円
第 1 項 営 業 費 用	7 8 6,	3 6 3 千円			7 8 6, 7 0 1 千円
第 3 項 特 別 損 失	5,	1 3 6 千円			5, 1 4 1 千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	28,537千円	338千円	28,875千円

第4条 予算第9条に定めた補助金の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
他 会 計 補 助 金	359,371千円	343千円	359,714千円

令和4年9月8日 提出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年度 琴浦町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
11 下水道事業収益			930,877	343	931,220
	02 営業外収益		654,849	343	655,192
		02 他会計補助金	359,371	343	359,714

支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
21 下水道事業費用			927,365	343	927,708
	01 営業費用		786,363	338	786,701
		05 総係費	72,247	338	72,585
	03 特別損失		5,136	5	5,141
		03 過年度損益修正損	5,136	5	5,141

令和4年度 琴浦町下水道事業会計補正予算 (第2号)説明書

収益の収入及び支出
収入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明 細	
					節	金額 附記
11 下水道事業収益		930,877	343	931,220		(千円)
02)営業外収益		654,849	343	655,192		
	02 他会計補助金	359,371	343	359,714		
					010 他会計補助金	343 一般会計繰入金 343千円

支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明 細	
					節	金額 附記
21 下水道事業費用		927,365	343	927,708		(千円)
01)営業費用		786,363	338	786,701		
	05 総係費	72,247	338	72,585		
					020 手当	298 扶養手当 110千円 児童手当 135千円 期末手当 24千円 勤勉手当 29千円
					030 賞与引当金繰入額	33 期末手当引当金 22千円 勤勉手当引当金 11千円
					060 法定福利費引当金繰入額	7 共済負担金引当金 6千円 互助会負担金引当金 1千円
03)特別損失		5,136	5	5,141		
	03 過年度損益修正損	5,136	5	5,141		
					570 過年度損益修正損	5 下水道使用料過年度還付金 5千円

令和4年度 琴浦町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで：間接法により作成)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	7,130	千円
減価償却費	556,214	千円
資産減耗費	11,320	千円
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,417	千円
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,638	千円
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	322	千円
長期前受金戻入額	△ 295,438	千円
受取利息及び配当金	0	千円
支払利息及び企業債取扱諸費	123,609	千円
未収金の増減額 (△は増加)	10,546	千円
未払金の増減額 (△は減少)	△ 69	千円
小計	419,689	千円
利息及び配当金の受取額	0	千円
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 123,609	千円
業務活動によるキャッシュ・フロー	296,080	千円
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 50,814	千円
国庫補助金等による収入	8,034	千円
一般会計等からの繰入金による収入	52,298	千円
受益者負担金等による収入	19,025	千円
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,543	千円
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良等の財源に充てたための企業債による収入	34,100	千円
建設改良等の財源に充てたための企業債の償還による支出	△ 509,571	千円
出資金による収入	166,040	千円
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 309,431	千円
資金増加額 (又は減少額)	15,192	千円
資金期首残高	23,048	千円
資金期末残高	38,240	千円

令和4年度 琴浦町下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

		資 産 の 部		円	
		資 産	の 部	円	円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地				
	ロ 建 物				
	ハ 減 価 償 却 累 計 額	571,743,050	611,054,681		
	ニ 構 築 物	△ 21,831,203	549,911,847		
	ヘ 減 価 償 却 累 計 額	15,874,006,314			
	ホ 機 械 及 び 装 置	△ 419,409,391	15,454,596,923		
	ヘ 減 価 償 却 累 計 額	943,043,285			
	ホ 車 両 運 搬 具	△ 113,106,400	829,936,885		
	ヘ 減 価 償 却 累 計 額	80,766			
	ヘ 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	0	80,766		
	減 価 償 却 累 計 額	266,300	179,683		
	有 形 固 定 資 産 合 計	△ 86,617		17,445,760,785	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	ヘ その 他 無 形 固 定 資 産			5,340,002	
	無 形 固 定 資 産 合 計			5,340,002	17,451,100,787
2	流 動 資 産				
(1)	現 金				
(2)	未 収 預 金				
	貸 倒 引 当 金		10,378,450	38,240,998	
(3)	有 価 証 券		△ 4,417,199	5,961,251	
(4)	貯 蔵 品			0	
(5)	前 払 費 用			0	
	前 払 金			0	
	流 動 資 産 合 計				44,202,249
	資 産 合 計				17,495,303,036

負債の部		円
3	固定負債	
(1)	企業債	
(2)	リース債務	円
	固定負債合計	7,252,699,251
4	流動負債	0
(1)	企業債	
(2)	リース債務	528,508,279
(3)	未払金	0
	イ 営業未払金	14,569,444
	ロ 営業外未払金	10,257,000
	ハ その他未払金	0
(4)	未払費用	24,826,444
(5)	引当金	0
	イ 賞与引当金	1,638,097
	ロ 法定福利費引当金	321,613
	引当金合計	1,959,710
	流動負債合計	555,294,433
5	繰延収益	
(1)	長期前受金	8,704,143,588
(2)	収益化累計額	△ 295,438,326
	繰延収益合計	8,408,705,262
	負債合計	16,216,698,946

	6	資 本 金	資 本 の 部	円
(1)		固 有 資 本 金		円
(2)		出 資 金		756,346,529
(3)		組 入 資 本 金		166,040,000
		資 本 金 合 計		0
	7	剰 余 金		922,386,529
(1)		資 本 剰 余 金		
		イ 受 贈 財 産 評 価 額	361,293	
		ロ 国 庫 補 助 金	285,978,695	
		ハ 県 補 助 金	19,368,000	
		ニ 他 会 計 補 助 金	43,379,478	
		資 本 剰 余 金 合 計		349,087,466
(2)		利 益 剰 余 金		
		イ 建 設 改 良 積 立 金	0	
		ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	7,130,095	
		利 益 剰 余 金 合 計		7,130,095
		剰 余 金 合 計		356,217,561
		資 本 合 計		1,278,604,090
		負 債 資 本 合 計		17,495,303,036

議案第73号

令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,259千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,263,018千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		介 護 (単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4. 支払基金交付金		575,847	128	575,975
	1. 支払基金交付金	575,847	128	575,975
7. 繰入金		336,488	357	336,845
	1. 一般会計繰入金	329,469	357	329,826
8. 繰越金		1	55,774	55,775
	1. 繰越金	1	55,774	55,775
歳 入	合 計	2,206,759	56,259	2,263,018

歳 出		介 護 (単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		67,616	140	67,756
	1. 総務管理費	61,470	140	61,610
4. 基金積立金		1	28,982	28,983
	1. 基金積立金	1	28,982	28,983
5. 諸支出金		252	27,137	27,389
	1. 償還金及び還付加算金	251	21,451	21,702
	2. 繰出金	1	5,686	5,687
歳 出	合 計	2,206,759	56,259	2,263,018

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

		介 護 (単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
4. 支払基金交付金	575, 847	128	575, 975
7. 繰入金	336, 488	357	336, 845
8. 繰越金	1	55, 774	55, 775
歳 入 合 計	2, 206, 759	56, 259	2, 263, 018

(歳出) 介護 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
1. 総務費	67,616	140	67,756				140	
4. 基金積立金	1	28,982	28,983				28,982	
5. 諸支出金	252	27,137	27,389				27,137	
歳出合計	2,206,759	56,259	2,263,018				56,259	

2. 歳入

(款) 4. 支払基金交付金 (項) 1. 支払基金交付金 (単位：千円) 介 護

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 地域支援事業支援交付金	22,914	128	23,042	2. 過年度分	128	地域支援事業支援交付金 128
計	575,847	128	575,975			

(款) 7. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	33,894	140	34,034	1. 職員給与費等繰入金	140	職員給与費等繰入金 140
5. 低所得者介護保険料軽減事業費繰入金	22,175	217	22,392	1. 低所得者介護保険料軽減事業費繰入金	217	低所得者介護保険料軽減事業費繰入金 217
計	329,469	357	329,826			

(款) 8. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	55,774	55,775	1. 繰越金	55,774	前年度繰越金 55,774
計	1	55,774	55,775			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

介 護 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	金 額	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1. 一般管理費	17,325	140	17,465			140			3. 職員手当等	140	通勤手当	140
計	61,470	140	61,610			140						

(款) 4. 基金積立金 (項) 1. 基金積立金

1. 介護給付費 準備基金積 立金	1	28,982	28,983			28,982			24. 積立金	28,982	介護給付費準備基金積立金	28,982
計	1	28,982	28,983			28,982						

(款) 5. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

2. 償還金	1	21,451	21,452			21,451			22. 償還金、利 子及び割引 料	21,451	償還金	21,451
計	251	21,451	21,702			21,451						

(款) 5. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰 出金	1	5,686	5,687			5,686			27. 繰出金	5,686	一般会計繰出金	5,686
計	1	5,686	5,687			5,686						

議案第 74 号

令和 4 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 491 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 251,412 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	後 期 (単位：千円)
5. 繰越金		1	491	492
	1. 繰越金	1	491	492
歳 入	合 計	250,921	491	251,412

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	後 期 (単位：千円)
4. 予備費		6	491	497
	1. 予備費	6	491	497
歳 出	合 計	250,921	491	251,412

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)		後 期 (単位: 千円)		
款		補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	491	492
歳	入 合 計	250, 921	491	251, 412

(歳出)		後 期 (単位: 千円)				
款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債 そ の 他	
4. 予備費	6	491	497			491
歳 出 合 計	250, 921	491	251, 412			491

2. 歳 入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金 後 期 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	491	492	1. 繰越金	491	繰越金 491
計	1	491	492			

3. 歳 出

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費 後 期 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 予備費	6	491	497				491		491		
計	6	491	497				491				

議案第 75 号

令和 4 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 354 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30, 733 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		3,569	△1,354	2,215
	1. 繰越金	3,569	△1,354	2,215
歳 入	合 計	32,087	△1,354	30,733

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 電気事業費用		25,144	△1,353	23,791
	1. 営業費用	25,144	△1,353	23,791
2. 予備費		6,943	△1	6,942
	1. 予備費	6,943	△1	6,942
歳 出 合 計		32,087	△1,354	30,733

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

		船上山 (単位: 千円)		
款		補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		3,569	△1,354	2,215
歳入	合 計	32,087	△1,354	30,733

(歳出) 船上山 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
1. 電気事業費用	25,144	△1,353	23,791				△1,353	
2. 予備費	6,943	△1	6,942				△1	
歳出合計	32,087	△1,354	30,733				△1,354	

2. 歳入

(款) 2. 繰越金 (項) 1. 繰越金

船 上 山 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 前年度繰越金	3,569	△1,354	2,215	1. 前年度繰越金	△1,354	前年度繰越金 △1,354
計	3,569	△1,354	2,215			

3. 歳 出

(款) 1. 電気事業費用 (項) 1. 営業費用 船 上 山 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 水力発電費	25, 144	△1, 353	23, 791			△1, 353		27. 繰出金	△1, 353	一般会計繰出金	△1, 353
計	25, 144	△1, 353	23, 791			△1, 353					

(款) 2. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	6,943	△1	6,942			△1			△1	
計	6,943	△1	6,942			△1				

議案第 76 号

令和 4 年度琴浦町上郷財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度琴浦町上郷財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 228 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 234 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		2	228	230
	1. 財産売却収入	2	228	230
歳 入	合 計	6	228	234

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		5	229	234
	1. 総務管理費	5	229	234
2. 予備費		1	△1	0
	1. 予備費	1	△1	0
歳 出 合 計		6	228	234

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

上 財 (単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		2	228	230
歳	入 合 計	6	228	234

(歳出) 上 財 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源			そ の 他	
				国県支出金	地方債			
1. 総務費	5	229	234					229
2. 予備費	1	△1	0					△1
歳 出 合 計	6	228	234					228

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入 (項) 1. 財産売払収入 上 財 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 不動産売払収入	2	228	230	1. 土地売払収入	228	228
計	2	228	230			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

上 財 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 管理費	5	229	234				229	18. 負担金、補助及び交付金	229	交付金
計	5	229	234				229			

(款) 2. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	1	△1	0				△1		△1	
計	1	△1	0				△1			

議案第 77 号

令和 4 年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 2 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		17,788	124	17,912
	1. 繰越金	17,788	124	17,912
歳入	合 計	18,079	124	18,203

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産区管理会費		1,300	2	1,302
	1. 管理会費	1,300	2	1,302
2. 予備費		16,779	122	16,901
	1. 予備費	16,779	122	16,901
歳 出 計	合 計	18,079	124	18,203

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

		赤 財 (単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金	17,788	124	17,912
歳 入 合 計	18,079	124	18,203

(歳 出) 赤 財 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 財産区管理会費	1,300	2	1,302				2
2. 予備費	16,779	122	16,901				122
歳 出 合 計	18,079	124	18,203				124

2. 歳入

(款) 2. 繰越金 (項) 1. 繰越金 赤 財 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	17,788	124	17,912	1. 前年度繰越金	124	前年度繰越金
計	17,788	124	17,912			124

3. 歳 出

(款) 1. 財産区管理会費 (項) 1. 管理会費

赤 財 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	1,300	2	1,302				2	1. 報酬	2	委員報酬
計	1,300	2	1,302				2			

(款) 2. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	16,779	122	16,901				122		122	
計	16,779	122	16,901				122			

議案第78号

令和4年度琴浦町成美財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度琴浦町成美財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,562千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		13,526	31	13,557
	1. 繰越金	13,526	31	13,557
歳 入	合 計	13,531	31	13,562

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産区管理会費		207	2	209
	1. 管理会費	207	2	209
2. 予備費		13,324	29	13,353
	1. 予備費	13,324	29	13,353
歳 出 合 計		13,531	31	13,562

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

		成 財 (単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金	13,526	31	13,557
歳 入 合 計	13,531	31	13,562

(歳出) 成 財 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一 般 財 源
				特 定 財 源			そ の 他	
				国 県 支 出 金	地 方 債			
1. 財産区管理会費	207	2	209					2
2. 予備費	13,324	29	13,353					29
歳 出 合 計	13,531	31	13,562					31

2. 歳入

(款) 2. 繰越金 (項) 1. 繰越金 成 財 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	13,526	31	13,557	1. 前年度繰越金	31	前年度繰越金
計	13,526	31	13,557			31

3. 歳 出

(款) 1. 財産区管理会費 (項) 1. 管理会費

成 財 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	207	2	209				2	1. 報酬	2	委員報酬
計	207	2	209				2			

(款) 2. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	13,324	29	13,353				29		29	
計	13,324	29	13,353				29			

議案第79号

令和4年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,832千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		9,821	4	9,825
	1. 繰越金	9,821	4	9,825
歳入	合 計	9,828	4	9,832

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産区管理会費		708	4	712
	1. 管理会費	708	4	712
	合 計	9,828	4	9,832

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

安 財 (単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		9,821	4	9,825
	歳 入 合 計	9,828	4	9,832

(歳 出) 安 財 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 財産区管理会費	708	4	712				4
歳 出 合 計	9, 828	4	9, 832				4

2. 歳入

(款) 2. 繰越金 (項) 1. 繰越金 安 財 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	9,821	4	9,825	1. 前年度繰越金	4	前年度繰越金
計	9,821	4	9,825			

3. 歳 出

(款) 1. 財産区管理会費 (項) 1. 管理会費

安 財 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1. 一般管理費	708	4	712					4	1. 報酬	4	委員報酬
計	708	4	712					4			

議案第 80 号

令和 4 年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14, 145 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83, 913 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金		68,816	△14,145	54,671
	1. 繰越金	68,816	△14,145	54,671
歳 入 合 計	計	98,058	△14,145	83,913

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 予備費		82,096	△14,145	67,951
	1. 予備費	82,096	△14,145	67,951
歳 出 合 計		98,058	△14,145	83,913

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

以 財 (単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
3. 繰越金		68,816	△14,145	54,671
	歳 入 合 計	98,058	△14,145	83,913

(歳 出)		以 財 (単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
2. 予備費	82,096	△14,145	67,951			△14,145
歳 出 合 計	98,058	△14,145	83,913			△14,145

2. 歳入

(款) 3. 繰越金 (項) 1. 繰越金 以 財 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	68,816	△14,145	54,671	1. 前年度繰越金	△14,145	前年度繰越金 △14,145
計	68,816	△14,145	54,671			

3. 歳 出

(款) 2. 予備費 (項) 1. 予備費 以 財 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 予備費	82,096	△14,145	67,951				△14,145		△14,145		
計	82,096	△14,145	67,951				△14,145				

議案第 8 1 号

令和 3 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し
て、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 82 号

令和 3 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 83 号

令和 3 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、
監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 84 号

令和 3 年度琴浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、監査
委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 85 号

令和 3 年度琴浦町下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 86 号

令和 3 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意
見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 87 号

令和 3 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委
員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 88 号

令和 3 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算について、監査
委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 89 号

令和 3 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 90 号

令和 3 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 91 号

令和 3 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 92 号

令和 3 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 93 号

令和 3 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 94 号

令和 3 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 95 号

令和 3 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 96 号

令和 3 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 97 号

令和 3 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 98 号

令和 3 年度琴浦町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度琴浦町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 99 号

令和 3 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について

令和 3 年度琴浦町水道事業会計における剰余金の処分について地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、剰余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和３年度琴浦町水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1, 213, 056, 225	301, 548, 221	308, 998, 673
議会の議決による処分	61, 212, 613	0	△114, 928, 540
建設改良積立金の積立	0	0	△53, 715, 927
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	61, 212, 613	0	△61, 212, 613
処分後残高	1, 274, 268, 838	301, 548, 221	（繰越利益剰余金） 194, 070, 133

議案第 100 号

負担付贈与の受け入れについて

次のとおり負担付贈与の受け入れについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1 贈与物件

区分	所在	地目	地積(㎡)
土地	琴浦町大字浦安字惣連123番地1	宅地	1560.05

区分	所在	種類及び構造	面積(㎡)
建物	琴浦町大字浦安字惣連123番地1、121番地2	集会場 1棟 鉄骨・鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根 4階建	2015.25
建物	琴浦町大字浦安字惣連121番地2	車庫 1棟 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	99.08

2 贈与者

- (1) 住所 琴浦町大字浦安123番地1
- (2) 氏名 社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会
会 長 中 井 一 郎

3 贈与条件

- (1) 本件不動産を琴浦町社会福祉協議会の事務所及び通所介護事業の用に供する施設として使用を認めるものとする。
- (2) 前項の事務所の用に供する施設部分については使用料を徴しないも

のとする。

(3) 本件不動産を受贈後、琴浦町社会福祉協議会の使用する事務所の改修工事及び本件不動産受贈前に不具合をきたしている空調設備の修繕工事を行うものとする。

(4) 前項の工事に係る一切の費用の負担を求めないものとする。

4 理由

上記財産は昭和63年、琴浦町社会福祉協議会（旧東伯町社会福祉協議会）が建設し、社会福祉を目的とする事業を実施してきた。

このたび、老朽化した浦安地区公民館の機能を移転するため、条件付きで贈与を受け入れるものである。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 1 0 1 号

損害賠償額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

1 損害賠償の相手方 (甲) 株式会社若松組 代表取締役 川瀬光知夫

2 和解の要旨

町は、甲に損害賠償金 1, 0 5 8, 6 5 2 円を支払うものとする。

3 工事契約解除の概要

(1) 工事契約解除年月日 令和 4 年 6 月 2 7 日

(2) 工事場所 琴浦町大字法万地内(町道杉地金見線)

(3) 工事契約解除の状況

上法万橋高欄塗替工事において、既設塗膜から有害物質が検出され、除去方法と安全対策を再検討した結果、事業費が増大し、現行予算では対応できなくなり工事契約解除をしたため。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 1 0 2 号

町道路線の認定について

次のとおり、町道路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	路線名	（ 上 段 ） 起 点 （ 下 段 ） 終 点	幅員（m）	延長 （m）
東 392	浦安駅南北線	琴浦町大字徳万字大久保田 266-7 地先 琴浦町大字徳万字大久保田 266-2 地先	1.65～ 2.8	93.4

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 103 号

町道路線の変更について

次のとおり、町道路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	旧新別	路線名	変 更 の 区 間 (上 段) 起 点 (下 段) 終 点	幅員 (m)	延長 (m)
赤 002	旧	鐘 鑄 谷 線	琴浦町大字別所字女天岩海道端 158 内第 1 地先 琴浦町大字別所字鐘鑄谷東峰 211 地先	1.5～ 6.0	527.0
	新	鐘 鑄 谷 線	琴浦町大字別所字女天岩海道端 159-1 地先 琴浦町大字別所字七曲西谷尻 165 地先	2.0～ 4.0	90.9
赤 107	旧	荒神谷 1 号線	琴浦町大字赤碕字荒神谷頭 225-1 地先 琴浦町大字赤碕字荒神之西 254-6 地先	3.4～ 7.7	543.3
	新	荒神谷 1 号線	琴浦町大字赤碕字荒神谷頭 225-1 地先 琴浦町大字赤碕字荒神之西 254-6 地先	3.4～ 15.0	534.2
赤 162	旧	三 軒 屋 線	琴浦町大字赤碕字荒神谷頭 226-5 地先 琴浦町大字赤碕字西納屋畑 158-1 地先	3.5～ 6.3	599.3
	新	三 軒 屋 線	琴浦町大字赤碕字荒神谷頭 233-1 地先 琴浦町大字赤碕字西納屋畑 158-1 地先	3.5～ 14.0	641.8

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第 104 号

琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について

別紙のとおり、琴浦町過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

琴浦町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

琴 浦 町

令和3年9月28日 策定
令和4年4月28日 第1回変更
令和4年9月 日 第2回変更

【目次】

1 基本的な事項

(1) 琴浦町の概況	・・・ 1
(2) 人口及び産業の推移と動向	・・・ 3
(3) 行財政の状況	・・・ 5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	・・・ 7
(5) 地域の持続的発展の基本目標	・・・ 8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	・・・ 8
(7) 計画期間	・・・ 8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 9

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点	・・・ 10
(2) その対策	・・・ 11
(3) 計画	・・・ 12
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 13

3 産業の振興

(1) 現状と問題点	・・・ 14
(2) その対策	・・・ 16
(3) 計画	・・・ 18
(4) 産業振興促進事項	・・・ 19
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 20

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点	・・・ 21
(2) その対策	・・・ 21
(3) 計画	・・・ 22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 22

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点	・・・ 23
(2) その対策	・・・ 24
(3) 計画	・・・ 25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 27

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点	・・・ 28
(2) その対策	・・・ 30
(3) 計画	・・・ 32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 34

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 3 5 |
| (2) その対策 | ・・・ 3 5 |
| (3) 計画 | ・・・ 3 6 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 3 7 |

8 医療の確保

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 3 8 |
| (2) その対策 | ・・・ 3 8 |
| (3) 計画 | ・・・ 3 8 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 3 9 |

9 教育の振興

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 4 0 |
| (2) その対策 | ・・・ 4 1 |
| (3) 計画 | ・・・ 4 2 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 4 3 |

10 集落の整備

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 4 4 |
| (2) その対策 | ・・・ 4 4 |
| (3) 計画 | ・・・ 4 5 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 4 5 |

11 地域文化の振興等

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 4 6 |
| (2) その対策 | ・・・ 4 6 |
| (3) 計画 | ・・・ 4 7 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 4 7 |

12 再生可能エネルギーの利用の促進

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 現状と問題点 | ・・・ 4 8 |
| (2) その対策 | ・・・ 4 8 |
| (3) 計画 | ・・・ 4 8 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | ・・・ 4 8 |

1 基本的な事項

(1) 琴浦町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、2004 年（平成 16 年）9 月 1 日に旧東伯町と旧赤碕町が合併してできた町で、鳥取県のほぼ中央に位置し、東西 15.2km、南北 18.5km、総面積は 139.97 km²である。南は大山山麓大地と急峻な山地、北に向かうにしたがって緩やかになり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が広がっている。

日本海側は、商工業、中部は県下有数の生産・販売数を誇る農業地帯が広がり、南側は大山滝、船上山などで知られる風光明媚な中山間地となっている。丘陵地帯は、普通畑や樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富。東西に延びる海岸線は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海藻の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っている。

白鳳時代創建の山陰を代表する法隆寺式伽藍配置の寺院跡である「斎尾廃寺跡」は、遺構の残存状況が良好であることなどから山陰地方で唯一の国指定特別史跡に指定されている。

船上山では平安初期頃から山岳仏教が栄え、大山、三徳山とともに伯耆三嶺と呼ばれる修験道の霊場であった。1333 年、元弘の乱により流罪とされていた後醍醐天皇は隠岐の島を脱出して船上山にて挙兵。船上山の戦いで幕府方の軍勢を退け「建武の新政」の礎となった。

本町の社会的条件として、JR 山陰本線の浦安、八橋、赤碕の 3 駅を中心とした市街地が広がっており、海側の旧道沿いには古くからの街並みを残す。国道 9 号、山陰道が通っており、同じ鳥取県中部地区の倉吉市はもちろん、西部地区の米子市とも生活上の関わりが深い。

主な公共施設として高等特別支援学校 1 校、中学校 2 校、小学校 5 校、こども園・保育園が 7 園存在する。社会教育施設として地区公民館が 9 館設置しているほか、文化センター 2 館も設置している。ホールや図書館、会議室を有するまなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティーセンターも地域の交流施設として機能している。

イ 過疎の状況

本町の人口は、1985 年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、単身化が進行しているといえる。

2021 年時点の住民基本台帳における人口は 16,858 人、高齢化率は 37.0%だが、10 年後の 2031 年には 14,493 人に、高齢化率では 40%になる推計となっている。

少子化も進んでおり、こども園や小学校の統合が進んでいる。町内に 8 校の小学校が存

在していたが、2014年に5校となった。また、11園存在していたこども園・保育園も、7園となっている。未就学児及び入園児数の減少だけでなく、園舎の老朽化や保育士不足が課題となっており、今後の園舎建て替えが計画されている。

施設面でも、まなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティーセンターが地域活動の拠点として機能してきたが、施設の老朽化が進んでおり設備等の更新が必要となっている。

本町の分譲住宅地として、槻下住宅団地（91戸）、きらりタウン赤碕（174戸）を整備し、定期借地権の設定、定住奨励金の支給や町営墓地の無償貸与等の取り組みを行ってきた。山陰道のインターチェンジからも近い立地を活かし、町内外からの新築家屋建設が進んでいる。一方で、近年は空き家の問題が深刻になっている。中山間地域だけでなく、特に海に面した旧道沿いの地域には家屋が密集しており、今後空き家の増加が予想される。

2019年（令和元年）には、地域住民や事業者の利便性向上及び利用者のニーズに対応できるよう「しごとプラザ琴浦」を開所し、各種相談・職業紹介及び事業所支援を行い、雇用拡大に繋げてきた。

過疎地域のコミュニティ存続も課題となっており、古布庄地区と以西地区、安田地区では集落支援員を配置し活動するとともに、地域振興協議会の立ち上げによる地域活動の振興にも取り組んできた。しかし、人口減少による担い手不足により今までの活動を維持することが困難な状況となっており、住民自治による持続可能な地域を目指し、地区公民館の社会教育機能も併せ持つ新たな地域コミュニティの検討を進めている。

地域交通の現状も厳しいものとなっている。運転手の不足、利用者の減少と経費の増加、高齢者の移動ニーズの変化により、特に中山間地域を中心とした公共交通の維持が困難となっている。スクールバスへの一般客の混乗や便数・ルートの見直しによるバスの効率的な運行のほか、共助交通の推進も含めた地域交通のあり方の検討の必要に迫られている。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

本町の農業産出額は、長らく鳥取市、大山町に次ぐ県内第3位で2014年（平成26年）は86億3千万円であったが、2019年（令和元年）は120億円（2019年生産農業所得統計）で、県内第2位となった。この中で約7割を畜産部門が占め増加傾向にある一方で、耕種部門は逆に減少傾向となっている。

平野部では広大な水田が広がり水稻耕作が中心となっている。丘陵地帯では以前から梨を中心とした果樹生産が盛んに行われてきたほか、畑地帯では、芝生、牧草、施設園芸などの生産が行われている。野菜では、特にミニトマトやブロッコリー等の生産が多く、また、畜産も盛んに行われている。

漁業では県中部地域最大の湾港である赤碕港等の港湾があり、県内屈指の好漁場となっている。沿岸漁業のみで構成されており、刺網漁業、釣り漁業、採貝・採藻漁業の水揚

げが主体となっている。また、近年ギンザケ等の陸上養殖が開始されるなど、新しい水産業の動きもみられる。

商工業については、県内町村ではトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、中でも生産高が多い産業は食料品で、全国平均より圧倒的に高く、強みのある分野となっている。駅周辺や国道9号沿いを中心に食品関係や建設業、運送業等の商工業の事業所が集中している。

2011年（平成23年）には山陰道が開通し、鳥取市や米子市等へのアクセスが格段に向上した。山陰道の開通を機に、観光分野では本町の強みとして食のブランド化に取り組んできた。2019年（平成31年）4月には「道の駅琴の浦」に新たなインターチェンジが開通し、観光案内所とともに琴浦観光の玄関口としての機能強化を図っており、国道9号沿いの道の駅ポート赤碕とも連携して、2カ所の道の駅が本町の観光の拠点となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

前述の通り、本町の人口は、1985年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、単身化が進行しているといえる。

2021年（令和3年）時点における人口は16,858人、高齢化率は37.0%だが、10年後の2031年（令和13年）には14,493人に、高齢化率では40%になる推計となっている。

年齢別に見ると、これまで増加傾向にあった65歳以上の高齢人口についても、団塊の世代が70歳台に突入し、2021年（令和3年）から減少に転じている。また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても減少する傾向が継続する。

また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、2015年（平成27年）は1.66人、2020年（令和2年）には1.39となり年少人口は年々減少している。出生数は減少しているが、死亡数も減少しており、自然減の減少幅は横ばいが続いている。

本町の大きな課題として、20代・30代における流出超過がある。流出は高校卒業後世代を中心に始まっており、その後も50代前半まで流出傾向が続いている。特に子育て世代にあたる女性の流出超過は、少子化を呼ぶといった悪循環が生じている。「結婚・出産・子育て」の各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図り、また現状の子連れ世帯の流入傾向を維持しつつ、20代・30代を中心とした若年層の転出抑制と、UJIターン者の増加を同時に進める必要がある。

人口動態の見通しとしては、今後若年層を中心に人口流出が続くため、高齢化率は緩やかな上昇傾向となる。人口総数は右肩下がりとなり、下げ止まりが見えない状態となる。2060年（令和42年）には現在の人口から約48%減の約8,800人まで減少する予測となっている。

本町における就業者数は、人口の減少に伴って減少傾向にある。特に第1次産業に関していえば、就業者数が2005年（平成17年）の2,455人から10年後の2015年（平成27

年)には1,982人に減少している。また、就業者全体に占める第1次産業の割合は、2005年(平成17年)の23.8%から2015年(平成27年)の21.8%へ低下している。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	1975 年 (昭和 50 年)	1990 年 (平成 2 年)		2005 年 (平成 17 年)		2015 年 (平成 27 年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,030	人 21,736	% △1.3	人 19,499	% △10.3	人 17,416	% △10.7
0 歳～14 歳	4,755	4,044	△15.0	2,656	△34.3	2,160	△18.7
15 歳～64 歳	14,527	13,599	△6.4	11,203	△17.6	9,159	△17.9
うち 15 歳～29 歳(a)	4,281	3,267	△23.7	2,580	△21.0	1,916	△15.7
65 歳以上 (b)	2,748	4,093	48.9	5,638	37.7	5,987	6.2
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	% 15.0	—	% 13.2	—	% 11.0	—
(b)/総数 高齢者比率 (2021 年)	% 12.5	% 18.8	—	% 28.9	—	% 34.4	—

表 1-1(2) 人口の見通し(1)

(人)

区分	2020 年 (令和 2 年)	2025 年 (令和 7 年)	2030 年 (令和 12 年)	2035 年 (令和 17 年)	2040 年 (令和 22 年)	2045 年 (令和 27 年)
総数	17,189	16,126	15,032	13,897	12,760	11,663
0 歳～14 歳	2,049	1,885	1,708	1,598	1,449	1,389
15 歳～64 歳	8,925	8,039	7,432	6,785	6,114	5,539
65 歳以上	6,215	6,203	5,892	5,513	5,147	4,735

区分	2050 年 (令和 32 年)	2055 年 (令和 37 年)	2060 年 (令和 42 年)
総数	10,638	9,718	8,869
0 歳～14 歳	1,261	1,142	1,041
15 歳～64 歳	4,965	4,533	4,178
65 歳以上	4,413	4,044	3,650

(出典) 琴浦町、(一社) 持続可能な地域社会総合研究所による独自推計

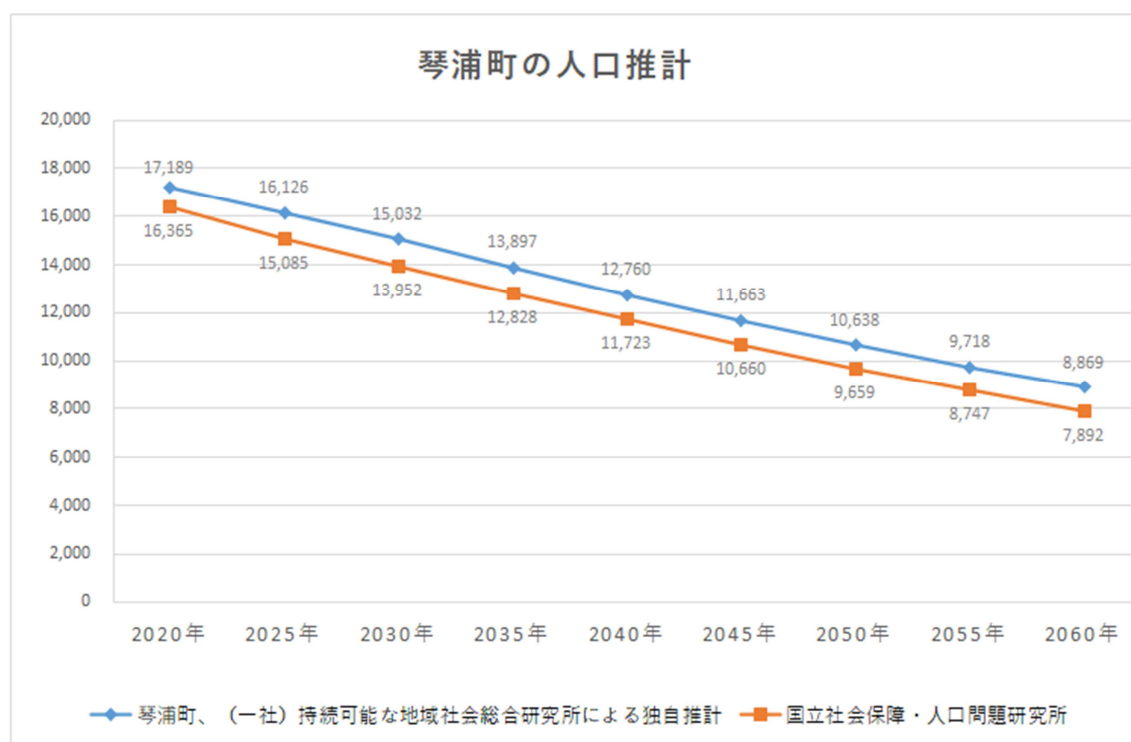
表 1-1 (3) 人口の見通し(2)

(人)

区分	2020 年 (令和 2 年)	2025 年 (令和 7 年)	2030 年 (令和 12 年)	2035 年 (令和 17 年)	2040 年 (令和 22 年)	2045 年 (令和 27 年)
総数	16,365	15,085	13,952	12,828	11,723	10,660
0 歳～14 歳	1,979	1,728	1,555	1,382	1,253	1,123
15 歳～64 歳	8,356	7,356	6,620	6,069	5,333	4,781
65 歳以上	6,030	6,001	5,776	5,377	5,137	4,755

区分	2050 年 (令和 32 年)	2055 年 (令和 37 年)	2060 年 (令和 42 年)
総数	9,659	8,747	7,892
0 歳～14 歳	1,015	929	821
15 歳～64 歳	4,230	3,770	3,494
65 歳以上	4,414	4,048	3,577

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部本部作成を加工



(3) 行財政の状況

本町は、2004 年（平成 16 年）の合併以降、新町まちづくり計画、総合計画に基づき主要な道路整備や山陰道の開通に合わせた道の駅の建設などに積極的に取り組んできた。

これらのインフラ等の整備のため地方債の発行を重ねたことで普通会計の地方債残高は、平成 25 年度末で合併以降 30.7 億円増加し 160.6 億円にまで達した。一方、合併による職員数の見直しにより約 6 億円の人件費の抑制を図るとともに、地方債の繰上償還による将来負担の削減への取組を行ってきた。

人口減少対策として地方創生総合戦略をはじめとする定住施策などに取り組むものの依然として総人口は減少傾向にある。人口減少による影響は、町の歳入面にも影響を与え、地方税では、三位一体改革に基づく税制改正により平成 20 年度に 19 億円であったものが、人口減少などの影響を受け、令和 2 年度決算において、17 億円にまで減少した。そのため、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、平成 20 年度の 0.38 より 0.07 ポイント低下し、令和 2 年度は 0.31 となった。

確実に日本全体の人口減少は進むことから、本町の人口減少も進むことが予測され、歳入面においては、今後も地方税、地方譲与税、普通交付税などの主要な歳入は減少することが見込まれる。

また、歳出面においては、人口減少に合わせて高齢化が進むことが見込まれており、今後の社会保障費の予算に占める割合は大きくなる見込みである。また、公共施設の老朽化は、喫緊の課題となっており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な延床面積の削減と施設の更新を行う必要がある。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	10,496,924		
一 般 財 源	6,257,147		
国 庫 支 出 金	1,075,063		
都道府県支出金	792,096		
地 方 債	1,592,624		
うち過疎対策事業債	—		
そ の 他	779,994		
歳 出 総 額 B	10,252,407		
義 務 的 経 費	4,063,641		
投 資 的 経 費	1,755,241		
うち普通建設事業	1,746,075		
そ の 他	4,433,525		
過疎対策事業費	—		
歳入歳出差引額 C (A - B)	244,517		
翌年度へ繰越すべき財源 D	112,924		
実質収支 C - D	131,593		

財政力指数	0.36	0.33	0.31
公債費負担比率	16.4	17.8	19.8
実質公債費比率	16.4	12.0	14.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.3	88.4	96.9
将来負担比率	160.5	122.3	118.6
地方債現在高	14,570,725	15,271,198	12,734,708

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	—	—	—	62.8	65.5
舗 装 率 (%)	—	—	—	88.8	89.5
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	105,613	83,848
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	32.4	32.8
林 道					
延 長 (m)	33,492	44,008	44,428	44,572	44,572
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	339.62	425.93	428.25	414.80	414.80
水 道 普 及 率 (%)	—	—	—	98.7	99.6
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	66.6	84.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	181	90

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の持続的発展の基本方針として、「琴浦まちづくりビジョン（第3次琴浦町総合計画）」の将来像「ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦」を目指し以下の6つの政策に取り組む。

1 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり

- ・ 地域課題を自らの力で解決する地域共生社会の形成
- ・ 少子高齢化対策として子育て支援、移住定住策、関係人口、住宅政策の推進

- 2 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり
 - ・ふるさとへの愛着を深めるため、子どもと大人への地域に根付いた学びと体験の推進
 - ・ICTを活用した個別最適な指導により誰ひとり取り残されない教育の実践
- 3 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり
 - ・町民一人ひとりが生きがいをもって社会と関わり心身ともに充実する生活環境づくり
 - ・若年層からの健康づくりによる疾病・介護予防と健康寿命の底上げ
- 4 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり
 - ・自然と食を活かした一次産業を基盤とした産業振興
 - ・事業承継、起業・創業の推進による町内商工業者の安定経営と持続的発展
 - ・自然と食と観光を掛け合わせによる交流人口の増加と地域経済好循環の実現
- 5 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり
 - ・再生可能エネルギーの活用やごみ減量化・リサイクル推進による脱炭素社会の実現
 - ・公共インフラ整備と地域防災体制の確立による災害に強いまちづくり
 - ・公共施設の集約・複合化による機能向上と長寿命化
- 6 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり
 - ・まちづくりに関わる町民、企業などとの双方向の情報共有
 - ・すべての人がともに考え、ともに動くことができる協働の未来の実現

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	目標値	基準値
人口の社会減	△400人以下 5年（R3～R7年末） 累計	△443人 5年（H29～R3年末） 累計
地区公民館と一体化した 新たな地域運営組織の立ち上げ	9地区（R7年度末）	0地区（R2年度末）
年間観光入込客数	90万人（R7年末）	58.1万人（R2年末）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

琴浦町役場関係部署の自己評価による本計画の基本目標達成状況の評価を毎年度行い、町議会への報告を行うものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、2021年（令和3年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画（2016 年（平成 28 年）3 月策定。以下、「総合管理計画」という。）の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15%（2.2 万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

近年、大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方への人口分散のメリットや、リモートでの新たな働き方、二拠点生活が改めて注目されている。田舎暮らしへの関心の高まりをとらえ、本町が持つ豊かな地域資源や程々の商業集積を活用し移住・定住者の増を目指す取組が求められる。

本町の生活圏では進学先、就職先の選択肢が都市部と比較して少ないため、特に10代後半から20代の若者の町外への転出が継続している。転出先としては、関西や関東などの都市部や近隣県のほか、県内の市や湯梨浜町への転出も見られる。データを分析し、的確な移住・定住施策が必要となってくる。

本町では失われた人口と町外に流出している所得のそれぞれ1%を取り戻す「ことうら回帰1%戦略」を第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略に位置付け、推進している。町全体でなく9つの地区ごとの人口ビジョンを作成し、住民によるワークショップを開催するなど、町民が手の届く範囲で自分たちのこととして地区単位での人口減少に立ち向かう取り組みを進めている。

イ 地域間交流

移住定住には至らないものの、地域に多様な形で継続的に関わる「関係人口」は、過疎地域における担い手不足等の地域課題の解決や将来的には移住にもつながる可能性があり、若者のライフスタイルの多様化やSNS等による関わり手段の変化（高度化）からも注目が高まっている。

都市部人材との関わりの促進により関係人口を創出するため、町内企業など受け入れ先のニーズに応じたマッチングのあり方の構築など、それぞれのニーズに応じた多様な地域への関わり方を整備する必要がある。

町内でも、コワーキングスペース（異なる職業や仕事を持った人が集まり働けるオープンスペース）やテレワークの環境整備とともに、都市部の副業人材活用に向けた取組も進めていく必要がある。

ウ 人材育成

地域の持続的発展に向けて、地域活動を支える体制づくりのために人材育成、確保が課題となっている。各集落や、集落を超えた広域での地域において、区長や部落役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった問題に直面している。

(2) その対策

ア 移住・定住

今後の地域づくりや定住対策等を検討・実施するため現状の把握が必要である。そのため、地区ごとの人口の分析ならびに将来予測を行い、地域の現状と未来を「見える化」し、地域毎の実情・課題・可能性に応じた現状分析・人口推計をする人口ビジョンを作成する。

また、進学・就職で県外に出た若者に対するUターン施策に積極的に取り組むため、結婚や出産・育児といったライフイベントに合わせたUJIターンに対する支援を行うとともに、空き家の有効活用と定住促進による地域活性化を図るため、空き家を登録し情報発信を行う「空き家ナビ」の運用を行う。民間業者との連携により登録件数、成約件数を増やすとともに、空き家ナビを活用した移住促進支援制度を継続する。

コロナ後を見据え、ホームページやオンラインによる積極的な情報発信により、現地に来る回数を減らしながらもきめ細やかに情報提供が可能な体制が必要となる。オンライン会議システムを使った移住相談や、物件写真の改善等による移住定住ホームページの充実、空き家ナビの物件情報の充実を推進する。

そのほか、定期借地権制度により槻下住宅団地、きらりタウン赤碕(県公社販売)の分譲地への若者の移住と定住を推進する。併せて、町外移住者のデータを分析し、必要な住宅行政を検討する。

イ 地域間交流

地域や住民と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大し、地域活性化を図るとともに、将来的な移住者のすそ野を拡大する。新たな働き方であるワーケーションの促進や副業を希望する都市部人材と町内企業等とのマッチングを行い、オンラインや地域におけるフィールドワークを通じて多様な関わり方で地域課題解決を行う。

また、関係人口の受け皿となる「ふるさと住民票」を発行し、地域にゆかりのある人など町外の人が、継続して地域と関わるができる取組を行う。関係人口との交流を通して町外の人材の意見を政策に取り入れるなど、町外の住人との新たな関わり方を構築する。

こうした取組により地域外・都市部の住人に本町のファンになってもらい、リピーターを獲得することで継続的な関わりやふるさと納税に結び付けることを目指す。

そのほか、進学や就職で都市部へ転出している本町出身者を中心とした若者へのメール配信やオンライン交流を実施し、継続的な関係性を保つことにより最終的にUターンに結び付けることを目指す。

ウ 人材育成

各分野の第一線で活躍する講師陣を先生として、地域資源や地域の人材を生かした新たな学びや交流の機会を創出し、ふるさとを支え、地域を引っ張るリーダーを育成する。

地域おこし協力隊の活動支援や任期終了後の定着支援、集落支援員の配置による地域づくりの担い手や推進役、又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図る。こうした外部人材やUJI ターン者、高校生など若者も含む多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進する。

地域で学ぶ琴浦こども塾や学校教育でのふるさと学習を取り入れることにより、子どもたちが故郷を愛し地域を誇りに思う教育を推進する。

また、男女共同参画、人権・同和教育等の分野でも住民に向けた研修会を行い、地域の人材育成を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・移住・定住	【空き家対策事業】 ・空き家家財撤去支援事業補助金 ・空き家リフォーム事業補助金	町	
		【移住者支援事業】 ・移住者への相談対応 ・移住定住促進奨励金 ・ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金 ・移住就職等支援金	町	
		【定住促進事業】 ・きらりタウン定住促進事業 ・槻下住宅団地定住促進事業 ・定期借地権設定事業	町	
	・地域間交流	【関係人口創出事業】	町	
		【地域おこし協力隊活動事業】	町	
	・人材育成	【熱中小学校補助事業】 【琴浦こども塾運営委託事業】 【国際交流事業】 ・中学生派遣事業 ・国際交流協会	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ機能の複合化などを行いながら、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、大山山麓の裾野に広がる肥沃な水田や畑地を利用して、水稻・果樹・野菜・畜産等多様な農産物の生産振興に努めてきた。生産体制の強化・機械の大型化・圃場整備等を行い、積極的に生産基盤の整備に取り組んできたことから、県内屈指の農業どころとなっている。農業産出額は、2014年（平成26年）は86億3千万円であったが、年々増加し2019年（令和元年）は120億円となり、県内第2位となる。特にブロッコリーは作付面積、販売額が増加を続け、遊休農地の有効活用など生産規模拡大で儲かる農業に取り組んでいる。

畜産業では、乳用牛の飼育戸数は減少しているものの、畜産クラスター事業等を活用して規模拡大に取り組む酪農家が増えたことから、経産牛飼養頭数及び乳量は増加している。肉用牛については、飼養者の高齢化などにより、戸数、頭数とも減少しているが、「白鳳85の3」や「百合白清2」といった高能力牛の血統を積極的に導入・保留することで、高単価での販売へとつながっている。

しかし、農業従事者の高齢化と後継者不足による農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の拡大など、農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。人・農地チーム会議等により関係機関が緊密に連携し、次代を担う担い手の確保と農地の集積、農作業の効率化・省力化、耕作放棄地の解消・拡大防止を図り、持続可能な農業を目指す必要がある。

イ 林業

本町の面積は13,997haであり、そのうち森林面積は8,401haと総面積の約60%を占めている。森林面積のうち民有林面積は6,560haで、人工林の面積は4,063haで約62%と半数以上を占めている。森林資源の保全のため、これらの森林の適正な施業を推進していくことが課題となっている。しかし、最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、林業従事者の減少、林業経営コストの上昇等に起因し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

また、森林施業の集約化が進まず、間伐等の森林施業が効率的に行われていない状況にある。

ウ 水産業

本町の漁業は、県下でも有数の漁獲量・漁獲高を誇る沿岸漁業の主力基地を有しており、特に赤碕港は、県中部地域最大の港湾で、ミネラル豊富な水質にエサにも恵まれた県内屈指の好漁場となっている。

しかし、沿岸漁業を取り巻く状況は、水産資源の減少、漁場環境・磯場環境の悪化、漁

業経費の高騰、そして、漁業就業者の減少と高齢化等、漁業経営環境は厳しい状況が続いている。

エ 商工業

商工業では県内町村でトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、中でも生産高が多い産業は畜産食品業を主要とした食料品で、強みのある分野といえる。

近年は生産年齢人口の減少等により、働き手が不足している。特に専門的・技術的職業、サービス業、介護、建設分野において人手不足が深刻化している状況である。

また、経営者全体の半数以上が50歳代、60歳代で、後継者が決まっていない事業所が約7割という現状があり、経営者の高齢化と後継者不足による事業継続が課題となっている。

さらに、若い世代の県外流出、県外就職が多い中、UJIターン者の起業及び町内在住者を対象とした起業・創業を支援し、時代のニーズに合った新たな事業分野の展開が必要である。

令和2年度琴浦町地域経済循環分析調査によると、食料品を中心とした家計調査では、世帯の食費の消費総額が約42.3億円、域内購入率は72.8%であり、11億円以上の食費が域外へと流出していると推定される。

また、子育て世帯は域外で食料品を購入している割合が高いことから域内購入率の低い世帯への所得の取り戻し対策が必要である。加えて、町民一人一人の意識・理解を深めることが大変重要となっている。また、飲食店等を中心とした調査では飲食店の域内仕入率は、半分を割る47.4%、地元産品利用率は11.9%と低いため、地元産品の利用を中心に改善する必要がある。今後もより一層、地域経済の活性化を図るため、町の特産品や新たな商品等の発信が必要である。

オ 観光又はレクリエーション

観光入込動態調査によると、2014年（平成26年）の71万4千人をピークとして、観光入込客は減少傾向にある。また、2つの道の駅が同調査全体数の86%を占めていることから、道の駅から町内観光地への誘導が必要となっている。

また、山陰道の開通を機に食のブランド化に取り組んできたが、新たな観光資源の掘り起こし不足等により情報発信力、ブランド力が低下しており、再ブランド化による情報発信やインバウンドへの取組が必要となっている。

さらに、観光バスを増やすという成果は出ているものの通過型にとどまっており、町内での観光消費の拡大や自然資源を充実させた滞在時間延長の取組が必要となっている。

このことから、「道の駅を“核”とした町内周遊の促進」、「ブランド力を高め惑星コトウラとして情報発信強化を図ること」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品の開発を行うこと」が急務の課題となっている。

(2) その対策

ア 農業

本町の農産物の生産振興を図るために、地域の特色を活かした農業振興施策の展開を図るとともに、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト、梨、白ネギ等の多様な農産物を活かしたブランド化の推進を行う。

畜産業では、酪農の産地として牛乳生産の安定化を推進するため畜産クラスター事業等で規模拡大に取り組む。また第 11 回全国和牛能力共進会で肉質日本一を獲得した「白鵬 85 の 3」をはじめ「百合白清 2」といった高能力種雄牛による高品質な牛肉の増産を図る。

地域農業のリーダーとなる担い手農業者の育成を推進し、豊かで活力のある、魅力あふれる農業の実現に向けた施策を講じる必要がある。農業従事者の高齢化・後継者不足という課題を踏まえ、集落単位等で行う人・農地に関する話合いを通して今後の地域農業を担う中心経営体を確認し、担い手として位置付けられた経営体を中心に規模拡大、生産性向上、農地集積等に向けた各種支援を行う。併せて、新規就農者の確保に向けて JA・生産部と連携して研修の受入等支援体制を整備し、農業研修生宿泊施設を活用しながら新たな担い手の確保を目指す。

国・県の補助事業を活用した耕作放棄地の解消を行い、農業従事者の高齢化・減少によって年々増加する耕作放棄地の拡大防止と担い手の農地確保を推進する。

また、農作業の効率化・省力化を図るため、機械化の支援やスマート農業の検証・情報発信を行い導入に向けた推進を図る。

イ 林業

森林施業の集約化を図り、作業道等の路網整備など、より効率的な施業を推進する。また、森林所有者、森林組合等と協力し林業従事者の育成に努める。

ウ 水産業

漁業研修制度を行い、新規就業希望者の受入を行う漁業者及び養殖業者に対し、研修に必要な事業の助成を行う。

エ 商工業

商工業の振興を図るため、2019 年（平成 31 年）に琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、中小企業施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和 2 年度から令和 6 年度までの基本計画を策定し、時代のニーズに合った起業・創業を支援する等の商工施策に取り組んでいく。

人手不足解消を図るため、公共職業安定所「しごとプラザ琴浦」を役場敷地内に設置し、求職者及び事業所の職業相談及び就職支援を行うとともに町独自の合同求人説明会及び求職者セミナーを実施する。

また、基本計画の重点柱としている地域内経済循環の促進を図るため、効果的な施策に取り組んでいく。地域に入ってきたお金をなるべく地域内で多くの人の手に渡し循環することが地域経済を活性化する上で重要と考えるため、町民等に対し「地域内で買う」ことの重要性を認識してもらうよう「バイ ローカル運動」の啓発を行う。さらに、地元の飲食店と生産者を繋げるマッチング事業の支援を行うことで、飲食店の地元産品利用率向上に努める。

加えて、地域の特性を活かした琴浦ブランド化の推進、販路開拓に対する支援を行うことで、琴浦産品の競争力を高め、産業の更なる発展を図る。

オ 観光又はレクリエーション

人を地域の中に呼び込む観光を展開し、町産業全体の活性化につなげるため、「稼ぐ観光で町産業全体の底上げを図る！！」を基本方針として、令和2年度から令和6年度における、琴浦町第2次観光ビジョンを策定し、観光施策を推進する。

その中で、3つの重点プロジェクトとして、「道の駅を“核”として町内周遊を促進」、「まちのリブランディングにより情報発信を強化」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品を開発」を掲げて、観光施策を推進する。

特に、道の駅の機能強化において、2つの道の駅の役割分担、連携強化、物産館ことうらのリニューアル、指定管理者制度の導入、観光案内所の機能強化、老朽化が進んでいる赤碕ふれあい広場の遊具更新や道の駅ポート赤碕の施設更新を行うなど、道の駅を起点とした地域内の周遊などにより地域の活性化を図り、コロナ後に備えたインバウンドへの取組を行う。

また、琴浦ブランドの創出において、若手職員を中心とした惑星コトラウ TNG プロジェクトを立ち上げ、「小さいくせに ぜんぶある。惑星コトラウ」をスローガンとして、ホームページや SNS での情報発信など様々な施策を行う。

なお、自然・歴史を活かした観光振興においては、新たな指定管理者が運営する一向平キャンプ場において、利用者等が増加しており、今後もさらなる情報発信の強化やサウナを活用した体験型観光商品の造成等による観光客の増加を目指す。

※上記ア～オの施策については鳥取中部ふるさと広域連合を構成する倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町をはじめとした他市町村との連携を図り、農林水産業の振興や地域経済の拡大、地域資源を活用した観光プランの構築等を進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・ 農業	【農地耕作条件改善事業】	町	
		【農産漁村地域整備交付金】 ・ 農業基盤整備促進事業	町	
		(県営) ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業	県	
		(県営・団体営) ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	【赤碕ふれあい広場遊具リニューアル 事業】 【道の駅ポート赤碕施設更新事業】	町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 第1次産業	【農業振興対策振興事業】 ・ がんばる農家プラン事業	農業者	
		【野菜振興対策事業】 ・ 鳥取型低コストハウスによる施設園芸 等推進事業 ・ 産地生産基盤パワーアップ事業 (スイカ、ブロッコリー)	J A	
		【機構中間保有地再生活用事業】	農地中間管理 機構	
		【スマート農業推進事業】	町	
		【畜産振興対策事業】	町	
		【就農条件整備事業】	農業者	
		【土地改良区運営補助事業】	土地改良区	
		【林業振興対策事業】 ・ 緊急間伐実施事業	森林所有者等	
		【森林病虫害等防除事業】 ・ 松くい虫特別防除事業 ・ ナラ枯れ被害対策事業	町	

		【水産業振興対策事業】 ・ 漁業近代化資金利子補給事業 ・ 栽培漁業地域支援対策事業 ・ 持続可能な栽培漁業推進事業	漁協	
		・ 漁獲共済掛金軽減事業	全国合同漁業 共済、漁協	
		・ 水産多面的機能発揮対策事業	藻場保全活動 組織	
		・ 漁業研修事業	養殖事業者 漁協	
		・ ウニ被害藻場緊急回復対策事業負担金	県	
	商工業・6次産業化	【商工業の振興事業】 ・ 商工会補助金 ・ 起業支援補助 ・ 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	町	
		【雇用確保事業】 ・ 未来人材奨学金返還支援補助金 ・ 雇用確保（HPリニューアル等支援）	町	
	観光	【観光振興事業】 ・ 観光協会運営補助金 ・ コトウラ観光産業化プロジェクト事業 ・ 観光情報発信業務委託料 ・ 観光看板等整備	町	
		【船上山管理事業】	町	
		【道の駅管理運営事業】 ・ 道の駅ポート赤碕管理運営負担金 ・ 道の駅琴の浦清掃委託料	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
琴浦町全域	製造業、情報サービス業等、農 林水産物等販売業、旅館業	2021 年（令和 3 年）4 月 1 日～ 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「産業の振興」計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設等情報化のための施設

行政及び防災などの広報については、町内全域に屋外拡声子局を整備しているほか、全戸に戸別受信機を貸与しており、確実に防災情報、行政放送を届けられる仕組みを構築している。また、ホームページや SNS を活用した情報発信も行っている。令和 3 年度からは、スマートフォンにアプリを登録すれば防災緊急情報を確認することができる町内防災情報配信アプリ「コスモキャスト」を導入し、屋外拡声器が聞き取りづらい場所や町外でも防災情報を確認できる環境整備を行った。しかし、防災緊急放送のみ配信しているため、通常の行政放送はアプリで確認できない状況である。また、音声のみで配信しているため、耳の不自由な方が防災緊急放送等を確認できるよう整備が必要である。

情報格差の問題については、平成 29 年度に町内全域に光ケーブル網を整備し、超高速ブロードバンド (FTTH) の利用が可能となっている。光ケーブル網の運営方法については、公設民営の形式をとっており、ケーブルテレビ放送、ネット通信サービスについては地元ケーブルテレビ局 (鳥取中央有線放送 (株)) がサービスの提供を行っている。

令和 2 年度現在において、ケーブルテレビ放送の加入率は 76.28% と高い加入率となっており、安定したテレビ視聴ができる環境が整っている。

携帯電話については、生活に身近な物となり災害等での伝達手段として有効である。町内では 2008 年 (平成 20 年) まで通信のしづらい不感知地域 (上中村) が存在していたが、情報通信格差是正事業 (移動通信用鉄塔整備事業) により、町が通信用鉄塔を整備し KDDI がサービスを提供することで不感知地域は解消された。

(2) その対策

ア 電気通信施設等情報化のための施設

情報通信網については、過疎地域における安全、安心、利便性を確保し、地理条件の不利性を克服する上で効果的な社会基盤であり、地域の実情に応じた基盤整備を促進する。町内全域に整備された光ネット回線を活用して日常生活はもとより、保健、医療、福祉、教育、文化、防災など町民生活に係わるあらゆる分野での利便性向上を図ることが重要である。

日常生活においてはテレワークやオンライン会議、スマートフォンの利用等、住民の情報活用能力の向上を図る必要がある。特に高齢者ではデジタル技術を使いこなせる方と、そうでない方の「デジタル格差」の解消が重要な課題となっている。高齢者のインターネット利用、デジタルデバイスの活用を促進、支援し、ICT の発達した社会に誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の進んだ地域づくりを行う。

また、行政手続きではマイナンバーカードやソーシャルメディアを用いた各種届け出

や申請のオンライン化、税金や手数料納付のキャッシュレス化など、デジタルを活用した業務の効率化、省人化を推進する。防災情報配信アプリについては、現在緊急放送のみを音声で配信しており、通常の行政放送の配信と耳の不自由な方のための文字配信が課題となっているが、今後はソーシャルメディアを活用し、音声並びに文字によって配信することで、より確実に防災行政情報を住民に届けることができるよう整備していく必要がある。

(3) 計画

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	・ 防災行政用無線施設	【防災行政無線システム維持管理事業】	町	
	・ その他	【光ケーブル施設維持管理事業】	町	
		【光ケーブル施設改修事業】	町	
	(2) 過疎地域持続的发展特別事業			
	・ 情報化	【ソーシャルメディア活用事業】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道

町道の整備は町民の生活に必要な社会基盤となるが、過疎化の進行により様々な課題に直面している。

道路管理及び橋梁管理のために長寿命化計画を作成しているが、事業を行うに当たり、財源の確保が困難になりつつある。また、高齢化等により地元での道路管理が年々困難になり、道路管理者に対する管理の要望が増加している。

町道橋は町内に 166 橋あるが、老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行うものの膨大な事業費が見込まれる。橋梁修繕には専門的知識が必須であり、職員では監督が困難である。

そのほか、町有除雪車の老朽化が進み、修繕費用が増加している。除雪機械は特殊であり、業者が所有するのは困難なことから、今後は計画的に機械の更新を行っていく必要がある。

請負業者の減少、作業員の高齢化等による担い手不足が今後懸念されるため、担い手確保についても検討が必要である。

イ 農道・林道

農道及び林道の整備は、活力ある産業経済の発展や住民生活の向上などまちづくりの基礎として非常に重要な役割を担っている。農産物等の流通を効率的に行うため、広域的な役割をもった農道の保全を図る必要がある。

老朽化が進んでいる農道橋梁については、適切な点検・評価などを実施し、計画的な維持管理を図る必要がある。

また、間伐材を搬出するための林道、作業道の整備が必要となっている。

ウ 公共交通

本町では、2008 年（平成 20 年）5 月より町営バス（自家用有償旅客運送：市町村運営）を運行しているが、その利用者数は平成 24 年度の 11 万 2 千人をピークに、令和 2 年度は 5 万 3 千人までに減少している。この要因は、町全体の人口減少、免許を保有していない年齢層（主に高齢女性）の減少、小学校統合によるスクールバスの導入にある。

また、平成 30 年度には、運転手不足を背景にそれまで町営バスの運行を委託していた交通事業者より事業撤退の申し入れを受け、町営バス事業存続が危ぶまれる事態となった。その後、町内の運送事業者の一部路線の委託を行うことで令和元年度からの 3 年間の運行を確保することができたが、運行経費は増加し継続運行が困難な状況が続いている。

現在、町では効率的で持続可能な地域交通事業のため、有識者による検討会議や住民会議などを開催し、令和 4 年度からの町営バスの運行計画全体の見直しを行った。

また、バス停までの歩行が困難な高齢者や障がい者にとっては、タクシーが通院や買い

物など生活に必要な移動手段となっている実態もあり、バスだけでなくタクシー事業存続に向けた取組も求められている。

こうした中、特に中山間地域では、地域でのワークショップやアンケート結果から免許返納後の移動手段に不安を感じる声が多くあり、大きな課題となってきた。町営バスの効率的な運行や料金等による見直しとあわせて、地域で移動を支え合える共助交通の推進など生活交通を確保するための仕組みづくりを進める必要がある。

また、JR 山陰本線の駅舎も老朽化が進み、無人化となる中、駅舎の存続を含め維持管理の方法が課題となっている。

(2) その対策

ア 町道

琴浦町道舗装等修繕計画、琴浦町橋梁長寿命化計画を策定し、予防保全の観点から舗装、橋梁等の長寿命化、維持管理コストの削減を図るとともに、予算の平準化を図る。

また、道路等の地元管理を推進するため、修繕に係る機械代や材料費の助成を行うほか、自主的に土木愛護団体を結成し、清掃・除草・植栽管理等の愛護活動を実施する集落に交付金を支援する。地元要望への対応については、緊急性や必要性を考慮し対応する。

職員で監督が困難な工事については、鳥取県建設技術センターに技術支援を委託する。

除雪作業に関する課題については、除雪車の更新を計画的に行うとともに、除雪作業員の担い手確保のため、除雪車運転に必要な免許取得にかかる費用の一部を助成する。地元集落が自主的に行う除雪活動に対し、機械代や燃料費等の支援を行う。

イ 農道・林道

農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っている。

農道橋梁については、損傷の早期発見や計画的な維持管理を行うことが求められており、適切な点検・評価に基づく計画的な維持管理を実施することで道路網の安全性・信頼性の確保、地域住民の安全・安心な暮らしを実現する。

また、林道及び作業道については、必要性を考慮しながら整備を行う。

ウ 公共交通

日常生活に必要な移動を確保するためには、効率的で持続可能な地域交通とすることが必要であり、令和4年度からの3年間について、次の方針に基づき町営バスを含めた地域交通全体の見直しを行う。

- ①スクールバスとの混乗利用による効率的な町営バスの運行
- ②利用者の少ないバスの減便
- ③地域毎での移動を支える仕組みづくりのため、共助交通を推進
- ④交通空白地におけるタクシー助成制度の実施

また、令和7年度の契約更新に向けて新たな地域交通体系を検討していく。

これらの取組を通じて地域の移動を確保することにより、コミュニティの強化と安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。

駅舎についても地域でのワークショップを行い、駅舎整備をはじめ利活用の方法について検討を行っていく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道・道路	【町道、道路施設等維持修繕事業】 ・町道松谷種畜場線舗装修繕工事 ・町道下市出上線舗装修繕工事 ・町道出上 16 号線舗装修繕工事 ・町道一向線舗装修繕工事 ・町道笠見二号線舗装修繕工事 ・町道みどり園線舗装修繕工事 ・区画線設置工事 ・道路照明灯 LED 更新工事 ・町道街路樹剪定工事 ・町道赤松線横断溝改修工事 ・町道岩本線法面修繕工事 ・下伊勢地区道路拡幅工事 ・町道逢東下大江線路肩拡幅工事	町	
		【道路改良事業】 ・町道小学校松谷線道路改良工事測量設計業務 ・町道佐崎線道路改良工事 ・町道立子大熊線道路改良工事 ・町道出上 11 号線カラー舗装工事 ・町道桜ヶ丘住宅線、高野線、山川部落 2 号線道路改良工事測量設計業務 ・町道野井倉市内線道路改良工事 ・町道八橋小学校線道路改良工事 ・町道小学校松谷線道路改良工事 ・町道山田東山田線道路改良工事測量設計業務	町	

		・町道立石台街路1号線道路改良工事 ・町道笠見一号線道路改良工事測量設計業務 ・町道駅前八幡線道路改良工事 ・町道桜ヶ丘住宅線、高野線、山川部落2号線道路改良工事 ・町道山田東山田線道路改良工事 ・町道笠見一号線道路改良工事		
	・橋りょう	【橋梁修繕事業】 ・坂ノ上橋橋梁耐震化工事 ・佐崎橋、釈迦平橋橋梁修繕工事 ・成美橋橋梁修繕工事調査設計業務 ・上法万橋高欄塗装塗替工事 ・ゴリン橋橋梁架替工事 ・成美橋橋梁修繕工事	町	
	・その他	【除雪対策事業】 ・町道の除雪委託、機械の借上 ・地域の除雪活動へ補助金交付 ・除雪車の整備、更新	町	
	(2)農道	【農村整備事業】	町	
	(3)林道	【林道整備事業】	町	
	(5)鉄道施設等 ・鉄道施設	【駅舎整備・活用事業】	町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 ・公共交通	【町営バス・スクールバス運行事業】	町	
		【交通空白地生活交通確保事業】 ・交通空白地タクシー助成事業 ・交通空白地有償運送事業運営補助金 ・移動支援自動車保険料補助事業	町	
	・交通施設維持	【町道舗装等修繕計画更新事業】	町	
		【町道橋梁定期点検事業】	町	
		【農道橋りょう定期点検事業】	町	
		【林道橋りょう定期点検事業】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町では安心・安全な水道水の安定供給に努めてきた。しかしながら、水道施設の多くは、昭和 40 年代の建設・拡張期から既に法定耐用年数を経過した施設が多く、更新のピークを迎えており、改修・更新に多額の費用が必要となる。

これらのことから、琴浦町水道事業ビジョン（経営戦略）による投資・財政計画により、計画的に水道施設の更新整備を行うとともに、県や他の市町村との連携による経営の共同化や施設の統廃合など広域的な取組を検討し、将来に向けた持続可能な事業運営が求められる。

東伯地区において水道事業とは別に、地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が 10 カ所ある。水道施設は既に耐用年数を経過しているが、高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後施設修繕や運営、または町水道への編入等について検討が必要となる。

また、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少から水道料金収入が減少しているとともに、耐用年数の経過により水道施設（管路含む）の更新整備が必要となるため、水道事業経営を圧迫していくことが想定される。安定した水道事業運営のために、水道施設の統廃合や施設・管路のダウンサイジングを含めた見直し、経営の合理化を図ることが急務となっている。

あわせて、上水道の水源地（配水池含む）の常時監視を行う中央監視システムの内、2 カ所の通信回線が 2023 年（令和 5 年）3 月をもって使用できなくなるため改修が必要となる。

イ 下水道

本町の下水道事業は、生活環境の向上、公共水域の水質改善を図るために欠かせないライフラインとして、農業集落排水及び公共下水道の整備を行い、概ね整備が完了した。

しかし、汚水処理施設は供用後 20 年以上経過し老朽化が進んでおり、今後の施設の改築・更新に多額の費用が必要となることや、人口減少に伴い使用料収入の減少も予測される。

将来にわたり維持管理を適正に行い、安心して下水道を利用してもらうため、「琴浦町下水道事業経営戦略」を改定し、投資・財政計画により、計画的に下水道施設の更新整備を行うとともに、県が主体となり県下全市町村が取り組んでいる広域化・共同化検討会の中で、広域的な汚水・汚泥処理等に取り組むことを検討し、今後の維持管理費を抑制し、持続可能な下水道事業の運営を行うことが求められるが、現在の使用料金だけでは施設の維持管理・耐用年数に応じた施設の更新費用を賄うことはできず、一般会計からの（基

準外) 繰入金に頼らざるを得ない状況である。

下水道の処理施設である東伯浄化センター、赤碕浄化センター、農業集落排水施設、その他管路施設へマンホールポンプを設置しており、これらの施設には機器故障等の異常を通知する警報装置を設置し、インターネット回線を使用してスマートフォンに通知することで随時状態確認が可能となっている。

中には固定電話回線での通知のため役場分庁舎内での確認に限られる場合や、施設に設置しているパトライト発光での通知のため現地に行かなければ状態確認ができない施設があり、警報確認・緊急対応も遅れるため最悪の場合、汚水処理に支障をきたし、道路や宅内に溢れ出すといった事態が発生する恐れがある。

ウ 廃棄物処理

本町においては、13種類の分別収集に取り組んでいる。収集されたごみは倉吉市のほうきリサイクルセンターで中部圏域の自治体が広域的に焼却処理を行っているが、焼却灰等の最終埋立処分場は2038年(令和20年)には一杯となる見込みである。また、本町では住民一人あたりの家庭ごみ排出量が年々増加し、処理費用も増加していることから、さらなるごみの減量化が課題となっている。

これらの問題解決のため、これまでの経済社会システムから脱却し、住民一人ひとりがリフューズ(買わない、断る)・リデュース(減らす)・リユース(繰り返し使う)・リサイクル(資源として再生利用する)の「4R」の意識を持って、地球環境に配慮した資源循環型社会の形成を推進することが求められている。

また、脱炭素社会を実現するため、プラスチックごみの回収・処理も重要となるが、中部圏域には焼却以外の処理施設がないことも課題となっている。

エ 火葬場

琴浦町営斎場は、年間300件前後の施設の利用がある。安心して斎場を利用していただくためには、経年劣化のため空調設備及び火葬炉設備の更新が必要となった。

オ 消防・防災

常備消防として、鳥取中部ふるさと広域連合での広域消防体制で、火災、災害等に備えている。非常備消防として消防団を地区ごとに配置するほか、自主防災組織の結成を促し、共助の取組を支援している。

避難所については、公共施設の老朽化対策に取り組むほか、避難所運営などに必要となる物資の確保を行い、備蓄倉庫での保管を行っている。

人口減少、高齢化による課題として消防団、自主防災組織の維持、存続が困難となりつつある。そのほか、高齢者の行方不明者の搜索等のため、防災無線やその他の広報・周知のための防災無線等が必要不可欠なものとなっている。

消防水利については、防火水槽、消火栓を設置しているが、老朽化の問題も生じている。

カ 住宅

過疎化に伴い、空き家の増加や老朽化した危険空き家等が問題となっている。現在町内にある危険空き家の所有者に対して除却を指導しているが、今後も空き家は増え続けることが予想される。

また、住宅・建築物の耐震化や危険ブロック塀の撤去が進んでいない状況である。工場や飲食店など民間事業主が行う、エレベーターや車椅子用トイレの改修の補助を行っているものの、申請者数は伸び悩んでいる。

公営住宅については、今後、耐用年数を迎えるものが多く、除却等の検討が必要となっている。

キ 公園

公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代の生活を豊かにするために必要なものであり、整備を行っている。公園に設置している遊具は、経年劣化が進んでいるものもあるため、安全に利用していただくために毎年度点検を実施している。

ク 河川・水路

水路の老朽化により破損等が年々増加している。高齢化等により地元での河川、水路管理が年々困難になり、河川、水路管理者に対し管理の地元要望が増加している。

(2) その対策

ア 水道

水道事業ビジョン（経営戦略）の老朽化施設の更新及び基幹管路の耐震化更新計画に基づき、旧赤碕町地域の大部分の給水を賄う赤碕金屋配水池と竹内配水池の機能統合をするとともに、上水道中央監視システムの通信回線の改修を行う。

旧東伯町地域において水道事業とは別に地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が10カ所ある。この地域の水道施設は既に耐用年数を経過していることや高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後の施設修繕や運営がままならない状況にあり、地域の意向により、町水道への編入を検討する必要がある。

今後は、水需要の減少を考慮して、適正規模の施設能力とするため、施設・管路のダウンサイジングや年間工事費の減額や起債充当率の縮減等を行い、水道施設の縮小と維持管理費の軽減を図っていく。

イ 下水道

下水道地域の生活環境の保全のため、長期的に下水道施設を計画的かつ効率的に管理する必要があるため、老朽化した施設の機械・電気設備の更新を行う。

下水道事業経営戦略に基づく農業集落排水の公共下水道への統合、及び下水道事業の財政計画により、財務・経営分析、財政シミュレーションを基に料金見直しを行う。

固定電話回線、パトライトを使用した警報装置から、インターネット回線を使用した警報装置へ取替を行う。

ウ 廃棄物処理

地域から排出される可燃ごみの減量のため、地域から排出される草木（自然に還るごみ）を捨てる土地を町が借上げる。

軟質プラスチックの試験回収の実施等、分別・リサイクルや更なるごみ減量化に引き続き努める。適正なごみ排出の啓発や中部圏域での分別・処理方法の見直し等、中部地区 1 市 4 町と鳥取中部ふるさと広域連合とが連携しながら、対策を講じる。

また、不法投棄は、景観や環境に悪影響をおよぼすことから厳しく禁止されており、不法投棄をさせないための継続的なパトロールや環境意識の高揚を図るための啓発活動を行う。

エ 火葬場

琴浦町営斎場の火葬炉設備を年次計画的に更新するとともに、空調機器等の付属設備についても状況を確認しながら整備する。

オ 消防・防災

消防団については人口減少、高齢化による弱体化が懸念されるが、火災時に必要な消防水利の適切な更新や車庫、消防車の更新等による消防団の充実強化策を推進する。

また、自主防災組織の活動を支援することで、人口減少や高齢化する自治会等での支え合う仕組みづくりを行うとともに、防災アプリによる災害情報等の伝達を行い、安心・安全な地域づくりを推進する。

カ 住宅

建築物の耐震化やブロック塀の除却、バリアフリーの補助金の PR 強化により制度活用を促す。危険空き家の所有者に指導書・勧告書を送付し、建築物の適正管理を指導するとともに、危険空き家になる前の除却についても補助制度を創設し空き家の増加を食い止める。

耐用年数を迎え、用途廃止した公営住宅は、除却又は、PFI 手法の導入や入居者への譲渡などを検討する。

キ 公園

定期的な点検をもとに、必要な修繕や不要となった遊具の撤去を実施する。修繕、撤去

の際には劣化状況のほか、需要調査・地元協議を行い、住民のニーズに沿った対応を行う。

自治会単位で整備された公園は、自治会の活性化のため地元の意向を踏まえ、子どもから高齢者まで利用できる公園を目指し整備する。

ク 河川・水路

地元集落での維持管理を支援するため、修繕に係る機械代、材料費の助成を行うとともに、緊急性や必要性を考慮した地元要望への対応を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 ・ 上水道	【竹内地区配水池等整備事業】	町	
		【上水道中央監視システム通信回線改修】	町	
	(2) 下水処理施設 ・ 公共下水道	【下水道更新事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道）】 ・ スtockマネジメント ・ マンホールポンプ非常通報装置取替	町	
	・ 農村集落排水施設	【下水道更新事業】 ・ マンホールポンプ非常通報装置取替	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ ごみ処理施設	【一般廃棄物処理事業】 ・ ごみ収集運搬等業務	町	
		・ ごみ処理施設管理運営	鳥取中部ふるさと広域連合	
	(4) 火葬場	【琴浦町営斎場整備事業】 ・ 収骨室空調設備取替改修工事 ・ 火葬炉設備等更新事業	町	
	(5) 消防施設	【消防水利確保事業】 ・ 消火栓修繕事業 ・ 防火水槽修繕事業	町	

		【非常備消防事業】 ・ポンプ車更新 ・消防車庫の老朽化対策	町	
	(6) 公営住宅	【公営住宅管理事業】 ・公営住宅の維持管理 ・用途廃止となった公営住宅撤去	町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・防災・防犯	【自主防災活動事業】 ・自主防災組織支援	自主防災組織	
		・支え愛マップ	自治会等	
		【非常備消防事業】 ・消防団装備品 ・消防教育・訓練	町	
		【耐震診断委託事業】	町	
		【震災に強いまちづくり推進事業】	町	
	・環境	・資源ごみ回収報償金 ・廃棄物処理 ・軟質プラスチック収集運搬処理 委託事業 ・生ごみ処理機購入補助金 ・海岸漂着物処理	町	
	・その他	【下水道使用料金等改定検討業務】	町	
		【福祉のまちづくり推進事業補助金】	町	
		【空家対策事業】 ・空家等除却事業費補助金 ・空き家等実態調査事業	町	
		【公園整備・管理事業】 ・遊具点検 ・遊具撤去、修繕	町	
	(8) その他	【河川維持管理事業】 ・別所川河床掘削工事 ・笠見地区水路改修工事 ・福永地区砂防堰堤流末水路改修 工事	町	

		・ 福永地区水路改修工事 ・ 河内川河床掘削工事		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

核家族化やひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化などから、子育てにおける保護者の社会的責任、経済的負担が大きくなっている。

全国的に少子化が進む中、本町においても出生数、妊娠届出数の減少は深刻化しており、令和2年度は、年間出生数が初めて100人を下回った。人口推計によると、未就学児及び入園児数が今後大きく減少していく見込みとなっている。特に旧赤碕町地域の子どもの人数が減少しており、将来的には公立園の統合の検討が必要である。

また、ふなのえこども園は、施設の老朽化が進み、施設や機能の不十分さや安全面における不安もあり、新園舎の建設が求められている。

イ 高齢者福祉

本町の高齢化率は36.9%で、2025年（令和7年）には約38%に達すると予測しているが、認知症予防など早くから介護予防施策に取り組み、要介護（支援）認定率は、下降傾向であり、認定者数も抑制気味となっている。

令和元年に実施した高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、「介護が必要となっても自宅で生活したい」と思っている方が半数以上を占め、「自宅で最後を迎えたい」と思っている方も6割を占めていた。今後、高齢者が安心して地域で最後まで生活を送ることができるように、高齢者を対象とした医療・福祉などの連携や一人暮らし高齢者世帯の増加による地域の支え合いや見守りなどに対応することは重要である。

ウ 障がい者福祉

障がい児・者の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、自立支援給付・地域生活支援事業を実施している。

障がい者の相談窓口として「琴浦町障がい者地域生活支援センター」を2009年（平成21年）から設置し、相談に応じている。そのほか、広域的な相談窓口として中部1市4町で中部障がい者地域生活支援センターに障がい者相談支援事業を委託している。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

子育て世帯の経済的負担軽減と乳幼児期の家庭保育環境の充実等により、保護者の子育ての選択肢を広げることで親子の愛着形成を促進し、出生率の向上を図る。また、不妊治療に加えて安全・安心な妊娠、出産に関する相談や情報提供の充実等、子どもを持ちたいという希望を叶える支援を行う。

子どもと母親の心身の健康を守るため、妊娠期から継続した支援を行い、任意予防接種の一部助成や妊婦健診、産後健診、乳児健診等を実施する。また、健診時に保護者へ育児の助言や子育て支援の情報提供も行い、育児負担感の軽減、困り感の把握に努め、適切な支援へとつなげていく。

未就学児への安定した教育・保育を提供するため、公立こども園運営を行うほか、私立こども園へ教育・保育施設型給付費の支給や子育て支援事業等への支援を行う。

老朽化したふなのえこども園については、地域に開かれた多機能な施設として成美地区公民館と同一敷地内に新園舎を建設することとし、建設に際してはワークショップを開催するなど保護者をはじめとする多くの意見を設計に反映させる。

イ 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、元気でいきいきとした生活を送るため、各種施策を総合的に推進する。介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して地域で最後まで生活を送ることができるよう、そろいそろい手帳を普及啓発し町民のニーズを把握するとともに、高齢者が安心して地域で最後まで生活を送ることができるように、医療・福祉等の連携や地域の支え合いや見守りなどの体制を強化し地域包括ケアシステムの構築を目指す。

ウ 障がい者福祉

多様化する対象者のニーズに即し、それぞれが望む生活を実現するために、必要な障がい者福祉サービスの支給決定を行う。

就労等の相談があれば、各関係機関との連携を図りながら対応する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(2) 認定こども園	【ふなのえこども園新築事業】	町	
	(8) 過疎地域持的 発展特別事業 ・児童福祉	【こども園等運営、子育て支援】 ・保育料・副食費軽減事業 ・公立こども園運営事業 ・乳幼児家庭保育支援事業 ・私立こども園教育・保育施設型給付費 支給事業 ・私立こども園運営費補助事業	町	

		・私立放課後児童クラブ運営費補助事業 【私立こども園大規模修繕事業】	赤碕こども園	
		【子育て世代包括支援センター事業】 ・不妊・不育症治療費の助成事業 ・子どもの予防接種 ・妊婦健康診査 ・産後健康診査 ・乳児健康診査 ・5歳児健康診査	町	
		【児童館運営】	町	
	・高齢者・障害者福祉	【介護予防教室】	町	
		【介護予防サークル活動支援事業】	町	
		【地域包括支援センター運営事業】 ・介護予防ケアマネジメント	町	
		【エンディングノートの普及啓発】	町	
		【障がい者福祉事業】 ・重度障がい者タクシー料金助成事業 ・作業所等障がい者交通費助成 ・障がい者インフルエンザ予防接種給付費 ・重度在宅障がい者福祉手当 ・自動車改造費・運転免許取得費助成	町	
	・その他	【社会福祉協議会運営補助事業】	社会福祉協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間に於いて、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療と保健

本町においては、内科医院は9院、小児科・内科医院は1院、歯科医院は6院あるものの、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、また、入院できる医療機関はなく、安心して医療が受けられる体制の整備が必要である。

医療費については、国民健康保険では被保険者の減少とともに高齢化が進み、後期高齢者医療では今後団塊世代が75歳に到達して後期高齢者が急増する等、高齢者の医療費の増大が大きな課題となっている。増え続ける医療費の問題を解決するには定期的な検診等による疾病の早期発見・早期治療が必要なため、特定健診やがん検診の受診率の向上等に向けて引き続き取り組むことが重要である。また本町は、同規模の近隣地域や県平均と比べ生活習慣病疾患や人工透析者数が多く（町内の有病率：糖尿病（町：47%、県：44%）、高血圧症（町：47%、県：44%））、自らの健康課題を把握し、若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 医療と保健

健康寿命の延伸を目指し、心豊かで健康に長生きするためにも、働き盛りの若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図るとともに、健康診査・がん検診受診及び、精密検査の受診の必要性を啓発し、特定健診・がん健診の受診率の向上を目指し、未受診者への働きかけを継続する必要がある。

今後の対策としては、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、安心して相談、健康に関する情報が身近で得られる拠点を整備し、ICTを活用することで医療機関等とも相互共有を図り、自己の健康行動を促し地域全体の健康意識の向上に繋げる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	【各種がん検診】 ・医療機関実施 胃・大腸・肺・乳がん 40歳以上 子宮がん検診 20歳以上 ・集団検診	町	

		胃・大腸がん 30 歳以上 肺・乳がん 40 歳以上 子宮がん 20 歳以上		
		【特定健診及び特定保健指導】	町	
		【健康づくり事業】	町	
		【高齢者インフルエンザ予防接種】	町	
		【高齢者肺炎球菌接種】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の義務教育施設は、小学校5校、中学校2校である。少子化の影響による児童生徒数の減少や施設の老朽化のほか、特別支援学級への入級児童生徒の増加、教員の多忙化等が課題となっている。

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現に向けて国が進める GIGA スクール構想に賛同し、2020 年（令和 2 年）には児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末をいち早く導入した。あわせて校内ネットワークの拡充や周辺機器の整備、指導者用デジタル教科書などソフト面の充実を進めている。さらに、教職員の指導力向上に向け、企業等と連携して研修を行っている。

また、地域に愛着を持ち、ふるさとを継承、発展させようとする意欲や態度を身につけた人材を育成するために、地域の自然や歴史、文化、人物などを取り上げるなど「ふるさと教育」に取り組んでいる。

イ 社会教育

社会教育の推進にあたっては、町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習やスポーツに取り組むことができる環境づくりが必要となっている。

このうち学習提供の場である生涯学習センター、9 つの地区公民館では、これまで町民の興味や関心に合わせた教養講座の実施のほか、町民や団体による生涯学習活動などが行われているが、人口減少、少子高齢化など社会状況の変化に伴い、町民が暮らす地域の課題解決に向けた学習の提供や取組を実践できる仕組みづくりが必要となっている。また施設面では建築から 20 年以上経過した建物が多く、設備も含め老朽化の対処、町民の生涯学習活動のニーズに合わせた改修等の必要がある。

図書館は本館、分館あわせて町内に 2 カ所あり、約 19 万冊の資料を所蔵している。生涯学習施設として重要な役割を果たしている。また、現在、図書館には地域の課題解決支援や居場所としての役割が求められている。本町においても多世代が集い、交流を促す施設を要望する声が上がっているため、複合施設としての利点を活かした町民に役立つ新しい図書館を検討している。また、児童生徒の読書活動のために学校図書館が重要であり、本館との連携や施設、体制の充実が必要となっている。

町内の社会体育施設には、東伯総合公園・総合体育館をはじめ、赤碕総合運動公園、農業者トレーニングセンター、武道館、小・中学校体育館などがあり、町民のスポーツ・レクリエーション活動に広く利用され、健康増進や活動者の交流の場として役割を果たしている。しかしながら、経年による施設や設備の劣化のほか、水銀灯の廃止など現在の法令等に合わせた改修の必要があるほか、町民のスポーツ・レクリエーション活動の場とし

て、安全な利用を提供するため維持管理の充実を図る必要がある。また、町民のスポーツ活動については、町スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等を中心にスポーツ大会や教室を開催しているが、これらの自主的な活動を発展させるための運営体制の充実、幅広い年齢層が参加できる内容の見直しや工夫が必要である。

ウ 人権・同和教育

人権尊重の社会づくりに向け、人権啓発教材の TCC 番組放映や人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）など、住民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を行っている。地域のコミュニケーションが希薄になりつつある昨今、隣保館での地域住民の相談内容は多様で複合化しており、相談への対処が困難になっている。

社会ではインターネットを利用した差別情報の氾濫やいじめ、子どもや高齢者等に対する虐待など、深刻な人権侵害が大きな問題となるなど、町内でも起こりうる人権問題に対応する人権教育が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努める。

教育内容については、ICT を活用することで、児童生徒の興味や関心を高め、教わる授業から子どもたちが主体的に学び、お互いに教え合い学び合う協働的な学びを実現するとともに、個の特性や能力に応じた個別学習も進めることができるよう、デジタル教材の導入や教職員研修の実施などを進める。

国際社会で通用する人材の育成に向けて、小学校にも ALT を配置し、低学年から外国語や外国文化に触れる機会を作るほか、中学生が外国文化を実体験する機会として海外派遣を行う。

学校と地域が連携し、地域に愛着と誇りを持つことで、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するために、幼少期から小学校、中学校、高校と継続したふるさとキャリア教育を推進する。

教育施設については、児童生徒数の減少や施設の老朽化に対応するため、定期的な点検と計画的な改修を行うとともに、トイレの洋式化や照明の LED 化など、時代に即した施設の整備についても、年次的に計画し実施していく。

イ 社会教育

町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習を实践できる環境づくりを進めるため、社会教育関係機関、各種団体及び学校と連携を図りながら社会教育の振興に取り組む。また、公民館については、地域課題など新たな問題解決への取り組みを、町民主体で考え、

実践するための場としてまちづくりセンター化など運営方法や組織の見直しを図るほか、それらの活動を行う環境づくりとして施設整備などに取り組む。

生涯学習センターについては、建築から24年以上経過しており、設備の老朽化、現法令で不適格となったホール天井、エレベーターがあるなどのハード面の課題のほか、町民の生涯学習活動のニーズに対応できる施設として改修を検討する。

図書館では書架の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、乳幼児から高齢者までさまざまな世代に向けた事業を展開し、町民が図書館へ訪れるきっかけ作りを行う。また、仕事や生活に必要な情報の収集、提供を行い地域の課題解決を支援するほか、本館を中心として学校図書館との連携を図り、司書の配置や図書費の充実により、全町で子どもの読書活動を支援する。

社会体育はスポーツ関係団体との連携ほか、スポーツ指導者の育成など生涯スポーツを推進する体制整備を行い、スポーツ関係行事や教室を充実させるなど、町民がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすくする取り組みを行う。また、子どもから高齢者までさまざまな世代の多様な活動に供するため、施設や設備の整備を進めるとともに、町内スポーツ関係団体など町民による主体的な活動への移行も視野に、総合型地域スポーツクラブなど運営方法も検討する。

ウ 人権・同和教育

教材研究や講師の選定、TCC 番組やオンラインを活用した研修を取り入れ、幅広い世代を取り込んだ人権啓発を実現する。

また、複合化した悩み事に対応できるよう福祉分野など関係機関と連携し、相談者に寄り添った体制整備を行い地域共生社会を実現していく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 ・公民館	【公民館移転・改修事業】 ・社会福祉センター改修事業 ・旧以西小学校改修事業 ・旧安田小学校改修事業 ・成美地区公民館建設（移設） ・赤碕地区公民館整備	町	
	・集会施設	【まなびタウンとうはく改修】 【赤碕ふれあい交流会館整備】	町	

	・体育施設	【社会体育施設管理事業】 ・体育施設利用受付オンラインシステム化 ・社会体育施設の LED 化 ・総合体育館トレーニングルームバーコード受付 ・東伯総合公園管理事業 ・赤碕総合運動公園管理事業	町	
	・図書館	【図書館運営費】 ・図書館環境整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・義務教育			
		【少人数学級の実施に関する協力金】	町	
		【ALT 配置事業】	町	
		【進学奨励金給付事業】	町	
		【教職員用 PC リース料】	町	
		【小中学校児童生徒用端末リース料】	町	
	・その他	【隣保館運営費】	町	
		【人権・同和教育推進事業】	町	
		【社会福祉総務事業】	町	
		【中学生海外派遣事業】(再掲)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

個別施設計画に基づき、教育施設の長寿命化を図り、時代に即した施設整備を行うため、施設の維持管理に係る年次計画を立て、実施していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 自治会

暮らし続けることのできる地域づくりのために重要な役割を果たす基礎的単位として、自治会の共助が不可欠である。

本町には 154 の自治会があるが、人口減少、高齢化により役員のなり手が不足するなど、集落機能の維持が困難になっている。これまでの自治会を中心とした共助の活動が地縁意識の希薄化などにより活気を失いつつある。

イ コミュニティ

人口減少、高齢化が進む中、生活サービス機能やコミュニティ機能等の維持が大きな課題となっている。

町内 9 地区に設置している地区公民館は、生涯学習講座やスポーツ大会等の社会教育活動を行ってきたが、同時に地域コミュニティ機能の維持においても重要な役割を担ってきた。しかし、今後ますます多岐にわたるであろう地域課題や住民ニーズに対応するためには社会教育機関としての地区公民館の役割だけでは対応が難しい現状がある。一方、自治会単位では区長や役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった課題がある。

これらの問題は地域によって状況が様々で全町的な対応が難しく、また自治会単位では対応できないものも多いため、解決にむけて新たな広域的な地域コミュニティの在り方について議論が必要である。

赤碕地区の防災及び文化交流と地域活動の拠点の場である赤碕地域コミュニティーセンター（竣工：2005 年（平成 17 年））の電気設備（キュービクル・非常用発電機ほか 耐用年数 15 年）が、竣工から 16 年が経過しており更新が必要となってきた。

(2) その対策

ア 自治会

自治会による共助により安心して暮らし続けることのできる地域づくりのための支援を行う。

イ コミュニティ

地区ごとに作成する人口ビジョンを検証し、地区住民によるワークショップを実施することで、地区に応じた具体的な地域活性化策を検討・推進する。さらに、全町一律で対応が困難な地域ごとの課題や、集落単位で解決が難しい課題に対応するため、新たな地域コミュニティ組織として「まちづくりセンター（仮）」の設置を検討し、住民自らが解決

し、助け合う「共助」の仕組みづくりを行う。

また、地域の拠点としての施設、赤碕地域コミュニティーセンターの設備更新を年次計画的に行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	【部落自治振興交付金】	自治会	
		【地区区長会運営費補助金】	地区区長会	
		【コミュニティ助成事業】	自治会 自主防災組織	
		【自治会集会施設整備費補助金】	自治会	
		【赤碕地域コミュニティーセンタ ー電気設備更新事業】	町	
		【集落支援員活動事業】	町	
		【地域づくり事業】 ・地域づくり補助金 ・まちづくりセンター交付金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化振興

本町には国特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、国、県及び町の指定・登録文化財が多く存在する。また、指定・登録文化財のほかに、町内にはこれまで地域の方々に守り伝えられながらも文化財としての価値付けがされていない未指定文化財や伝統文化も多い。これらは町の歴史、文化を現代に伝えとともに、この町で生まれ育った私たちの誇りとなる貴重な歴史文化遺産である。

近年、この歴史文化遺産を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化など社会状況の変化による後継者の不在、維持管理や修理など後世に残すための必要な財政的な不足などが問題となっている。

これらの歴史文化遺産を地域の誇りとしていかにして後世に残し、町の資源としその価値や魅力を発信し普及啓発するなど活用の取り組みは今後の重要な課題である。

文化芸術は、現代に生きる私たちの創造活動であり、表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、共に生きる絆を形成するために必要不可欠なものである。町内においても、文化芸術活動は活発に行われているが、上記の歴史文化遺産と同じく過疎化、少子高齢化などによる活動者の減少、高齢化、練習や発表施設の老朽化による利用停止など活動場所の縮小も課題となっている。文化団体による活動は個々の活動内容が地区にとどまっており、広がりを持った活動を行うために町内で一本化することも検討を要する。また、生活様式の多様化に伴い文化芸術の範囲も多様化しており、文化芸術活動者の実態把握とともに鑑賞、発表、活動の支援に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 文化振興

町内歴史文化遺産については特別史跡斎尾廃寺跡の保存活用をはじめ、調査、保存、活用に努める。また、調査成果や文化財価値の情報発信、普及啓発などの活用を推進させるため、ガイダンス施設の整備や周遊ルートの開発などの取り組みを行う。

また、文化財所有者、管理者が行う維持管理や保存活用、無形民俗文化財の保存団体などの活動や後継者育成を支援のほか、国重要文化財河本家住宅の公開活用を積極的に行っている地元団体「河本家保存会」の活動支援をさらに進める。

文化芸術では、鑑賞機会の提供のほか、発表、活動の場の拡充や支援に取り組み、町民が文化芸術を身近に触れる機会を創出するとともに、文化団体の合同化や活性化、施設の充実も推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施 設等 ・ 地域文化振興施設	【民俗資料館管理】	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 地域文化振興	【文化活動事業】	町	
		【町内文化財保護事業】 ・ 特別史跡斎尾廃寺跡出土遺跡調 査事業	町	
		【文化芸術振興事業】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 環境

2050 年（令和 32 年）温室効果ガス排出ゼロを目指し、自然環境への配慮や環境負荷の少ない新エネルギーの導入を図ることが重要であり、脱炭素社会・持続可能な開発目標（SDGs）で目指す地域社会の実現に向けた取組みを進める必要がある。

(2) その対策

ア 環境

家庭用太陽光発電設備や木質バイオマスストーブの導入に対する支援を行い、SDGs に掲げられた目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に向け環境負荷の少ない風力・太陽光・バイオマス・小水力発電等の新エネルギーの導入を推進する。

また、地域新電力会社を北栄町、湯梨浜町と連携して設立し、地域内での再生可能エネルギー利用の推進を図るとともに、新エネルギーに対する理解を深めるための啓発を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用 の促進	(2) 過疎地地域持続的 発展特別事業 ・再生可能エネルギー 利用	【再生可能エネルギー利用促進事業】 ・家庭用発電設備等設置事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間において、全体延床面積の 15%（2.2 万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

議案第 105 号

第 3 次琴浦町総合計画の策定について

別紙のとおり、第 3 次琴浦町総合計画の策定について、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による琴浦町議会基本条例（平成 24 年琴浦町条例第 42 号）第 14 条及び琴浦町総合計画策定条例（平成 28 年琴浦町条例第 33 号）第 4 条の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

琴浦まちづくりビジョン

－ 第3次琴浦町総合計画 －

2022 → 2031



小さいくせに
ぜんぶある。
惑星コトウラ

＜将来像＞

ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦

ごあいさつ

現在、新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるい、その影響は3年にわたっています。社会・経済に大きな爪跡を残し、景気回復の足取りも依然として脆弱な状況にあります。

本町では、さまざまな事業や行事などの活動が制限されるなかでも、感染対策をしっかり執りながら、疲弊している地域社会、地域経済を取戻し、活性化を図ることが重要と考えています。

コロナ禍でさらに進む人口減少、少子高齢化、潜在成長率の停滞など、国内外の難局が同時、かつ、複合的に押し寄せてきています。

令和4年4月からは、旧東伯町地域も過疎地域の指定を受け、旧赤碕町地域と合わせ、琴浦町全域が過疎地域となりました。

さまざまな社会課題が山積する中ではありますが、これらをマイナス要因ととらえず、地域経済の発展を図り、誰一人取り残すことのないまちづくりをすすめ、本町の将来にむけては、豊かな自然を活かして新たな価値を創造し、柔軟に対応していく所存です。

琴浦まちづくりビジョン-第3次琴浦町総合計画-の策定にあたり、ことうら未来会議に参加いただいた町民の皆様、東伯・赤碕中学校の生徒たち、オンラインで話を伺った若者など非常に多くの方から、未来の琴浦町に対するご意見をいただきました。

また、幾度となく協議を重ね、さまざまな角度からご検討をいただいた審議員の皆様、またパブリックコメントでご意見を寄せていただいた皆様、それぞれの「琴浦町愛」をもって関わっていただいたことに心より感謝申し上げます。

町民の皆様が自分らしく豊かな人生を送ることができる我がまち琴浦にむけて、試行錯誤しながらも、ともに前へと歩みをすすめてまいります。

琴浦町長 福本 まり子

町民憲章

一、自然と環境を大切にすまち

海や山に感謝をし、美しいまちをつくりましょう。

一、歴史と文化の薫るまち

共に学び、磨きあい、文化の薫り高いまちをつくりましょう。

一、元気な声がひびくまち

心身ともに健やかで、明るいまちをつくりましょう。

一、人権が尊重されるまち

優しい心が通い合う、希望に満ちたまちをつくりましょう。

一、未来をひらく産業のまち

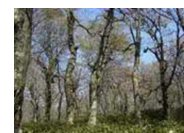
働くことを喜び、創意を生かし、活力あるまちをつくりましょう。

町のシンボル

花／サクラ



木／ブナ



魚／アゴ



鳥／カワセミ



目次

第1章 琴浦まちづくりビジョンとは	…P1
1 趣旨	…P1
2 計画期間	…P2
3 構成	…P2
4 位置づけ	…P3
5 策定体制・方法	…P3
第2章 琴浦町の現状と課題	…P4
1 地勢	…P4
2 人口	…P4
3 産業 ①農林水産業	…P6
②商工業	…P7
4 観光	…P8
5 子育て	…P9
6 教育	…P10
7 文化・芸術	…P10
8 健康・福祉	…P11
9 防災・防犯	…P12
10 環境	…P13
11 公共施設	…P14
12 財政	…P15
第3章 琴浦まちづくりビジョン	…P16
1 体系図	…P16
2 将来像	…P17
3 理念	…P18
4 重点項目	…P19
5 政策・施策	…P22
(1)新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり	…P23
(2)子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり	…P25
(3)誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり	…P27
(4)魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり	…P29
(5)安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり	…P31
(6)町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり	…P33
資料編	…P35

第1章 琴浦まちづくりビジョンとは

1 趣旨

「琴浦まちづくりビジョン-第3次琴浦町総合計画-(以下「琴浦まちづくりビジョン」といいます。)」は、本町の目指すべき将来像や理念を町民と共有し、その実現に向けて、協働で「まちづくり」を行うための言わば「未来の琴浦町をつくる設計書」です。

前まちづくりビジョン-第2次琴浦町総合計画-では、2017年度(平成29年度)から2021年度(令和3年度)を計画期間として、「みんなが輝く住みよいまち～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウライフ～」を将来像に据え、介護予防の充実、一人ひとりに寄り添った子育て支援、各教室へのエアコン設置をはじめとする教育環境の整備、ICT[※]教育の導入、一向平キャンプ場や道の駅琴の浦のリニューアルなど総合的なまちづくりをすすめてきました。

この間、我が国では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害の発生等により、社会のあり方が大きく変容しました。急速なデジタル化により生活様式は変化し、リモートワーク[※]、ワーケーション[※]、二拠点生活、副業など個人が望む暮らしのために、働き方の多様な選択肢を持てるようになりました。その結果、東京一極集中から地方分散へとこれまでにない人の動きが発生しています。

また、世界に目をむけると2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17の目標(SDGs[※])の達成を目指し、特に環境分野への注目が集まっています。本町でも、この世界規模の目標を十分に踏まえて、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

このような中、私たちの町も時代の潮流を掴み、10年後はもとより、その先の将来を見据え、新たな町へと歩みをすすめていくため、「琴浦まちづくりビジョン」を策定しました。

用語解説 ※印の用語について段落下部に説明を記載

※ICT: Information and Communication Technology (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー) の略で、情報通信技術のこと。

※リモートワーク: 労働者が情報通信技術を利用して、事業場外で勤務すること。

※ワーケーション: 非日常の土地で仕事を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク&ライフスタイルを実施することができる1つの手段。

※SDGs: 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。誰一人取り残さない社会の実現のために、様々な関係者がそれぞれの分野や立場を超えて、協働して取り組むことを課題解決のアプローチとして考えています。まちづくりビジョンでは、政策がSDGsのどのゴールの達成に寄与しているのかを分かりやすく表示するため、各政策に17のゴールに対応するアイコンを記載しています。なお、17のゴールそれぞれのアイコンは資料編に掲載しています。

2 計画期間

琴浦まちづくりビジョンの計画期間は次のとおりです。

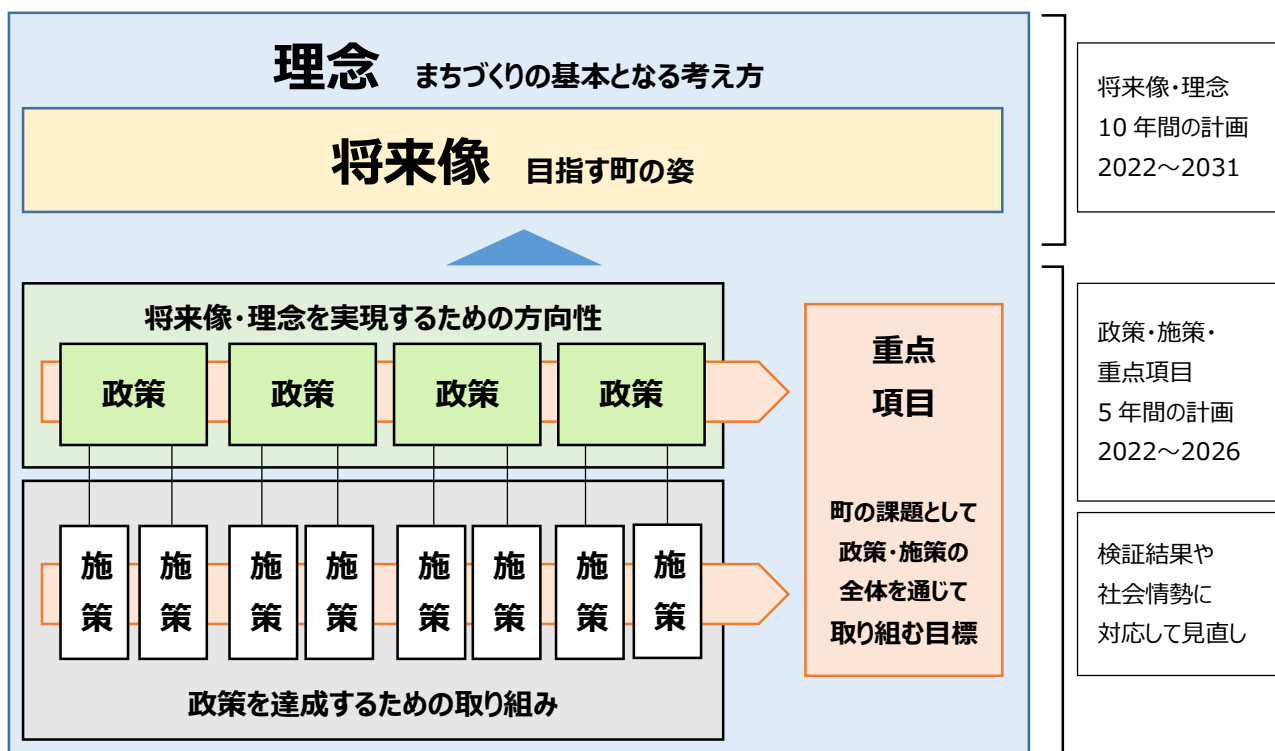
- 将来像・理念 2022(令和4)年度～2031(令和13)年度の10年間
- 重点項目、政策、施策 2022(令和4)年度～2026(令和8)年度の5年間

3 構成

琴浦まちづくりビジョンは、次の5つの項目で構成されます。

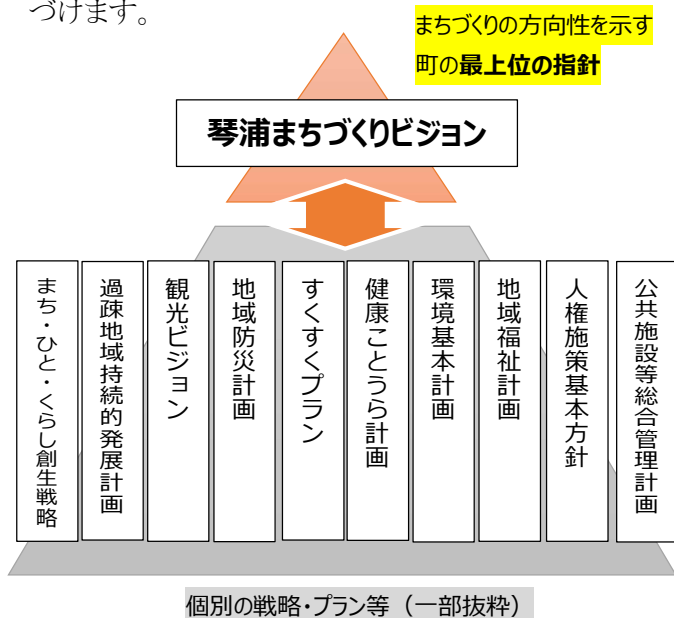
なお、重点項目・政策・施策は社会情勢等を踏まえ5年で見直しを行います。

- 将来像 10年後の目指す町の姿です。私たちの町を「こんなまちにしたい」、「こんなまちでありたい」との姿を示すものであり、最も重要な指針です。
- 理念 町のまちづくりの基本となる考え方です。将来像に向かうための根底にある考え方として、町全体で共有していくものです。
- 重点項目 政策・施策を通じて特に課題として取り組むべき目標です。
- 政策 将来像・理念を実現するための町の方向性です。
- 施策 政策をすすめるために取り組む内容を具体化したものです。

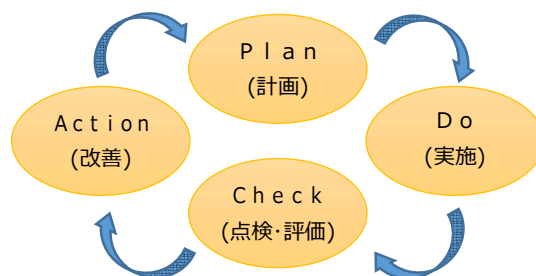


4 位置づけ

琴浦まちづくりビジョンは、町の目指すべき将来像を示すまちづくりの指針として、また、一体性をもった計画的な町政運営及びその推進のための重要な方針として、町の最上位の指針として位置づけられます。



まちづくりビジョンは、町の指針となる包括的な計画です。そのため、具体的なアクションについては、個別の戦略・プラン等を策定し、そこで数値目標・客観的な指標を設定します。設定した目標を達成するため、事業実績や成果を検証し、施策の見直しへとつなげます。まちづくりビジョンでは、これらの個別の戦略・プラン等の総括として重点項目の達成状況について毎年度の評価・検証を行います。



5 策定体制・方法

町民がこれからも住み続けたいと思えるまちとするために、町民アンケート及び町民ワークショップを実施し、本町の未来について様々な世代の人たちから意見を聴く機会を設けました。

● 町民の声

▶ 町民アンケート

無作為抽出の2,000名の町民にアンケートを送付し、琴浦町の暮らしの満足度や今後力を入れてほしい取り組みなどについて調査を行いました。

▶ 町民ワークショップ

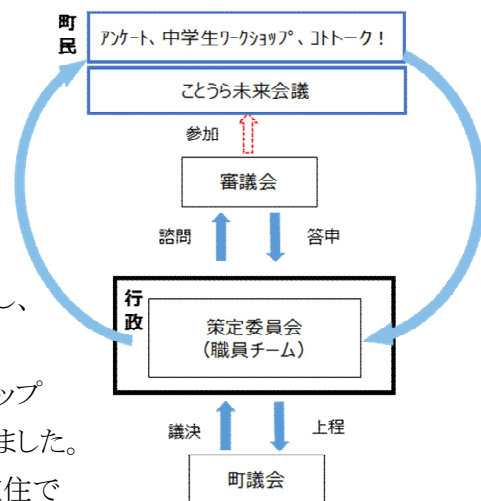
- ・「ことうら未来会議」：無作為抽出の住民会議を2回開催し、まちの強みや弱み、理想の琴浦町を話し合いました。
- ・「中学生ワークショップ」：町内2つの中学校でワークショップを開催し、「未来に残したい町の良さ」について話し合いました。
- ・「コトトーク！」：琴浦町にU・Iターンした若者及び県外在住で町出身の若者と「琴浦町で暮らすこと」について、オンラインで話し合いました。

● 琴浦町総合計画審議会（有識者）

各分野における代表者と公募による町民で構成されます。一町民として「ことうら未来会議」に参加し、自らの意見を発信するとともに、行政が作成した計画案の審議を行いました。

● 琴浦町総合計画策定委員会（職員チーム）

町民アンケートや町民ワークショップで得られた町民の声を基に、計画の原案を作成しました。



第2章 琴浦町の現状と課題

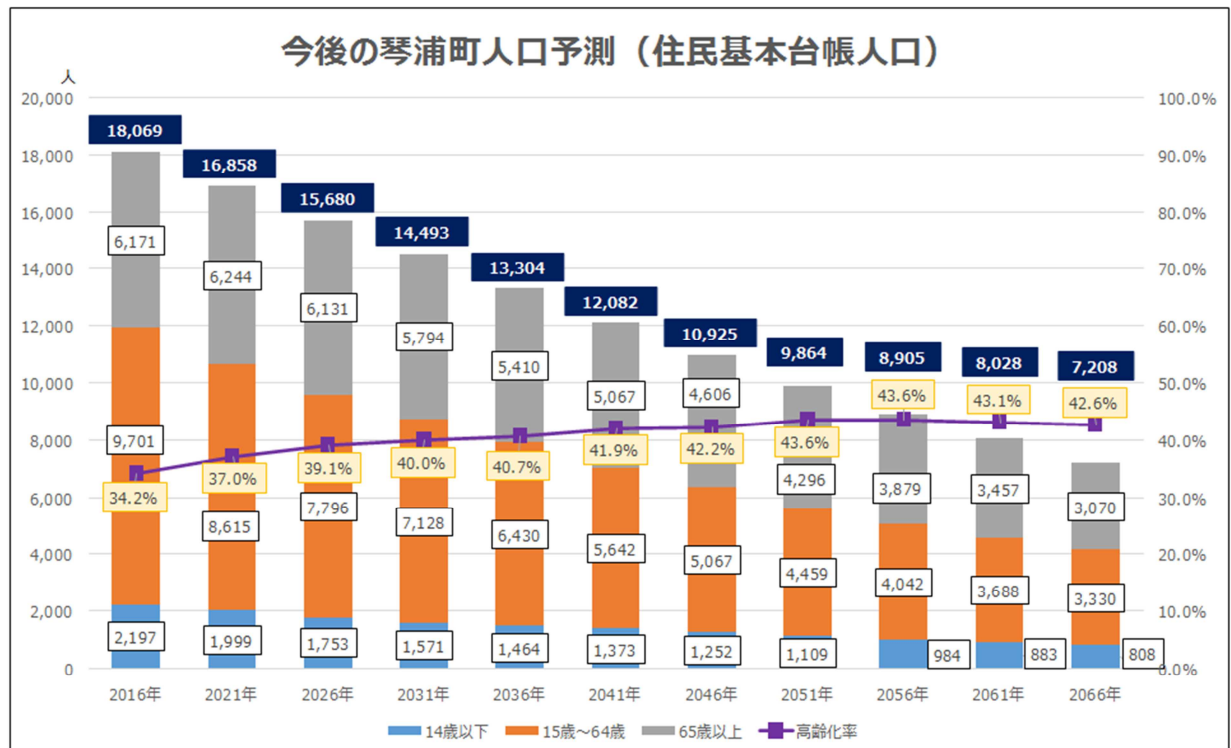
1 地勢

本町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、東西 15.2km、南北 18.5km、総面積は 139.97 km²になります。南は大山山麓大地と急峻な山地、北に向かうにしたがって緩やかになり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が広がっています。

日本海側は商工業、中部は県下有数の生産・販売数を誇る農業地帯が広がり、南側は大山滝、船上山などで知られる風光明媚な中山間地となっています。丘陵地帯は、普通畑や樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富です。東西に延びる海岸線は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海藻の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っています。

2 人口

○琴浦町の人口予測



（出典）琴浦町、（一社）持続可能な地域社会総合研究所による独自推計

本町の人口は、1985 年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いています。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると**核家族化、単身化が進行**しているといえます。

2021 年時点における人口は 16,858 人、高齢化率は 37.0%ですが、10 年後の 2031 年には 14,493 人に、高齢化率では 40%になる推計となっています。

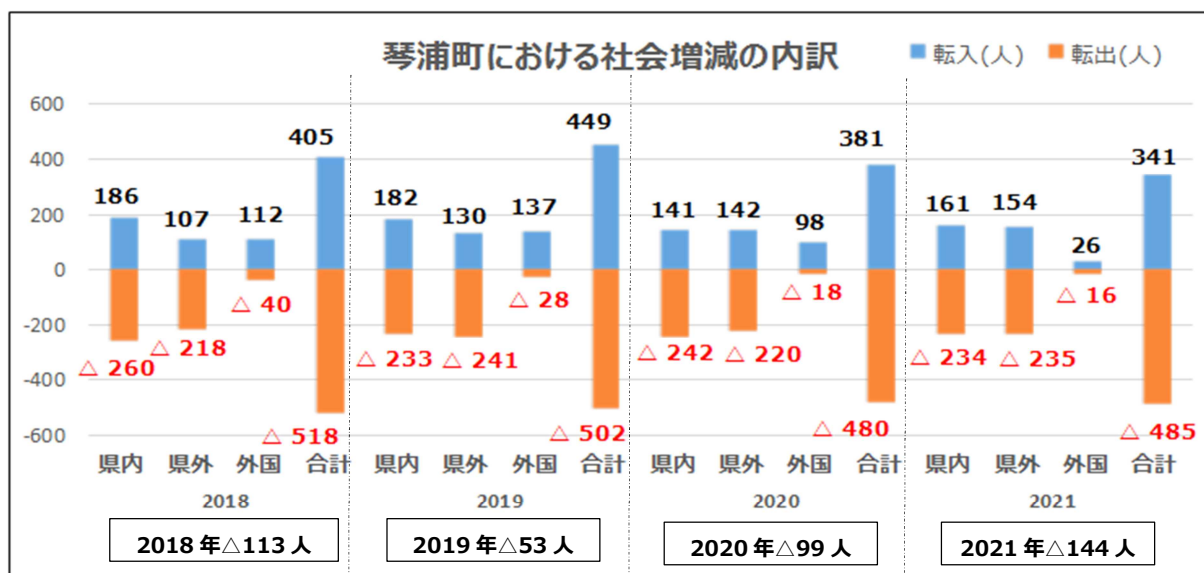
年齢別に見ると、これまで増加傾向にあった 65 歳以上の高齢人口についても、団塊の世代が 70

歳代に突入し、2021 年から減少に転じていきます。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口についても減少する傾向が継続します。

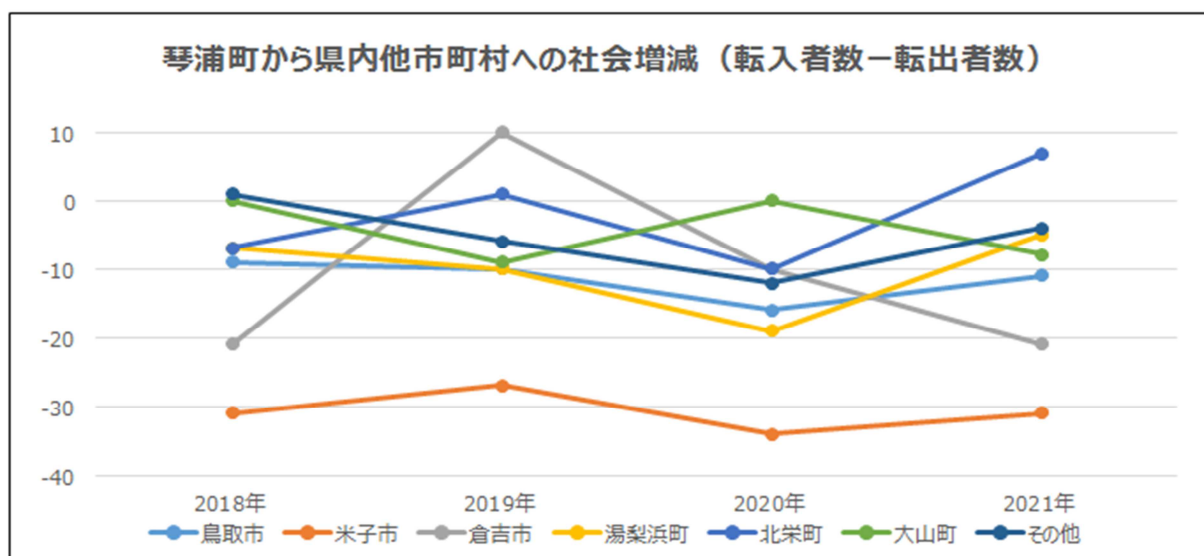
生産年齢人口の減少により、2021 年時点では 4 人で 3 人の高齢者を支える構図であった人口は、20 年後の 2041 年には、1 人で 1 人の高齢者を支える肩車式に変化します。**産業基盤の弱体化や医療・介護における人手不足**がより進行していくことが懸念されます。

人口減少の要因としては、本町の大きな課題である 20 代・30 代における転出超過が挙げられます。この転出超過は、高校卒業後の世代を中心に始まり、その後も 50 代前半までその傾向が続いています。特に子育て世代にあたる女性の転出超過は少子化を呼ぶといった悪循環につながる結果となっています。今後も、若年層を中心に人口流出が続くことが予想され、人口総数は右肩下がりとなる一方、高齢化率は緩やかな上昇傾向となる見込みとなっています。

○琴浦町における社会増減の内訳（転入・転出）



○琴浦町から県内各市町村への社会増減（転入者数－転出者数）



ここで、人口の転入・転出の差である社会増減について整理すると、本町からの転出者数が転入者数を上回っている**社会減の状態が継続**しています。

この社会増減を県内、県外、外国別に区分すると、近年は、県外への社会減は縮小（2018年△118人、2019年△111人、2020年△78人、2021年△81人）しています。これは、Uターンや移住政策に力を入れてきた結果、県外からの転入者の増加につながったと考えられます。

また、本町の特徴として外国からの転入者が多いことが挙げられます。技能実習生として、町内の企業等で働いたのち、数年後に県外へと転出している現状があります。

一方で琴浦町から県内の他自治体への社会減については、拡大傾向（2018年△74人、2019年△51人、2020年△101人、2021年△73人）にあります。このなかでも市町村別に目を向けると**米子市への転出が多い**ことが分かります。これは、米子市郊外での賃貸住宅造成がすすんでいること、また、県内での仕事を希望する人が受入先として就職しやすい市部への居住を選択された結果と考えられます。町民は、地理的にも米子市を中心とする西部圏域に目を向けていることが見えます。

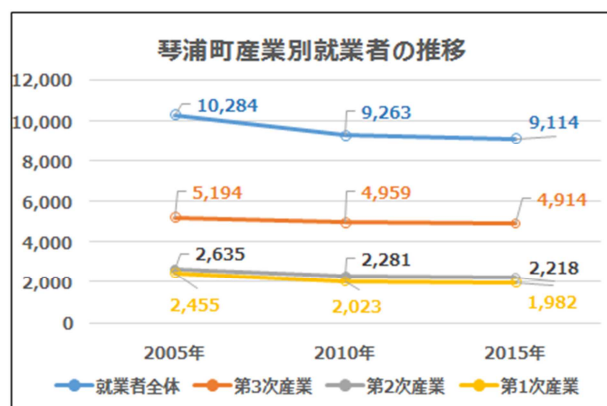
人口減少に伴う生産年齢人口の減少は、**労働力不足による経済規模の縮小や担い手不足による地域コミュニティの衰退**といった地域社会に大きな影響をもたらします。人口減少を緩やかにし、これからも持続可能なまちとしていくためには、20代・30代を中心とした**若年層の転出抑制**と、子育て世帯の転入をはじめとする**U・Iターン者の増加**が必要です。

町民が安心して暮らし続けられるまちとして移住定住の選択先の一つとなるためには、生活の基盤となる「住まい」と「しごと」の環境整備はもとより、「地域づくり」、「子育て」、「教育」、「健康」、「福祉」、「防災・防犯」、「環境」といった各分野に複合的に取り組んでいく必要があります。

3 産業

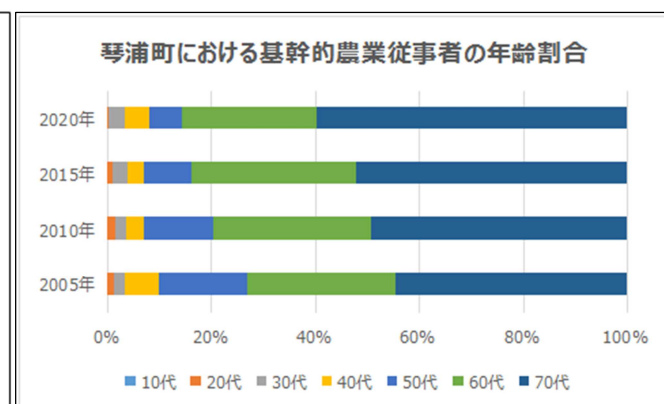
① 農林水産業

○産業別就業者の推移（人）



（出典）国勢調査－2005・2010・2015

○基幹的農業従事者の年齢割合



（出典）農林業センサス－2005・2010・2015・2020

町内就業者の全体数は、人口の減少に伴って減少傾向にあります。特に第1次産業に関していえば、就業者数が2005年の2,455人から10年後の2015年には1,982人に減少しています。また、

就業者全体に占める第1次産業の割合は、2005年の23.8%から2015年の21.8%へ低下しています。

本町は、県下でも有数の農業が盛んな町ですが、2005年に1,531あった農業経営体数は、2015年には1,132まで減少し、農業就業者数の平均年齢は、2005年から2015年までの10年間で、64歳から69歳まで上昇しています。また、本町の基幹的農業従事者数1,680人のうち、59歳以下の人数は272人で、わずか16%にとどまっています。

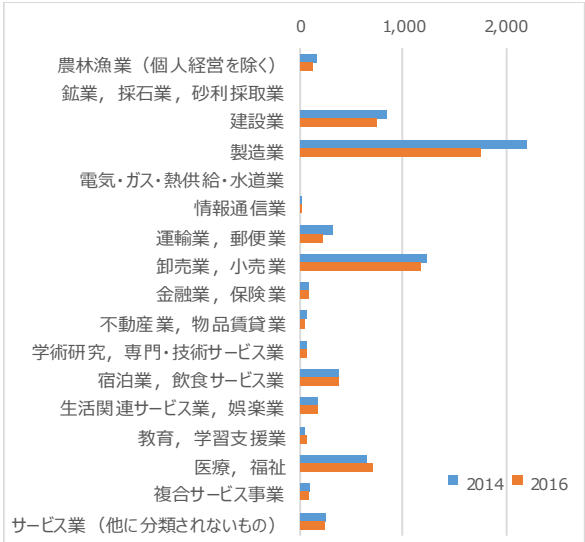
農業従事者の減少、高齢化に伴い、町の特産品目の**栽培面積、販売金額が減少**し、産地の維持・発展が困難な状況になっており、年々、町の農業は衰退しつつあります。

このような状況を解消していくために、**農業従事者の育成・確保、超省力化や高品質生産等**を可能にするスマート農業に取り組む必要があります。また、産地力をアップし、農業所得を高めるため、**園芸産地の基盤強化や収益性の高い畜産経営**の実現も必要です。

② 商工業

本町は、県内町村の中でトップの事業所数、製造品出荷額を誇り、製造業、卸売業・小売業、サービス業及び建設業等の多様な業種が町の経済、雇用、暮らしを支えています。中でも**食品製造業が多く立地**し、2016年時点では製造品出荷額、付加価値額が町内の製造業全体の7割を超えています。

○琴浦町の産業別従業者数



（出典）経済センサス-2012・2016 活動調査

○町内事業所数・従業員数・製造品出荷額・付加価値額

	2012 (H24)	2016 (H28)
事業所数（事業所）	786	722
従業員数（人）	6,581	5,873
製造品出荷額（百万円）	40,191	38,924
付加価値額（百万円）	13,449	12,055

（出典）経済センサス-2012・2016 活動調査

○町内飲食店仕入れ状況（年間）

総仕入額	3.3 億円
町内仕入率	47.4%
地元産品取扱率	11.9%

（出典）2020 年度琴浦町地域経済循環分析調査

その一方で、人口減少による消費及び投資等の縮小や、生産年齢人口の減少による働き手不足、後継者不在といった問題を抱えており、**町内事業所数等は減少傾向**にあります。2012年からの4年間で、事業所数は64件減少（△8.1%）、従業員数は708人減少（△10.8%）、製造品出荷額は12.6億円減少（△3.2%）、付加価値額は13.9億円（△10.4%）減少しています。

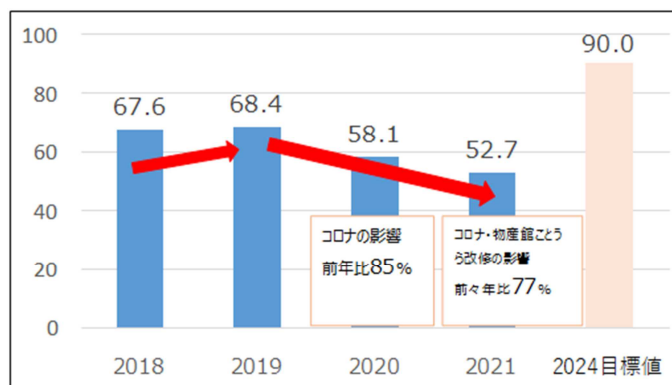
また、2015年の地域経済循環図（RESAS）によれば、地域経済の自立度を示す町の地域経済循環率は73.0%ですが、消費や投資等で190億円もの消費額が地域内で循環せず町外へ流出して

います。2020年度の琴浦町地域経済循環分析調査結果によると、町内世帯の食費の消費総額は約42.3億円、町内購入率は72.8%と高めですが、**11億円以上の食費が町外へ流出**していると推定されています。

今後も人口減少等に伴う事業所数等の減少傾向が続くと見込まれます。このため、**デジタル技術等を活用**し、これまでの業務の仕方を抜本的に変えていくことや**起業や新事業の展開**を継続的に生み出す環境の構築、町の強みである食品関連産業等の**域外から稼ぐ力**をさらに伸ばしていくことが必要です。あわせて町内飲食店の地元産品取扱率が11.9%と低いことや、11億円以上の食費が町外流出している現状を踏まえ、町内での購入及び地元産品の購入を増やし、**町内での資金循環**につなげることが必要です。町内事業所を引き続き維持、発展させるためには、経営者と連携し、若者や高齢者、女性、障がい者、外国人等従業員の**誰もが働きやすい環境**の整備が必要です。

4 観光

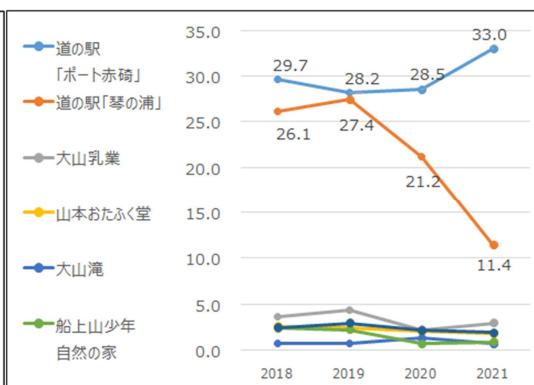
○町の観光入込客数の全体の推移



(出典) 町観光客入込み実態調査(各年1月～12月)

※単位：万人(1万人未満四捨五入) ※観光入込客(施設利用者、レジカウンタ数など決まった方法により計測した客数)

○町内観光地ごとの観光入込客数の推移



本町の観光入込客数は、**2019年をピークに減少**が続いています。特に2021年については、新型コロナウイルス感染症の拡大や物産館ことうら改修工事の影響により2019年比77%まで減少しています。一方、地元客の多い「道の駅ポート赤碕」はコロナ禍にあっても、利用者が増加しています。

また、(株)一向平キャンプ場が運営する「一向平キャンプ場」は、アウトドア・ネイチャーサウナ・熱波師などをキーワードとした情報発信の強化により利用者数が増加しています。

○琴浦町の観光振興のイメージ図



2020 年度に実施した人流分析の結果(携帯電話の位置情報を活用して人の動きを数値化した情報)によると、本町への観光客は、近隣県(島根、広島、岡山県など)が多くを占めていることが分かっています。また、「道の駅琴の浦」へは県外からの訪問客 62 万人の内 39 万人が立ち寄っていることが分かっています。

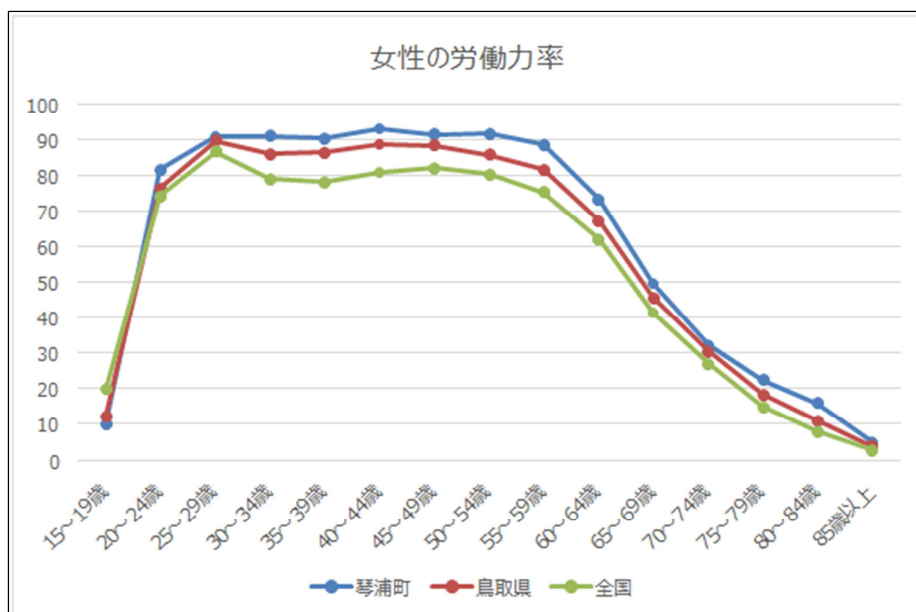
しかし、この県外客 39 万人のうち 96%以上は、**町内の他の観光スポットへ訪問していません**。町内の定番観光ルートが少ない中、町内のスポットに 2 箇所以上訪問している人は全体の 6.5%となっています。この分析結果を踏まえて、町としては、**道の駅「琴の浦」を玄関口**に観光資源を磨き上げ、**まちなかへの周遊**へとつなげるとともに飲食店へ立ち寄る人を増やして、**経済効果をあげる仕組みづくり**をする必要があります。

5 子育て

全国的に少子高齢化が進行する中、本町の子どもの数も減少傾向にあります。また、**地域とつながりの希薄化や核家族化**など、子育て世帯をとりまく環境も変わってきています。本町では、2017 年に「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師や栄養士が、妊産婦や子育て中の家族の多様な悩みや不安に寄り添い、妊娠から子育て期まで、**切れ目のないきめ細やかなサポート**を行ってきました。本町の子育て世帯の特徴として挙げられるのが、**女性の就労率が高く**、労働力率(15 歳以上の女性の生産年齢人口に占める労働力人口の比率)は、「出産・育児期」においても、大幅な低下は見られないということです。このため、子育て支援サービスや保育施設等の利用ニーズが高くなっています。

本町では、保護者が安心して働けるよう、こども園や保育園(公立5園、私立2園)、放課後児童クラブ(公立4クラブ、私立1クラブ)を設置し、子育てを支援しています。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、**第2子以降の保育料・副食費の無償化**や家庭保育の希望を叶える給付等、安心して子育てできる環境づくりをすすめています。

○年代別女性の労働力率



(出典) 国勢調査 - 2020

子育て世帯をとりまく社会環境の変化により、家庭や地域の「**子育て力**」の低下が課題となっており、すべての子どもが健やかに育つためにも、家庭や地域社会全体での子育て支援をすすめていく必要があります。特に、子育て世帯の就労率が高い本町では、**地域や企業と連携した子育て支援**の取り組みが重要となってきます。また、子育て世帯の状況も様々であるなか、個々の状況に応じたきめ細やかな支援や、親育ち、親子の絆づくり等の家庭支援を継続していくことが必要となっています。

6 教育

情報化やグローバル化をはじめとする社会情勢の変化が急激に進行する中、持続可能な社会の担い手となる児童生徒に求められる力も大きく変化してきています。

この現状を踏まえ、本町では、**誰一人取り残さない質の高い教育の実現**を目指して、町内の小中学校の校内環境を整備し、一人一台の情報端末を活用した個別最適な学習をすすめてきました。教職員に対しても研修の機会を設けるとともに必要な人材の配置を行うなど、各学校での **ICT 活用教育**の実践を支援しています。

あわせて、**ふるさとを誇りに思う教育、地域を支える人材の育成**を目指し、各学校では地域の自然や歴史、産業、人材などを題材とした学習活動を積極的に行っています。また、児童生徒一人ひとりの教育ニーズも多様化しており、幼児期から切れ目のない支援を継続しながら、個に応じた教育を関係機関と連携しながら実施しています。

近年、本町では、個別の支援が必要な児童生徒が増加している現状があります。個々の特性に応じた教育をすすめるためには、必要な職員の確保とあわせて**一人ひとりに最適な学習の推進**が求められています。

また、不登校の児童生徒も増加傾向にあり、こうした子どもたちの**居場所づくりと学習機会の確保**が課題となっています。学校が抱える課題が複雑化する中、**教職員の働き方改革**は大きな課題のひとつであり、教職員自身の意識改革とあわせ、ICT活用による業務の効率化などに継続して取り組む必要があります。

7 文化・芸術

本町には国指定特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、国、県及び町の指定・登録文化財が多くあります。また、指定・登録文化財のほかに、町内にはこれまで地域の人々によって守り伝えられてきた未指定の文化財や伝統文化も多くあります。

これらは、町の歴史、文化を現代に伝えるとともに、この町で生まれ育った私たちの誇りとなる貴重な歴史文化遺産です。国指定重要文化財河本家住宅では、地域住民を中心に河本家保存会が組織され、地域での公開活用を2002年から積極的に取り組んでいます。

文化・芸術では、町内には美術、音楽、芸能、文芸、教養といった多分野で活動される団体、個人の方々が多く、日々の活動のほか、文化祭などで発表をしています。これらの発表の場は、文化・芸術の活動者自らの研鑽のみならず鑑賞する人にも、日々の暮らしを豊かにする感動を提供しています。

近年、歴史文化遺産を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化など社会状況の変化による**後継者の不在**、維持管理や修理など後世に残すために必要な**財源不足**などが問題となっています。歴史文化遺産を地域の誇りとして、いかにして後世に残していくか、さらには町の資源としてその価値や魅力を発信し普及啓発するなど、**保存・活用**の取り組みは今後の重要な課題です。

また、文化・芸術においても、過疎化、少子高齢化などによる**活動者の減少**、練習や発表を行う施設の老朽化による利用停止など**活動場所の縮小**も課題となっています。加えて、生活様式の多様化に伴い文化・芸術の範囲も多様化しており、文化・芸術活動者の実態把握とともに鑑賞、発表、活動の支援に取り組む必要があります。

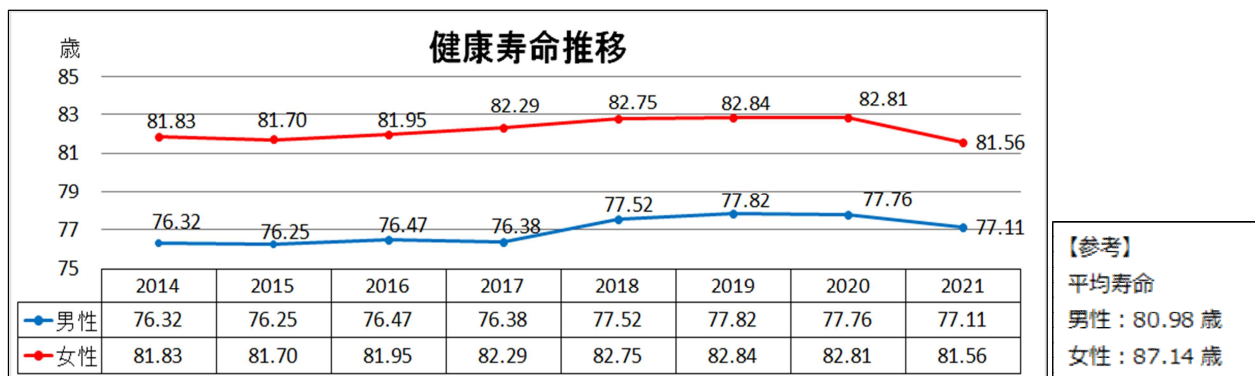
8 健康・福祉

少子高齢化による人口減少や高齢（独居）等の世帯の増加や近隣住民との関係の希薄化に伴い、互いに助け合う地域の力が弱まっています。

本町では高齢化率が37%（2021年時点）を超え、高齢者のみの世帯が3割を超えています。住み慣れた地域で安心して暮らしながら健康寿命の延伸を図るために、**介護予防・認知症予防事業**の充実に加え、誰もが気軽に立ち寄れる集いの場の整備を図ることが重要となっています。

あわせて、地域住民やボランティア団体・民生委員など関係者と連携して、困りごとがある人を関係機関へつなげ支援できるように、体制の確立・充実が必要です。

○町民の健康寿命の推移



（出典）担当部署による集計

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域の力を強める必要があり、**住民同士の交流の活性化**や支え合う意識を高めて、地域の課題（人口減少・高齢化による担い手不足など）をどのように解決していくのか、地域全体で考えていくことが求められています。

地域と連携し、身近な地域で気軽に集まれる健康づくり・介護予防も兼ねた**居場所の整備**をすすめる必要があります。

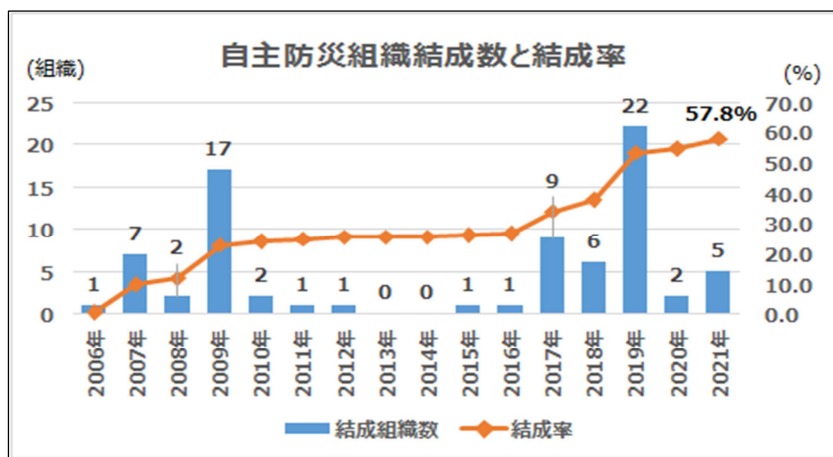
また、障がいのある人の自立と社会参加の意欲の高まり、加えて施設や長期入院の生活から地域生活への移行により、対応できる**在宅福祉サービスの充実**や住まい及び働く場の確保、障がいについての**正しい理解のための啓発**が一層必要となっています。

9 防災・防犯

近年、全国各地で地震や気候変動の影響等による大雨、台風といった災害の被害が発生しています。このような災害に備え、本町では、町民への情報伝達手段の整備や防災マップを活用した災害リスク等の周知、災害備蓄品の整備といった災害対策を行っています。

また、災害時における自助・共助の取り組みを推進するため、地域防災の中核を担う**自主防災組織の結成・育成**や地域の防災リーダーとなり得る**防災士の育成**、地域における支え合いの仕組みづくりを行う**支え愛マップづくり**を支援しています。

○琴浦町の自主防災組織の結成数と結成率



(出典) 担当部署による集計

○琴浦町の消防団員数の推移

年度	2018	2019	2020	2021	2022
団員数	163 人	163 人	159 人	150 人	149 人

(出典) 担当部署による集計

町内の自主防災組織(規約等で規定されたもの)は、76 組織、88 集落(2022 年 4 月現在)で結成されており、結成率は 57%となっています。町内での結成があまりすすんでいない現状があるほか、組織結成後、訓練や研修といった平常時の活動が十分実施できていない組織もあり、**住民の防災意識の向上**が大きな課題となっています。

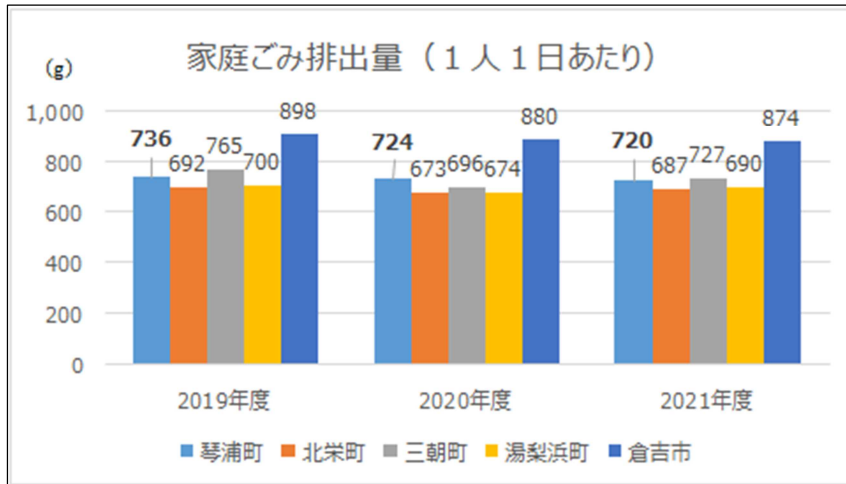
また、地域住民で組織する消防団は、149 人(2022 年 4 月現在)で構成されており、消火技術の向上、水害等を想定した訓練・研修を行っています。2018 年には 163 人だった団員数が、2022 年には 149 人まで減少するなど、年々団員数が減少しているとともに、団員の高齢化もすすんでいます。

消防団は、建物火災のほか、風水害時の警戒、土のう設置といった活動を行うなど、防災活動において重要な役割を果たしています。近年多発する災害時における地域の防災・減災活動を行う中心的な組織であり、**団員の確保**が喫緊の課題です。

10 環境

本町における家庭ごみの1人1日あたりの排出量は、2021(令和3)年度では720グラムとなっています。1世帯あたりの年間排出量では、実に675キログラムものごみが各家庭から出ていることになります。近年、町の家庭ごみの排出量は緩やかな減少傾向にありますが、依然として**多くのごみが排出**されていることが分かります。

○琴浦町の家庭ごみ排出量（1人1日あたり）

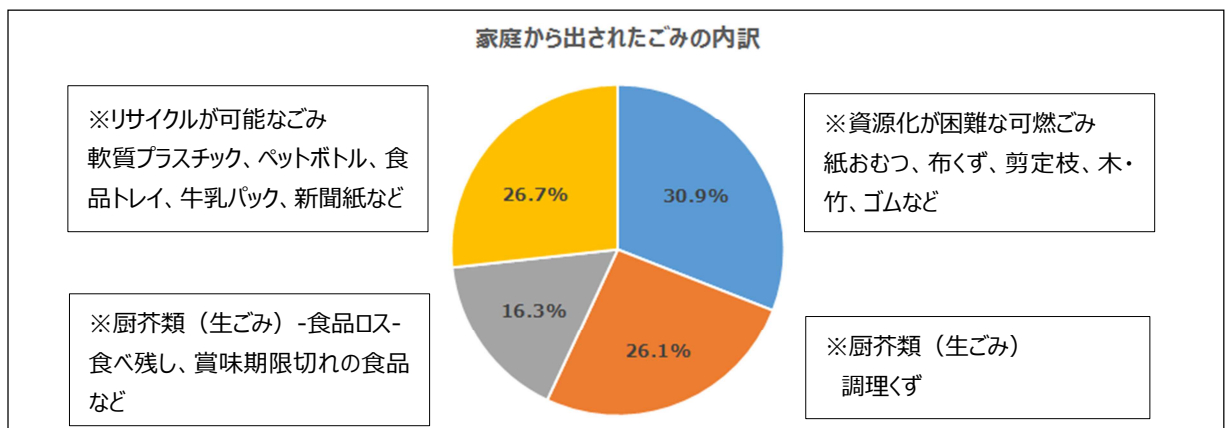


(出典) 鳥取中部ふるさと広域連合の集計結果を担当部署で加工

ごみの排出量の増加は、焼却処分に係る二酸化炭素排出量の増加に直結するとともに、中間処理施設や最終処分場の短命化に繋がります。

本町では2021(令和3)年に家庭ごみ(可燃ごみ)の組成調査を行い、ごみの現状を数値化し、全体像を確認しました。調査結果によると、家庭から可燃ごみとして出された中には、リサイクルが可能なごみ(紙類、繊維・布類、プラスチック類等)も一緒に出されており、その割合は全体の約27%を占めていました。また、厨芥類(生ごみ)が全体のうち約42%となっていますが、この内、食べ残しや賞味期限切れなどで捨てられている食品が約16%となっていました。

○家庭ごみの内容の内訳



(出典) 琴浦町一般廃棄物(家庭ごみ)組成調査報告書-2021

このように、家庭ごみの内訳を分析すると「分別により再利用できるもの」や「発生を防ぐことができる食品ロスに関するもの」で**全体の 43%を占める**結果となりました。これらは、本来であれば減量することができたごみと考えることができます。この全てが、**可燃ごみとして捨てられている現状**が本町にとって大きな課題です。

調査結果を踏まえ、特に一般家庭から出る可燃ごみの減量化（**生ごみの減量・プラスチック等の適正な分別**）について町民全体で取り組んでいく必要があります。

また、地球温暖化など多くの環境問題を抱える昨今にあって、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル※」を目指すことを宣言しています。

本町においても、**脱炭素社会の実現**に向けて近隣市町や地域新電力会社※と協働し、一体となつて**再生可能エネルギー※の活用**を推進していく必要があります。

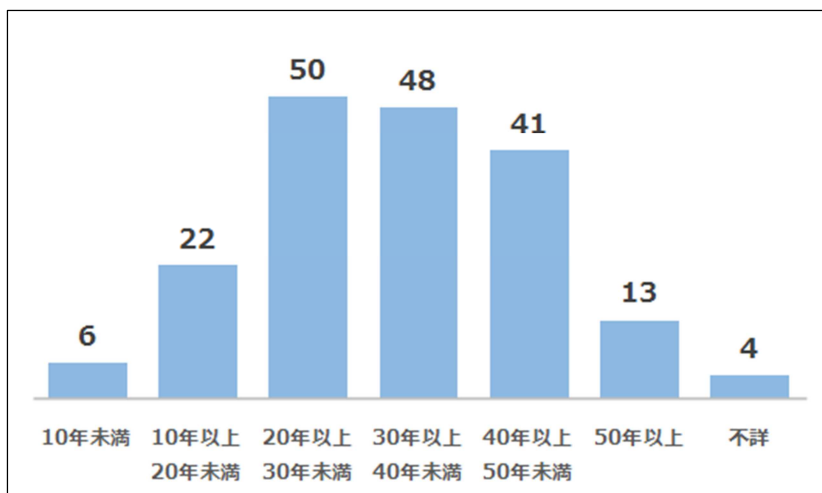
※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。
※地域新電力会社：電気の地産地消を目的とした地域密着型の電力小売業者のこと。
※再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力など非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。

11 公共施設

町内の公共施設は、建築後 30 年を経過した施設が半数を超えており、今後一斉に大規模改修などが必要な時期を迎えます。人口が減少する中、人口が多い時代に建てられたすべての施設を更新することは、財政的な面からも困難となっています。今後、**施設の複合化**などをすすめ、将来の**人口規模に見合った総量及び配置**が必要です。

公共施設の総量の圧縮は避けられませんが、ただ施設を減らしてだけでなく、維持する施設を「**地域の拠点**」などへ**再整備**し「まちづくり」をすすめる必要があります。

○公共施設の経過年数別施設数



（出典）担当部署による集計

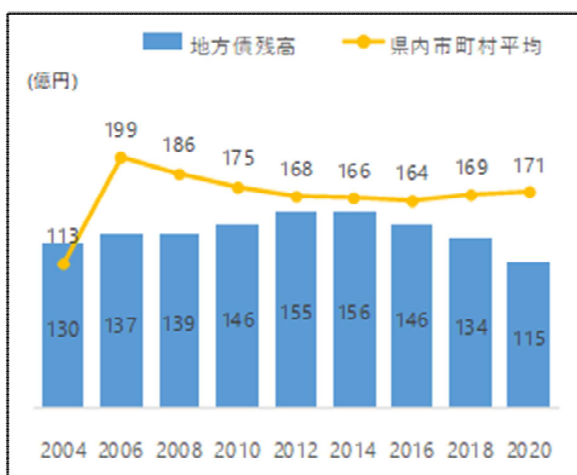
12 財政

本町は、2004年に旧東伯町と旧赤碕町が合併し、公共施設の整備のための地方債(町の借金)を発行してきました。

地方債残高は、2013年に161億円にまで増加し、その後、残高は減少してきました。一方、基金(町の貯金)は、災害などの対応のため2014年度以降は減少傾向にあります。

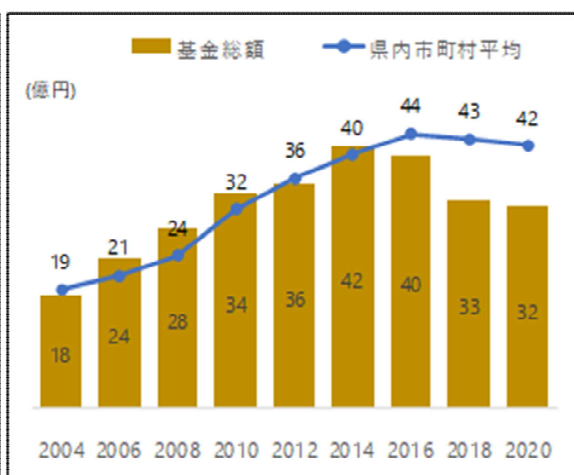
町税は、税制改正などによる増減もありますが、納税者の減少や土地評価額の下落などにより2008年をピークに減少傾向となっています。一方で歳出は高齢化がすすむことから社会保障関係経費などの伸びに加えて、公共施設の老朽化対策などの増加が見込まれていることから、行財政改革などを通じて**事業の効率化**などに取り組むとともに、**質の高い町民サービスを行う仕組みづくり**が必要です。

○地方債残高の推移



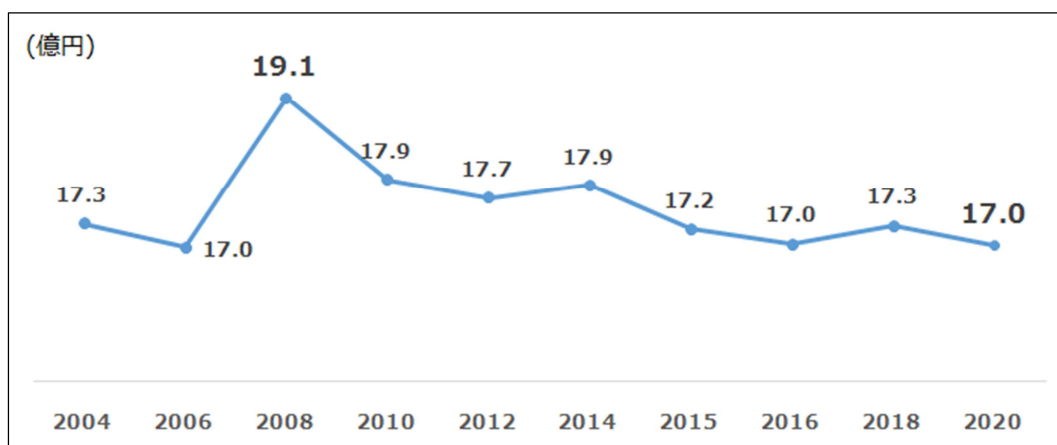
(出典) 担当部署による集計

○基金残高の推移



(出典) 担当部署による集計

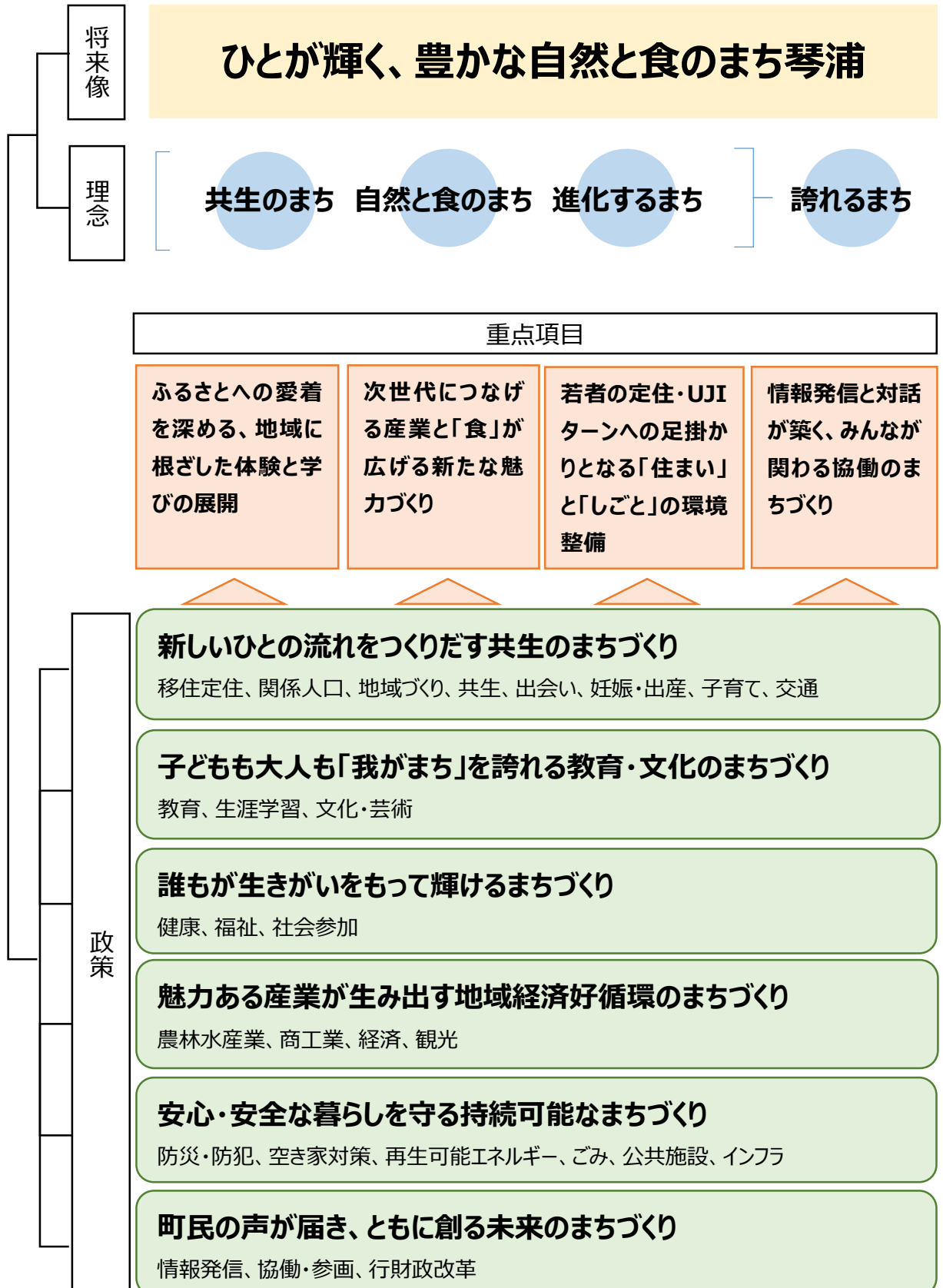
○町税の推移



(出典) 担当部署による集計

第3章 琴浦まちづくりビジョン

1 体系図



2 将来像

琴浦まちづくりビジョンは、町の目指すべき将来像や理念を町民と共有し、その実現に向けて、協働で「まちづくり」を行うための言わば「未来の琴浦町をつくる設計書」です。

その中でも将来像は、10年後の琴浦町を「こんなまちにしたい」、「こんなまちでありたい」との姿を示すものであり、最も重要な指針となります。

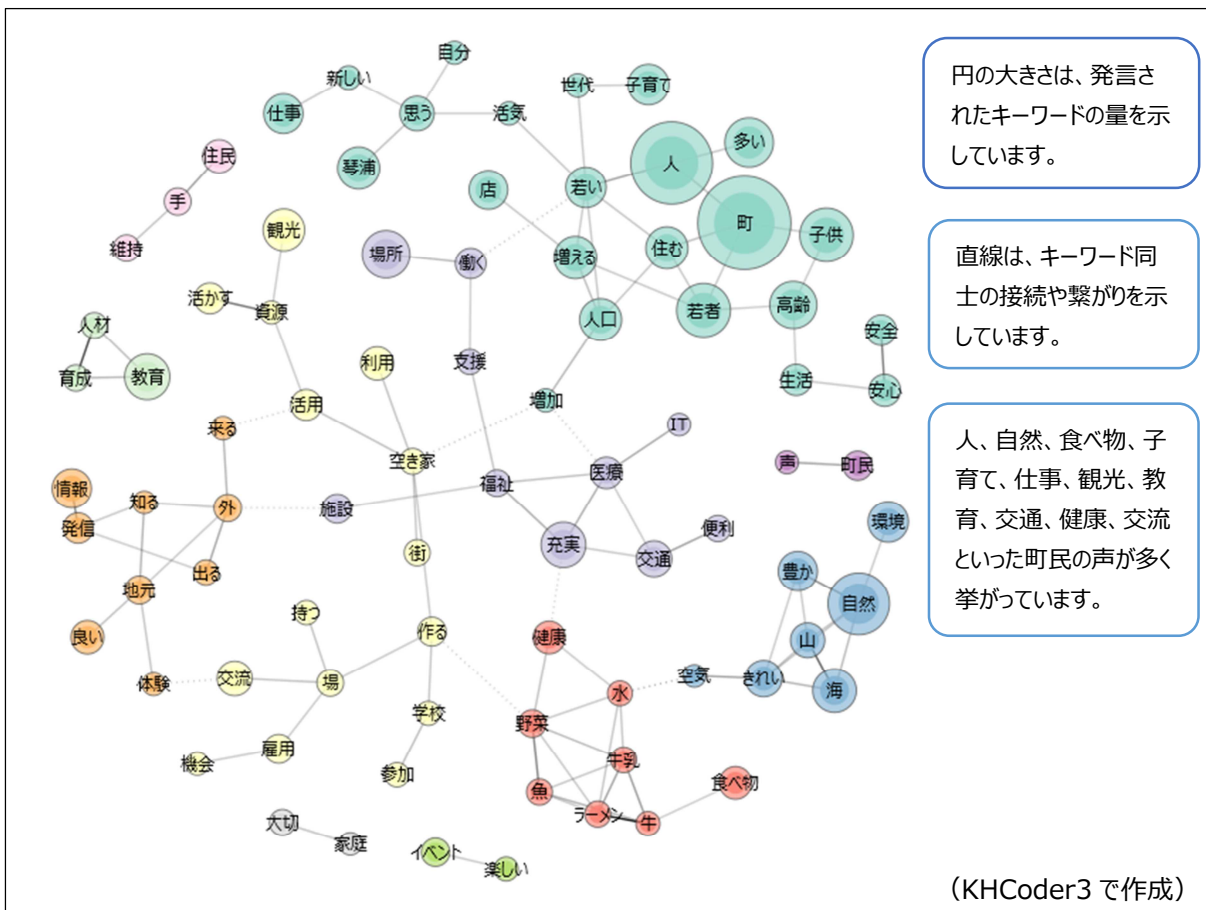
こうら未来会議、中学生ワークショップで多くの声が挙がった、町の強みであり特徴でもある「人」、「自然」、「食」を軸に「琴浦町らしさ」と「共感を持てる」将来像を掲げました。

ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦

私たちのまちは、日本海と大山に囲まれ、美しい自然と多彩な食にあふれています。この恵まれた環境こそ絆を大切に作る心豊かなひとを育む土壌と養分であり、次の世代へとしっかりと繋ぎ、さらに活かしていくべきものです。

ここに暮らす一人ひとりの個性や生き方が尊重され、生きがいを持って自分自身の思いを叶えることができる、そんな「輝くひと」たちが育ち、集い、根付くまちを目指します。

◎ことうら未来会議、中学生ワークショップでの全ての意見をキーワードに分割して内容を分析



3 理念

理念とは、琴浦町のまちづくりの基本となる考え方です。ワークショップやアンケートなどで町民から寄せられた様々な意見を基に描きました。将来像を達成するためのまちづくりの根底にある考え方として、町全体で共有していくものになります。

- **共生のまち** お互いの違いを認め合い、自分も相手も大切にできる
- **自然と食のまち** 美しい自然と豊かな食が新たな魅力をつくる
- **進化するまち** さらなるチャレンジで未来の暮らしを創造する
- **誇れるまち** このまちを大切に思い、住み続けたいと思える

【町民の意見（アンケート及びワークショップより）】



共生のまち

お互いの違いを認め合い、
自分も相手も大切にできる

自然と食のまち

美しい自然と豊かな食が
新たな魅力をつくる

進化するまち

さらなるチャレンジで
未来の暮らしを創造する

誇れるまち

このまちを大切に思い、
住み続けたいと思える

4 重点項目

第2次琴浦町総合計画の検証結果及びアンケート、ワークショップでの意見を基に、2022年度から2026年度の5年間で町が特に課題として取り組むべき施策を重点項目として設定します。

重点項目は、各政策・施策の要素を複合する内容とし、達成によって得られる効果に着目した目標値を設定します。

項目	目標値	基準値
① ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開 地域ぐるみの子育て・教育と歴史の継承と文化の振興により、子どもも大人も地域の一員として地域を大切に する心を培います。ふるさとへの愛着を深め、将来的な定住化・関係人口化につなげます。		
これからも町に住み続けたいと考える人の割合	60.0%(2026年)	53.9%(2021年) 60.8%(2016年)
この地域で子育てをしていきたい人の割合	75.0%(2026年)	72.9%(2021年)
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合	小6:60.0%(2026年) 中3:40.0%(2026年)	小6:54.5%(2021年) 中3:34.9%(2021年)
② 次世代につなげる産業と「食」が広げる新たな魅力づくり 町の強みである自然と食を次世代につなげるため、一次産業の担い手育成を図ります。自然と食を活かした グルメや体験型コンテンツを新たな魅力として発信し、交流人口の増と地域経済の活性化につなげます。		
農林水産業における新規就業者数	30人 (2022～2026年の累計)	35人 (2015～2019年の累計)
主要品目の販売高(梨、ブロッコリー、ミニトマト、白ネギ、スイカ、繁殖和牛、酪農、グランサーモン)	50億円(2026年)	45.8億円(2021年)
観光入込客数	90万人(2026年)	52万7千人(2021年)
③ 若者の定住・UJIターンへの足掛かりとなる「住まい」と「しごと」の環境整備 空き家、賃貸住宅、マイホームなどの住宅政策とあわせ商工業者の安定経営と起業・創業により町内雇用の 確保を図ります。生活基盤である「住まい」と「しごと」づくりを通じ、転出抑制とUJIターン増につなげます。		
人口社会増減	△400人 (2022～2026年の累計)	△443人 (2017～2021年の累計)
UJIターン者の人数	910人 (2022～2026年の累計)	828人 (2017～2021年の累計)
町内企業への新規就職者数	1,135人 (2022～2026年の累計)	1,135人 (2015～2019年の累計)
④ 情報発信と対話で築く、みんなが関わる協働のまちづくり 町民の声をまちづくりの起点とするための対話の場づくりとSNSによる情報発信を充実し、双方向の情報共有 を図ります。町民と行政だけでなく様々な関係者がともに考え、ともに動く協働のまちづくりにつなげます。		
広報に対する住民満足度[5満足～1不満]	3.0以上(2026)	2.7(2021)
地区公民館と一体化した新たな地域運営組織	9地区(2026)	1地区(2021)

【重点項目と政策・施策の関連性】

重点項目の達成には、様々な政策・施策が関係しています。関連する施策に複合的に取り組むことで目標の達成へとつなげます。なお、それぞれの重点項目が関連する政策・施策については、●印を記載し、関連性を示しています。

政策/施策 \ 重点項目		ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開	次世代につなげる産業と「食」が広げる新たな魅力づくり	若者の定住・UJITターンへの足掛かりとなる「住まい」と「しごと」の環境整備	情報発信と対話で築く、みんなが関わる協働のまちづくり
（１）新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり		●		●	
①	住宅の確保と移住定住の推進	●		●	
②	関係人口の拡大とつながりの強化	●	●		
③	町民主役の地域づくり	●			●
④	支え合いと共生のまちづくり	●			●
⑤	パートナーと出会い、幸せを共感できるまちづくり				
⑥	子どもを産み育てやすい環境づくり	●		●	
⑦	持続可能で利用したい地域交通の構築			●	
⑧	駅舎の活用と駅前の魅力化				
（２）子ども大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり		●			
①	子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進	●			
②	子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり	●			
③	ICTを活用した個別最適な学びの提供	●			
④	グローバルな社会で活躍できる人材の育成	●			
⑤	大人に対する学びの環境づくり	●			
⑥	歴史文化資源の活用と継承	●			
⑦	文化・芸術活動の振興	●			
（３）誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり					●
①	誰一人取り残さない地域内での福祉の充実				●
②	誰でも参加できる居場所づくり・生きがいづくり				●
③	地域で取り組む町民一人ひとりの健康づくりと介護予防				●
④	持続可能な医療・保健・介護事業の推進				
⑤	ニュースポーツによる健康づくりの推進				
⑥	誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備				●
（４）魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり			●	●	
①	農畜水産物の生産振興と一次産業の担い手育成		●	●	
②	スマート農業の推進		●	●	
③	農地・農業用施設の保全活動の推進		●	●	

④	地産地消の促進により地域の中で経済がまわる仕組みづくり		●		
⑤	起業、創業に対する支援の充実		●	●	
⑥	企業のデジタル化と多様な働き方・雇用対策の推進		●	●	
⑦	琴浦産品のブランド化と販路拡大		●		
⑧	道の駅を核とした周遊促進と観光消費の拡大		●		
⑨	グルメ×アウトドアによるコトウラニューツーリズムの推進		●		
(5) 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり				●	
①	自助・共助・公助による災害に強いまちづくり			●	
②	空き家の適正管理の指導と除却の支援			●	
③	再生可能エネルギーの利活用による脱炭素社会への転換		●		
④	ごみの減量化とリサイクルの推進				
⑤	公共施設の集約・複合化による質の高い町民サービスの提供			●	
⑥	公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理			●	
(6) 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり					●
①	町民に伝わる情報発信と情報共有				●
②	町民参画・協働の仕組みづくり				●
③	企業等との連携の推進				●
④	行政サービスのデジタル化				
⑤	地域に根付く職員の育成				●
⑥	近隣自治体との行政サービス共同化の推進				●

5 政策・施策

将来像・理念を実現するために、町では2022年からの5年間における行政の方向性(政策)として6つの柱を立てました。これらを達成するために、政策ごとに6～9項目の施策を設定し、取り組みをすすめます。

なお、政策の下には関係する分野を記載しています。

(1) 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり



移住定住、関係人口、地域づくり、共生、出会い、妊娠・出産、子育て、交通

(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり



教育、生涯学習、文化・芸術

(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり



健康、介護、福祉、社会参加

(4) 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり



農林水産業、商工業、経済、観光

(5) 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり



防災・防犯、空き家対策、再生可能エネルギー、ごみ、公共施設、インフラ

(6) 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり



情報発信、協働・参画、行財政改革



政策（１）新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり

－分野－

移住定住、関係人口、地域づくり、共生、出会い、妊娠・出産、子育て、交通

自分たちが生まれ育った地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、地域の様々な課題を町民同士の話し合いと支え合いにより、解決していく必要があります。そのためには、年齢や性別、出身地、国籍などにかかわらず一人ひとりの人権を尊重し、すべての人が対等な関係を築けるような地域共生社会の形成をすすめます。

SDGsの目標のひとつである「ジェンダー※平等の実現」を推進し、特に女性が働きやすい職場、暮らしやすいまちを目指し、子育て世代の転出抑制と転入増加に取り組めます。

また、少子高齢化がすすむなかでも、人口減少を緩やかにし、地域の活力を維持していくためには、町の強みである独自の子育て支援や、町の魅力を内外にPRする移住定住施策や関係人口※の創出が必要です。移住定住施策では、特に若者が暮らしやすい琴浦町を目指し、住宅施策、子育て支援などの充実を推進します。地域外からの移住による新たなひととの出会いを地域の力に変え、活力と魅力があふれるまちをつくります。

※ジェンダー：社会・文化的につくられる性別のこと。SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」では、すべての女性に対するあらゆる差別をなくすことなどが達成すべき目標となっています。

※関係人口：特定の地域に継続的に多様なかたちで関わる人のこと。

施策（１）

① 住宅の確保と移住定住の推進

人口減少の要因とされる少子化対策として、若者や子育て世代の定住者を増やすための取り組みの重要性が高まっています。移住・定住のきっかけとなる賃貸住宅を増やすための取り組みに加えてマイホーム取得についても新築、空き家などの幅広い選択ができるように支援を行います。このほかにもUJIターンを容易にするための移住者支援の充実、町民連携による移住後フォロー、地域おこし協力隊の受入れ強化など若年層を中心とした琴浦町への移住と定住を後押しします。

② 関係人口の拡大とつながりの強化

人口減少がすすむ中でも、町外から琴浦町を応援し、関わりを持つ人（関係人口）を増やす

ことで人材不足の解消やまちの活性化につなげます。コトウラファンサポーターの増加、ふるさと納税制度の拡充、ワーケーションの環境整備、副業人材の活用等を推進します。

③ 町民主役の地域づくり

町民による新たな地域運営組織の立ち上げを支援し、地域内交流の活性化と安心して暮らすことができる地域づくりをすすめます。集落支援員の配置や地域内でのリーダーやボランティアの育成による仲間づくりを促進し、町民が主体的に関わり、助け合える地域づくりを推進します。あわせて、地域内での多世代交流と活性化の拠点整備をすすめます。

④ 支え合いと共生のまちづくり

性別、出身地、国籍など個人の生まれつきの社会的境遇にとらわれることなく一人ひとりが生き生きと暮らせるように、互いを受け入れ、地域で、町で支え合い、町民にとって住みよいまちづくりをすすめます。

⑤ パートナーと出会い、幸せを共感できるまちづくり

パートナーと出会うための機会を提供し、共に暮らすことができる環境づくりをすすめます。

⑥ 子どもを産み育てやすい環境づくり

子育て世帯が子育てに喜びを感じ、安心して子どもを産み育てられるよう、地域が支える「地域ぐるみの子育て」を推進します。また、子育てと仕事の両立を希望する世帯への支援や、妊娠期から子育て期を通して必要な情報提供や相談などの支援を行い、きめ細かな子育て支援に取り組めます。

⑦ 持続可能で利用したい地域交通の構築

朝と夕の通勤・通学のバスを維持しつつ、利用者が少ない日中のバスを乗合いタクシーや共助交通を活用した個別輸送方式へと転換をすすめます。町民の移動手段を確保し、利用したいと思える持続可能な地域交通システムをつくります。

⑧ 駅舎の活用と駅前の魅力化

町の玄関である浦安駅、赤碕駅は利用者の減少と老朽化のため、将来的には簡素な施設へと切り替える方針がJRより示されています。現在の駅舎を活用し、駅前の魅力化をすすめるため、地域、企業、学校等と連携し、協働で駅舎・駅前の改善を図ります。



政策（２） 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり

－分野－

教育、生涯学習、文化・芸術

ふるさとを思い、地域の一員として地域を大切にすることを子どもの頃から培うことが重要です。そのためには、大人自身がこの町で暮らすことに誇りを持ち、大人から子どもへ町の魅力を繋いでいくことが大切です。

大人からの言い伝えや学びを通して子どもたちが地域に関心を持ち、ふるさとへの想いを深めるための取り組みを推進します。また、大人に対しても地域を知り、学ぶための機会を創出します。

また、子どもたちがめまぐるしく変化する社会に適応していく能力を培うために ICT を活用した学習と一人ひとりの成長に寄り添った指導を行い、誰一人取り残されない教育を実践します。

施策（２）

① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進

まちの自然環境や地域の人材を活かした教育を推進することで、子どもたちが地域や様々な大人と関わり、体験を通してふるさとへの関心を高める機会をつくれます。

② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり

遊びは子どもの成長や発達にとって重要な体験であり、心身ともに健康な育成を図るため外遊びの推奨と、創造性や主体性を育む遊び環境の充実を図ります。

あわせて、多様化する子どものニーズに対応し、一人ひとりに応じた教育相談支援や、未就学児期から関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施します。

③ ICT を活用した個別最適な学びの提供

学校でタブレットを活用した学習をすすめ、一人ひとりの理解度を把握することで個別最適な指導を行います。また、オンラインを使った新たな授業により、子どもたちの情報活用能力を伸ばし、創造力を育てる学習を目指します。あわせて、指導者の能力向上等に取り組めます。

④ グローバルな社会で活躍できる人材の育成

授業における語学の習得だけでなく、オンラインを活用して国内外の様々な地域と交流の機会を持つことで多様化する社会への対応力を培い、世界で活躍できる人材の育成を図ります。

⑤ 大人に対する学びの環境づくり

町民がより豊かな人生を実現するために、知る機会や学びの機会を提供するとともに、仕事に必要なスキルなどを習得するためのリカレント教育※を推進します。また、地域のリーダー育成や仲間づくりをすすめます。また、オンラインを活用し、場所に限らず講座が受講できる生涯学習の機会を創出します。

※リカレント教育：学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事や人生で求められる能力を磨き続けるための社会人の学び。

⑥ 歴史文化資源の活用と継承

町内の歴史文化や人材等地域資源を教材に、体験を通して子どもたちが地域社会を知る「ふるさと教育」を推進し、ふるさとへの愛着を育みます。また、文化財や史跡の保存・活用と情報発信を強化し、後世に引き継ぐ地域の宝として磨き上げを行います。

⑦ 文化・芸術活動の振興

創造力や感性を育むために文化・芸術の振興が必要です。町民が文化や芸術に触れる機会を確保していくために、行政、活動者、その他関係団体が連携して振興を図る環境づくりを行います。



政策（３）誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり

－分野－

健康、福祉、社会参加

町民一人ひとりの生き方が認められ、自らの力で生きがいを持って社会と関わることで、心身ともに充実した生活を送ることができる環境をつくります。

また、若年層からの健康づくりに積極的に取り組むことで将来的な疾病・介護予防につなげ、健康寿命の底上げを図ります。

あわせて、町民が安心して暮らすことができるよう地域医療と地域福祉の充実を図ります。

施策（３）

① 誰一人取り残さない地域内での福祉の充実

地域における町民同士の助け合いの仕組みづくりを推進します。そのためには、様々な状況においても互いに受け入れて支援ができるように、個々の特性や必要な支援等について正しく理解するための啓発を促進させます。また、個々の状況に応じて必要なサービスや事業を提供し、生活支援をはじめ一人ひとりが活躍できるように支援を行います。

② 誰でも参加できる居場所づくり・生きがいづくり

希望する人が誰でも集える居場所づくりなど、町民が主役となる地域活動を後押しし、町民の社会参加、仲間づくり、支え合い活動を推進します。

③ 地域で取り組む町民一人ひとりの健康づくりと介護予防

住み慣れた地域で一人ひとりが望む生活を送ることができるよう、医療と介護サービス、地域の支え合いを結集させた地域共生社会の実現を目指します。また、若年層・中年層の働き盛りにおいても生活習慣病等の増加傾向がみられることから、若いうちから適切な指導を受けることで運動・食事を見直し疾病予防につなげます。

④ 持続可能な医療・保健・介護事業の推進

少子高齢化が進み、一人あたりの医療費・介護給付費が増え続けています。これまでに蓄積した医療・健診・介護データを分析することで地域の健康課題を明確化し、ICTを活用した医療の提供や効果的かつ効率的な保健事業を推進します。また、国保税率の県統一を目指すとともに、県と協力して低所得者へのさらなる支援に取り組みます。さらに、介護予防に取り組む中で、元気な高齢者を増やし、介護給付費の抑制を図ります。

⑤ ニュースポーツによる健康づくりの推進

町民に対する運動習慣定着の取り組みとして、運動習慣がない人や運動をはじめたい人を対象にしたプログラムをつくります。

⑥ 誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備

民間企業と連携した施設整備など東伯総合公園の管理運営・活用の見直しを行います。誰もが容易に利用できるような施設環境の整備と魅力あるサービスの提供を行います。



政策（４） 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり

－分野－

農林水産業、商工業、経済、観光

町の強みである自然と食を活かして、一次産業を基盤とした産業振興を図ります。
また、町内商工業者の安定経営と持続的発展を図るため、事業承継の推進、新たな分野における起業・創業の支援に積極的に取り組みます。

自然や食を観光と掛け合わせ、道の駅やワイナリー、一向平キャンプ場を拠点としたここでしか味わえない体験型コンテンツを開発し、町内外へ町の魅力を発信し、町を訪れる交流人口を増やすことで地域経済を活性化させ、新たな雇用を生み出すなど、地域経済に好循環をもたらす仕組みづくりをすすめます。

施策（４）

① 農畜水産物の生産振興と一次産業の担い手育成

生産者の所得向上を図るため、農畜水産物の生産振興に取り組みます。

また、研修制度を充実させ、担い手の育成を推進します。農業においては担い手農業者の規模拡大とともに農地集積を支援します。漁業においても研修制度を充実させるほか ICT を活用した技術習得を推進し、担い手の確保・育成を図ります。

② スマート農業の推進

ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業スタイルで、生産性の向上、担い手の確保及び労力の軽減を図ります。

③ 農地・農業用施設の保全活動の推進

農地や農業用施設（水路や農道等）の適切な維持、保全を図ります。

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落協定に基づく農業生産活動等を支援します。また、地域の共同活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させます。さらに、荒廃農地の再生・基盤整備により遊休農地の拡大を防止します。

④ 地産地消の促進により地域の中で経済がまわる仕組みづくり

世帯の食費年間消費総額のうち 11 億円以上が域外へ流出しており、この額を町内に取り戻すための取り組みを推進します。また、町内飲食店における地元産品取扱率の向上を図るため、地元生産者等と飲食店をつなぐ仕組みを構築し、地域内経済循環を促進します。

⑤ 起業、創業に対する支援の充実

新たに起業・創業する人や新分野(これまで町内に存在しなかった新たな業種)にチャレンジする事業者を町全体で支援するとともに、事業を継続していくための支援体制を構築します。

⑥ 企業のデジタル化と多様な働き方・雇用対策の推進

企業のデジタル化を推進することで、業務効率化、生産性向上につなげるとともにリモートワーク・ワーケーション・副業といった一人ひとりが能力を発揮できる多様で柔軟な働き方を支援し、事業継続、雇用確保に向けて取り組みます。

⑦ 琴浦産品のブランド化と販路拡大

「とっとり琴浦グランサーモン」のブランド化や、新たなご当地グルメの開発により産業の振興を図ります。また、企業の新商品開発や既存商品の新展開に向け支援体制を構築するとともに、販路開拓を促進することで町全体の経済発展を目指します。

⑧ 道の駅を核とした周遊促進と観光消費の拡大

道の駅琴の浦をゲートウェイ(玄関口)として、地域内周遊を促進させる仕組みづくりを行い、観光消費の拡大を図るとともに、インバウンド※対策を推進します。

※インバウンド：外国人の訪日旅行のこと。

⑨ グルメ×アウトドアによるコトウラニューツーリズムを推進

一向平キャンプ場やワイナリーを拠点としたグルメやアウトドアによる観光誘客を図るため、魅力ある体験型観光メニューなどをつくり、本町ならではのニューツーリズムを推進します。



政策（５） 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり

－分野－

防災・防犯、空き家対策、再生可能エネルギー、ごみ、公共施設、インフラ

豊かな自然に恵まれた生活環境を守るため、本町では世界中で取り組みがすすむ SDGs を切り口に脱炭素社会の実現を目指して、再生可能エネルギーの活用やごみの減量化・リサイクルの推進に率先して取り組みます。あわせて、老朽化がすすみ利活用することができない空き家については、快適な住環境の確保の面から、街並みや景観を阻害する空き家の除却を促進します。

また、安心・安全な暮らしのために、気候変動に伴う異常気象に対応したインフラ整備を行い、災害に強いまちづくりを行うとともに、いつ起きるか分からない災害に備えて平時からの防災体制の確立を図ります。

人口減少がすすむなかでも質の高い持続可能な行政サービスを提供するため、公共施設の集約・複合化による機能向上及び長寿命化をすすめます。

施策（５）

① 自助・共助・公助による災害に強いまちづくり

自主防災組織への働きかけや活動支援を行うとともに、地域で助け合える仕組みづくりを行うことで、平時からの防災に対する啓発、自発的な活動の推進を図ります。また、避難所の環境整備や、災害時に想定される浸水被害への対策をすすめます。

② 空き家の適正管理の指導と除却の支援

近年、老朽化や損傷により倒壊等の恐れがある管理のされていない危険な空き家等が増加しています。生活環境の保全や景観を守るため、危険な空き家等の適正管理や除却を所有者等に働きかけるとともに、必要に応じて行政代執行による除却を検討します。

また、危険な状態に至らない空き家であっても老朽化により利活用されなくなり、街並みや景観を阻害する空き家等については、その除却を促進し、良質な住環境づくりを推進します。

③ 再生可能エネルギーの利活用による脱炭素社会への転換

地域新電力会社※により地域内で発電された電力を地域内で消費する「電力の地産地消」の推進とあわせて、積極的な再生可能エネルギーの活用による脱炭素社会の実現を図ります。

④ ごみの減量化とリサイクルの推進

環境への配慮とともにごみ処理施設の長寿命化とごみにかかる経費削減を図るために、ごみの減量化を推進します。また、生ごみだけでなくプラスチックを始めとしたごみの適正な分別、リサイクルにつなげる意識の醸成と環境を構築することで、ごみをごみとして終わらせない、サーキュラーエコノミー※の実現を目指します。

※サーキュラーエコノミー：資源をできるだけ長く循環させながら利用することで廃棄物などのムダを価値あるものに変える循環型の経済モデル

⑤ 公共施設の集約・複合化による質の高い町民サービスの提供

人口減少社会にあって、全ての公共施設を現状のまま維持・存続することは困難です。「量を減らし、質を高める」ことを基本理念に老朽化する公共施設の総量縮減を図るとともに、維持する施設の機能を向上させることで公共サービスの充実を目指します。

⑥ 公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理

暮らしにおける安全・安心の確保と、中長期的な維持管理・更新等にかかる費用の縮減や予算の平準化を図るために、町が管理するあらゆるインフラを対象に戦略的な維持管理・更新等を推進します。



政策（６） 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり

－分野－

情報発信、協働・参画、行財政改革

まちづくりは、町民・企業・行政による一層の連携が求められています。この町に暮らす町民自身が住み続けたいと思えるまちにするために、町民の声をまちづくりの起点として捉え、町民・企業・行政が役割と責任を分かち合って、一緒に理想のまちをつくりあげていくことが重要です。

そのためにも、まずは行政から町民へ町の情報、施策、税金の使途などをわかりやすく伝え、まちづくりに関わる町民、企業などと双方向で情報共有を行います。この町に関わるすべての人がともに語り合い、ともに考え、ともに動くことができる協働の未来を目指します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に働き方や暮らし方、社会が大きく変容しつつある中であって、行政のデジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりました。町の政策だけでなく地域社会における仕組みについてもデジタルトランスフォーメーション(DX)※による変革をすすめる、町民がデジタル化による利便性を享受できる未来のまちをつくります。

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル技術や AI 等の活用により、既存の業務の手順や枠組みを変化させて、効率化やサービス向上を図る取り組みのこと。

施策（６）

① 町民に伝わる情報発信と情報共有

SNS※等の各種媒体を活用し、町民一人ひとりのニーズに合わせて情報を受け取れるように情報発信を行います。

※SNS：Social networking service（ソーシャル ネットワーク サービス）の略で、登録された利用者が同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

② 町民参画・協働の仕組みづくり

事業レビューや自分ごと化会議、ことうら未来会議といった無作為抽出による町民会議により町民の意見、評価を町民サービスに反映させ、サービスの質の向上を図ります。また、このことを通じて町民が町政に関心を持つきっかけをつくり、協働のまちづくりを推進します。

③ 企業等との連携の推進

企業や NPO 団体等のノウハウを活かし、官民協働による町の課題解決を図ります。「民間にできること」と「できないこと」を対話などにより確認し、「最も質の高いサービス実施者は誰であるのか」を検証し、その役割の見直しをすすめます。

④ 行政サービスのデジタル化

各種申請手続きや公共施設の使用手続きなど窓口事務のオンライン化、キャッシュレス化を推進し、町民が時間や場所にとらわれる事なく行政手続きが行えるよう、利便性の向上を図ります。

また、住民基本台帳や町税、国民健康保険、介護保険などの庁内主要業務について、国が策定する標準仕様書に準拠したシステムへの対応を行います。あわせて各種事務における執行手順を見直すことにより、業務の効率化と運用コストの削減につなげます。

これらの取り組みに加え、町民、企業、団体など町に関わる多くの人々がデジタル化の利便性を享受できるよう、AI や ICT 等の先端技術を活用して、産業振興、地域活性化、教育及び生活環境の充実をすすめます。

⑤ 地域に根付く職員の育成

人口減少にともない、町民・職員ともに限られた人数で地域を存続させていくためには、職員が地域に溶け込み、その中で町民と一緒に力を発揮し、協働でまちづくりをすすめていく必要があります。行政として、地域に必要とされる職員の育成を行います。

⑥ 近隣自治体との行政サービス共同化の推進

人口減少に伴って想定される行政の職員数の減少に備え、少ない職員でも質の高い町民サービスを提供する仕組みを構築する必要があります。

近隣の各自治体で抱える共通の課題に対応するため、行政サービスの提供体制、施設の維持管理・更新、各種電算システムなどについて連携し、共同で行う仕組みづくりを行います。

資料編

- ・ 主な策定の経過
- ・ 住民アンケート
- ・ 各種ワークショップ
- ・ 審議会委員
- ・ SDGs

主な策定の経過

年月	区分	内容
2021 年 5 月	策定委員会①	・まちづくりビジョンの策定方針 ・策定スケジュールの共有
5 月	ワーキンググループ①	・まちづくりビジョンの策定方針 ・策定スケジュールの共有
6 月	ワーキンググループ②	住民ワークショップ（案）作成
6 月	策定委員会②	住民ワークショップ（案）について報告
7 月	赤碕中学校ワークショップ①	まちづくりビジョンの説明
7 月	赤碕中学校ワークショップ②	・琴浦町のいいところ・好きなところ ・10年後もあつたらいいなと思うもの・こと
8 月	審議会①	・まちづくりビジョンの策定方針 ・策定スケジュール ・住民ワークショップ
8 月	ワーキンググループ③	住民ワークショップの運営方法の確認
8 月	オンラインワークショップ with コトトーク！	ワタシが思うコトウラ
9 月	住民ワークショップ 「ことうら未来会議」①	10年後の理想の琴浦町
9 月	住民ワークショップ 「ことうら未来会議」②	これからのまちづくりに大事な視点について考える
10 月	東伯中学校ワークショップ①	・琴浦町はどんなところ ・10年後の理想の琴浦町はどんなところ ・理想の琴浦町に向けて今の自分ができることはどんなこと
11 月	ワーキンググループ④	将来像、理念を考える
11 月	ワーキンググループ⑤	将来像、理念、政策、施策について
12 月	策定委員会③	将来像、理念の方向性
2022 年 2 月	策定委員会④	将来像、理念、政策の方向性
3 月	策定委員会⑤	将来像、理念、政策、施策の内容
3 月	審議会②	将来像、理念、政策、施策の内容
4 月	策定委員会⑥	将来像、理念、重点項目、政策、施策の内容
4 月	審議会③	将来像、理念、重点項目、政策、施策の内容
5 月	策定委員会⑦	まちづくりビジョン（全体修正案）
5 月	パブリックコメント	まちづくりビジョン（案）について
6 月	策定委員会⑧	まちづくりビジョン（諮問案）
7 月	審議会④	まちづくりビジョンについて（諮問）
7 月	審議会（書面）	まちづくりビジョンについて（答申）
9 月	定例議会	まちづくりビジョンについて（議決）

住民アンケート

1 アンケート概要

- (1) 目的 総合計画策定に関し、計画課題と施策展望について検討するため
- (2) 対象 無作為抽出による18歳以上の町民2,000人に送付
- (3) 期間 2021年6月25日～7月26日
- (4) 回答 447人(回答率22.4%)

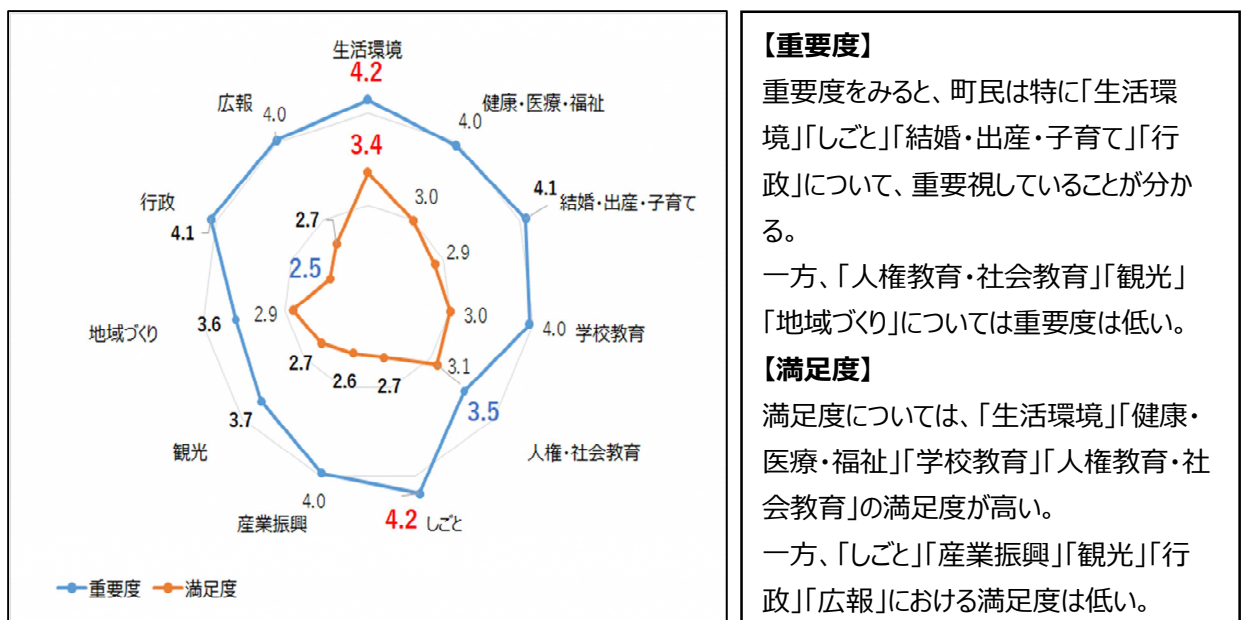
2 アンケート結果から見える課題

- (1) 琴浦町に住み続けたい人の減少

- ・ これからも住み続けたい人の割合が減少する一方、転居の意向を示す人の割合が微増した。
- ・ 町の目指す「暮らし続けることができるまちづくり」のためにも、改善すべき項目である。

年度	住み続けたい	当分の間 住み続けたい	将来的に町外へ 転居したい	すぐにも 転居したい	どれでもない
2021	53.9%	23.7%	6.9%	3.0%	12.4%
2016	60.8%	18.0%	3.8%	1.9%	15.6%
2011	67.5%	12.8%	4.7%	1.2%	13.8%

- (2) 琴浦町の暮らしにおける重要度・満足度（5段階評価）



- ・ 町民が最も重要と考える項目は、「生活環境」及び「しごと」となっている。このうち、「生活環境」は、道路、上下水道、防犯・防災、買い物の利便性などに関する設問であり、琴浦町での暮らしについては、満足できる水準が保たれているといえる。
- ・ 「しごと」については、収入面、職業の選択、職場での子育て支援に対して、不満を抱えている意見が

多い。

- ・ 重要度から満足度を差し引いた値（乖離）が最も大きいのは「行政」となっている。この項目での設問は、「町民が行政に意見・提言できる機会がある。」「町の取り組みは住民の意向に沿っている。」であり、**町民の声が届く町政となるよう、一層の努力を要する。**
- ・ 重要度から満足度を差し引いた値（乖離）が最も小さいのは「人権・社会教育」となっている。一定の効果を得られている項目であり、これまでと同様の取り組みからの見直しを進めていく分野となっている。

3 琴浦町での暮らしを選んでもらうために

（１）移住者を受け入れるための町の強み、弱み

- ・ 琴浦町の**強みは、「自然環境」、「生活環境」、「出産・子育ての環境」とする意見が多くある。**生活環境については、満足できる水準があるとも考えられるため、自然を活かした施策や出産・子育ての環境整備を充実していくことでまちの魅力向上に繋がると考えられる。
- ・ 一方、**弱みは、「雇用機会」であり、仕事の選択肢を増やすことが最も求められている。**

順位	強み	回答数	弱み	回答数
1	自然環境（海や山など）	331	雇用機会	273
2	生活環境（買い物等）	174	生活環境（買い物等）	132
3	出産・子育ての環境	61	医療・福祉	113

（２）琴浦町を住み続けたい町にするために

- ・ 「このままでも住み続けたい」という意見が一定数あることから、この回答より上位に位置する項目を充実させていくことが、町民が考える住み続けたい町につながる取り組みと考えることができる。
- ・ 買い物等の生活環境の利便性については、満足度が高い項目にも該当していることから、**特に「医療・福祉」「出産・子育て」「交通」「雇用」「防災」の分野に力を入れることが必要**となっている。

順位	どのような町になれば住み続けたいか	回答数
1	医療・福祉サービスが充実しているまち	198
2	子どもを産み、育てやすい環境づくりが進んだまち	151
3	商業施設など買い物に便利なまち	112
4	交通に便利なまち	110
5	就きたい仕事につけるまち	108
6	自然災害に強いまち	95
7	このままでも住み続けたい	90
以下	地域住民がみんなで助け合うまち/第一次産業（農林、畜産、水産業）が活発なまち/充実した保育、質の高い教育環境が整備されたまち/地域でコミュニティが形成され、賑わいのあるまち/自然環境の保全や自然エネルギーを利活用した自然と共存する持続可能なまち/デジタル化の進んだ利便性の高いまち/文化・芸術に力を入れて取り組むまち/観光資源が活かされ/観光で有名なまち	

4 総括

- ・ 第2期まち・ひと・くらし創生戦略にて「暮らし続けることができるまち、そして選ばれるまちをつくる」ことを目標に取り組みを行ってきたが、アンケート結果からはその効果があったとは言えない。
- ・ 「行政」「広報」に対する満足度が低いことを考えると、伝わる情報発信を心がけ、町民と行政との距離を縮める必要があると考える。
- ・ 「雇用機会」「仕事の選択肢」といった施策の充実に対する意見が多く、人を呼び込むためには重要な施策である。企業誘致だけでなく、「地方にしながら都市の企業に勤める」「副業的に地方と関わる」など新しい働き方を町内でできる選択肢を増やしていくことが重要となる。
- ・ 自然や食といった琴浦町の強みを活かしながら、施策の選択と集中により暮らしの向上を図る。

各種ワークショップ

1. ことうら未来会議（住民ワークショップ）

6月に行った町民2,000名あての無作為抽出アンケートの中から申し込みいただいた人に参加いただき、ワークショップを通してまちづくりについて一緒に考えました。

（コーディネーター：鳥取大学工学部社会システム土木系学科准教授 長曽我部まどか氏）

	第1回	第2回
開催日	9月5日（日）	9月23日（木・祝）
会場	まなびタウン4階 多目的ホール	
参加者	町民21名 鳥取大学学生6名 他役場職員	町民17名 鳥取大学学生6名 他役場職員
内容	10年後の理想の琴浦町	これからのまちづくりに大事な視点を考える





2. 中学生ワークショップ

赤碕中学校

開催日：1. 7月9日（金）
14:50～15:40
2. 7月15日（木）
14:50～15:50

対象：2年生

内容：1.
・まちづくりビジョンの説明
・個人ワーク「地域や琴浦町のいいところ・好きなところを書いてみよう」
・グループワーク「僕／私が思う地域や琴浦町のいいところ・好きなところを話し合おう」
2.
・グループワーク「家族から聞いた地域や琴浦町のいいところ・好きなところを共有しよう」
・グループワーク「10年後もあったらいいなと思うもの・ことを話し合ってみよう」
・全体発表



東伯中学校

開催日：10月15日（金）
14:00～15:50

対象：1年生

内容：・まちづくりビジョンの説明
・グループワーク「琴浦町はどんなところ？」
・グループワーク「10年後の理想の琴浦町はどんなところ？」
・グループワーク「理想の琴浦町に向けて今の自分ができることはどんなこと？」
・全体発表



協力：鳥取大学（ワークショップ設計・運営）

3. オンラインワークショップ with コトトーク！

開催日：8月27日（金）

19:00～20:30

対 象：・琴浦町出身で県外に住む学生・社会人

・琴浦町にIUターンした若者

内 容：「ワタシが思うコトウラ」

・琴浦町にあるもの・ないもの

・琴浦町で暮らすとした時に大事だと思うもの



審議会委員

※敬称略

氏名	組織または団体
長曾我部 まどか (会長)	鳥取大学工学部准教授
馬野 慎一郎 (副会長)	琴浦町商工会会長
小泉 傑	琴浦町観光協会副会長
中井 一郎	琴浦町社会福祉協議会会長
山本 展史	鳥取中央農業協同組合農産部販売課長
山本 真理子	保育園・子ども園研修講師、元町保育リーダー
高力 和美	琴浦町教育委員
安谷 潔美	琴浦町男女共同参画推進会議会長
松田 洋子	琴浦子ども塾運営、琴浦町更生保護女性会会長、ザラニアルコーラス所属
山村 靖	山陰合同銀行東伯支店支店長
荻野 裕子	ほうきのジビエ推進協議会、元地域おこし協力隊
木山 美佐枝	まちづくりネットワーク所属、木育サポート森のきこりん代表
深谷 信介	ノートルダム清心女子大学教授、総務省地域力創造アドバイザー、元琴浦町参与
金川 眞巳	一般公募
松本 亮二	一般公募
藤田 澄	一般公募
遠藤 志穂	一般公募

SDG s

2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成された国際目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



議案第 106 号

琴浦町八橋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

琴浦町八橋財産区管理委員に次の者を選任したいので、琴浦町財産区管理
会条例(平成17年琴浦町条例第38号)第3条の規定により、本議会の
同意を求める。

記

- 1 氏名 松本 淳
- 2 任期 同意日から令和5年6月29日まで

令和 4 年 9 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志